

令和2年10月19日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成28年(行ウ)第3号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和2年7月20日

判 決

5 金沢市

原 告

金沢市鞍月1丁目1番地

被 告

石川県知事 谷本正憲

同訴訟代理人弁護士

小堀秀行

10

同 指 定 代 理 人

森岡真一

小杉浩

山村拓

浅野裕一

北村都

宮本喜隆

15

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

20

第1 請求

1 被告は、別紙1「議員氏名」欄記載1ないし21の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計(円)」欄記載の金額及びこれに対する平成27年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

2 被告は、別紙1「議員氏名」欄記載22及び23の者に対し、それぞれ、対応する同表「遅延損害金(円)」欄記載の金額の支払を請求せよ。

25

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、石川県の住民である原告が、石川県議会の議員である別紙1「議員氏名」欄記載の各議員（以下「本件各議員」と総称する。）が平成26年度に石川県から交付を受けた政務活動費を支出したことについて、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、同支出のうち、①別紙1「議員氏名」欄記載1ないし21の者については、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額は違法であり、上記議員らは、石川県に対し、違法に支出された上記金額に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、被告に対し、上記議員らに対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成27年5月1日（平成26年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求すべきことを求め、②別紙1「議員氏名」欄記載22及び23の者については、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額（ただし、後に任意返還されている。）が違法であり、上記議員らは、違法に支出された上記金額に対する平成27年5月1日から任意返還日（同欄記載22の者につき平成28年10月6日、同23の者につき同年4月4日。）までの民法所定の年5分の割合による遅延損害金に相当する金員を返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、被告に対し、対応する同表「遅延損害金（円）」欄記載の金額の支払を請求すべきことを求める事案である。

2 関係法令等の定め

・ (1) 地方自治法

（調査、出頭証言及び記録の提出請求並びに政務活動費等）

第100条

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議

会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。
この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

15 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

16 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

10 (2) 石川県政務活動費の交付に関する条例（平成13年石川県条例第22号。平成29年石川県条例第24号による改正前のもの。以下「本件条例」という。）

(趣旨)

15 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定により、石川県議会議員の調査研究その他
の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派（所属議員が一人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員に対し交付する政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

20 第2条 政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

25 2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てるものとする。

(政務活動費の請求、交付等)

第8条 会派の代表者及びその所属議員は、前条第1項の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月（中略）に、当該四半期に属する月数分（中略）の政務活動費を知事に請求するものとする。（以下省略）

（収支報告書）

5 第9条 会派の代表者及びその所属議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により毎年4月30日までに議長に提出しなければならない。

（政務活動費の返還）

10 第10条 会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費に係る収入の総額からその年度において行った政務活動費に係る支出（別表に定める政務活動に要する経費に充てたものに限る。）の総額を控除して残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を知事に返還しなければならない。

（議長の調査及び透明性の確保）

15 第12条 議長は、収支報告書について必要に応じて調査を行う等政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

2 前項に規定する調査に資するため、会派の代表者及びその所属議員は、第9条の規定により収支報告書を提出するときは、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない。

別表（2条関係）

政務活動に要する経費	内容
調査研究費	会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

広聴広報費	会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費
事務費	会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人件費	会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

(研修費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購入費及び事務所費は省略。)

(3) 石川県政務活動費運用基準（マニュアル）

「石川県政務活動費運用基準（マニュアル）」（乙3。以下「本件マニュアル」という。）は、石川県議会が平成25年4月に作成したものであり、その定めは別紙2のとおりである（本件マニュアルの目次記載6ないし11は省略。ただし、同7のうち①調査研究費、③広聴広報費、⑨事務費及び⑩人件費を除く。）。

3 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲証拠（書証番号は、特記なき限り枝番号を含む。以下同じ。）又は弁論の全趣旨によって容易に認定することができる事実）

(1) 当事者等

原告は、石川県の住民である。

被告は、石川県の執行機関である。

本件各議員は、いずれも平成26年度中に石川県議会の議員の職にあった者である（以下、別紙1の「議員氏名」欄記載の番号及び議員の氏をもって、それぞれ「室谷議員（1）」などという。）。

(2) 政務活動費の交付

被告は、平成26年度分の政務活動費として、本件各議員のうち金原議員（8）、吉田議員（9）及び米光議員（18）に対しては各354万円を交付し、その余の議員に対しては各360万円を交付した（甲1～23）。

(3) 政務活動費の支出

本件各議員は、平成26年度中に、別表Aないし乙及びAAないしAEにおける「支出内容」及び「支出額（円）」欄記載の各費用のうち、全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（以下「本件各支出」という。）。政務活動費から支出した金額は、対応する上記各表の「充当額（円）」欄記載のとおりである。

本件各議員は、本件条例9条及び本件マニュアルに基づき、平成27年4月30日までに、石川県議会議長（以下、単に「議長」ということがある。）に対し、平成26年度の政務活動費収支報告書（以下、単に「収支報告書」という。）及び政務活動報告書（以下、収支報告書と併せて「収支報告書等」という。）を提出した。

（4）本件訴訟に至る経緯

原告は、平成28年2月3日、本件各議員らが平成26年度中の政務活動費を充当した費用の中には充当が許されない違法な支出が含まれるなどと主張して、同支出に係る政務活動費の返還請求をするなど必要な措置をするよう被告に勧告することを求める住民監査請求を行ったが、石川県監査委員は、同年3月28日、原告に対し、請求を棄却する旨の監査結果を通知した（甲51）。

原告は、同年4月25日、本件訴えを提起した。

（5）収支報告書の修正及び政務活動費の返還

ア 室谷議員（1）は、平成28年2月23日、議長に対し、当初の収支報告書記載の支出の一部（別表E番号5, 8, 11, 14, 15, 20, 21, 23, 25, 28, 31）について、按分割合を2分の1とすべきものを全額充当する誤りがあったとして、これらの按分割合を2分の1に訂正し、政務活動費を充てることができる金額を2万0790円減額する旨の修正報告を行った（乙63）。

イ 木本議員（2）は、平成27年5月1日以降、議長に対し、別表B番号

24の支出の一部について、支出証明書及び領収書等を追加提出した（乙67）。

5

ウ 金原議員（8）は、平成28年3月30日、議長に対し、当初の収支報告書記載の人物費支出の一部（別表R番号1）について、政務活動費に充當しないこととし、政務活動費を充てることができる金額を6万円減額する旨の修正報告を行った（乙6）。

10

エ 中村議員（10）は、平成27年5月1日以降、議長に対し、政務活動報告書記載の広聴広報費支出の一部（別表G番号20）について、按分割合を3分の2とすべきものを4分の3として充当していた誤りがあったとして、按分割合を3分の2に訂正し、政務活動費を充てることができる金額を2167円減額する旨の修正報告を行った（乙64、65）。

15

オ 山田議員（11）は、平成27年5月1日以降、議長に対し、政務活動報告書記載の人物費支出の一部（別表T番号50）について、按分後の金額の記載に誤りがあったとして、政務活動費を充てることができる金額を350円増額する旨の修正報告を行った（甲66の49、乙78）。同議員は、平成28年10月3日、政務活動報告書記載の人物費支出の一部（別表T番号106）について、政務活動費に充當しないこととし、政務活動費を充てることができる金額を5000円減額する旨の修正報告を行った（乙50）。

20

カ 米光議員（18）は、平成28年3月15日、議長に対し、当初の収支報告書記載の広聴広報費支出の一部（別表K番号5）について、按分割合に誤りがあったとして、政務活動費を充てることができる金額を6万3396円減額する旨の修正報告を行った（乙66）。

25

キ 吉崎議員（19）は、平成30年3月22日、議長に対し、当初の収支報告書記載の広聴広報費支出の一部（別表F番号6、20、35、40）について、誤計上があったとして、政務活動費を充てることができる金額

を1万2427円減額する旨の修正報告を行った（乙188）。

5

ク 宮下議員（22）は、平成28年10月4日、議長に対し、当初の収支報告書記載の一部（別表Y記載の全支出）について、政務活動費を充当した額を返納するとして、政務活動費を充てることができる金額を120万円減額する旨の修正報告を行い、同月6日、石川県に同額を返納した（乙51, 52）。

10

ケ 米田議員（23）は、平成28年3月31日、議長に対し、当初の収支報告書記載の一部（別表A-E記載の全支出）について、政務活動費を充当した額を返納するとして、政務活動費を充てることができる金額を84万円減額する旨の修正報告を行い、同年4月4日、石川県に同額を返納した（乙4, 5）。

4 争点

- (1) 本件各支出は政務活動費を充てることができないものか
- (2) 本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等

15

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

ア 原告の主張

20

本件各議員は、平成26年度中に、別表AないしZ及びAAないしAEにおける「支出内容」「支出額（円）」欄記載の各費用のうち、対応する上記各表の「充当額（円）」欄記載のとおり、その全部又は一部に相当する金額を同年度に交付を受けた政務活動費から支出した（本件各支出）。

25

しかしながら、本件各支出のうち、対応する上記各表の「原告主張の違法支出額（円）」欄記載の金額（ただし、同欄記載の金額が「0」であるものを除く。また、別表Aの番号245は欠番とする。以下同じ。）は、政務活動費を充てることができないものである。その理由は、以下のとおりで

ある。

また、①山田議員（11）の前記3(5)才の350円増額する旨の修正報告に係る支出は架空支出であり、②米澤議員（21）の別表L及びM記載の事務費の「充当額」の合計101万2014円と同議員の平成28年1月27日付け修正報告（甲23）記載の事務費充当額（106万0241円）との差額は架空支出であるから、これらも違法支出である。
5

(ア) 政務活動費を充てることができる支出

地方自治法100条14項は、普通地方公共団体が会派又は議員に交付した「政務活動費を充てができる経費の範囲は、条例で定めなければならない」と規定する。
10

それゆえ、本件条例は、2条1項において調査研究等の政務活動「に要する経費に対して交付する」とこととし、同条2項では「別表に定める政務活動に要する経費に充てること」と規定し、同表において各「政務活動に要する経費」の「内容」を規定する（以下、本件条例別表に定める政務活動に要する経費を「条例所定経費」という。）。加えて、12条2項においては、「当該收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」と規定する。
15

そのため、議員が議長へ提出した「領収書その他の支出を証する書面」が政務活動に要する経費の内容に該当しない経費支出であるとの原告主張に対して、被告が当該支出を適法であると反証する場合においては、当該支出が政務活動に要する経費であることを裏付ける書証又は証人の証言調書を根拠としなければならない。当該経費支出が政務活動の経費支出であることを裏付ける根拠がない主張、議員自身が証明している文書を支出根拠とする主張及び政務活動費の経費支出であることを客観的に裏付ける書面であるとは認め難い書面を当該支出根拠とする場合、当
20
25

該経費支出は政務活動に要する経費支出であるとは認められない。

また、本件マニュアルは条例ではないから、政務活動費を充てることができる支出であるか否かを判断するに当たり、本件マニュアルを根拠することはできない。本件マニュアルにおいて、本件条例の内容と異なる経費を政務活動費の経費と規定すること及び「領収書を徵し難い場合」に当該議員自身が作成する支出証明書で政務活動に要する経費支出であることを証明できると規定することは、不合理である。

5 (イ) 収支報告書の修正

10 収支報告書の修正は、本件条例9条1項により定められた収支報告書の提出期限である平成27年4月30日までにする必要がある。それより後に収支報告書を修正することは、許されない。

(ウ) 調査研究費（別表A、B）

15 本件各支出のうち調査研究費に係るものに關し、別表A及びBの「原告主張の違法支出額(円)」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a ガソリン代（別表A）

木本議員（2）は、別表A記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」とする「支出額」につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、本件条例上、ガソリン代は調査研究費の経費であると規定されていない。

20 また、本件条例は、議員が議長に収支報告書を提出するに当たり、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならないと定めるところ、同議員は、かかる領収書等の支出を証する書面を議長に提出していない。

さらに、同表番号1は、石川県庁において、県職員新年度体制につ

いて協議する目的で支出されているが、この協議は執行機関の問題であって、調査研究費の支出ではない。

したがって、上記各支出は条例所定経費に該当しない。

b その他の支出（別表B）

木本議員（2）は、別表B記載のとおり、「支出内容」を「ETC利用料」等とする「支出額」につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、上記各支出は条例所定経費に該当しない。その理由は、同表「原告の主張」欄記載のとおりである。

また、同表番号1及び12の「支出内容」を「ETC利用料」とする支出は、被告の主張する政務活動が平成25年度に行われたものである。公金である政務活動費については、会計年度及びその独立の原則を定めている地方自治法208条が適用されるため、上記の各支出に平成26年度の政務活動費を充当することはできない。

(エ) 広聴広報費（別表C～K）

本件各支出のうち広聴広報費に係るものに關し、別表CないしKの「原告主張の違法支出額(円)」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができないもの

(a) 室谷議員（1）は、別表E記載のとおり、「支出内容」を「議会だよりH26年4月号 15,000部」等とする「支出額」の全額につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、上記「支出内容」に係る広聴広報活動には、政務活動の側面と同議員を宣伝する後援会活動の側面があるゆえに2分の1の按分充当支出とすべきであるから、上記「支出額」の2分の1を超える支出は、条例所定経費に該当しない。その他理由の詳細は、同表「原告の主張」欄記載のとおりである。

(b) 上記(a)と同旨の理由により、善田議員（6）、中村議員（10）、吉崎議員（19）及び井出議員（20）の対応する各別表記載の広聴広報費の「支出額」の2分の1を超える支出（ただし、別表D、H、Jを除く。）は、条例所定経費に該当しない。また、政務活動費の広聴広報費であると認めるためには、議員において、県政報告会や報告書の内容を証する書面を議長に提出する必要があるところ、同議員らは、かかる書面を提出していない。

井出議員（20）の別表C番号1及び2の「支出内容」を「ゆうメール特別 90通」及び「ゆうメール特別 23通」とする支出について、送付したとされる県政報告書（乙151～153）は、いずれも平成25年度以前に作成されたものであるため、平成26年度の支出の資料ではない。

その他理由の詳細は、上記各別表「原告の主張」欄記載のとおりである。

b 全額充当することができないもの

(a) 善田議員（6）は、別表J記載のとおり、「支出内容」を「ゆうメール特別 13, 044通【後援会】」等とする「支出額」の全額につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、上記各支出は、いずれも条例所定経費に該当しない。その理由の詳細は、同表「原告の主張」欄記載のとおりである。

(b) 上記(a)と同様に、中村議員（10）、米光議員（18）及び井出議員（20）の対応する各別表（別表D、H、K）記載の広聴広報費の支出は、条例所定経費に該当しない。その他理由の詳細は、上記各別表「原告の主張」欄記載のとおりである。

(才) 事務費（別表L、M）

本件各支出のうち事務費に係るものに関し、別表L及びMの「原告主

張の違法支出額（円）」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができないもの

米澤議員（21）は、別表L記載のとおり、「支出内容」を「文具代」とする「支出額」の全額につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、政務活動費の事務費については、2分の1の按分充当支出とするべきであるから、上記「支出額」の2分の1を超える支出は、条例所定経費に該当しない。

b 全額充当することができないもの

米澤議員（21）は、別表M記載のとおり、「支出内容」を「払込手数料」等とする「支出額」の2分の1につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、上記各「支出内容」は本件条例別表の定める事務費の内容ではなく、同議員は同条例が定める「支出を裏付ける書面」も添付していないから、上記各支出は、いずれも条例所定経費に該当しない。その他理由の詳細は、同表「原告の主張」欄記載のとおりである。

(力) 人件費（別表N～Z、AA～AE）

本件各支出のうち人件費に係るものに關し、別表NないしZ及びAAないしAEの「原告主張の違法支出額（円）」欄記載のものは、条例所定経費に該当しない。その理由は、以下のとおりである。

a 提出書類の不備（別表W等）

(a) 室谷議員（1）は、別表W記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助」等とする「支出額」の2分の1につき、政務活動費を充当した。

本件条例が定める政務活動費の人件費の内容は、「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」であるところ、「議員が行

う活動」とは「議員の具体的な政務活動（本件条例2条2項）」であるから、「議員が行う活動を補助する職員」とは議員の具体的な政務活動を補助する職員に限定された経費であって、政務活動専従者に対する経費を意味する。議員の抽象的な政務活動を補助する職員を雇用する経費や、議員の抽象的な政務活動を補助する継続雇用職員経費は、政務活動費の入件費ではない。そして、政務活動費の入件費支出においては、議員が行う具体的な政務活動の内容及び当該補助職員の労働実態を明らかにする必要がある。

ところが、被告が労働実態を証する書面として提出するもの（乙25）は、「県議会議員政務活動補助」を「従事する業務の種類」とし、同議員が平成26年4月1日以降継続雇用する者の雇用契約書であって、同議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面ではないから、これらの書面は、政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証すべき書面ではない。

本件条例は、議員が議長に收支報告書を提出するに当たり、当該收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならないと定めているが、上記のとおり、同議員は、当該雇用者の政務活動費の入件費に該当すること、すなわち、当該雇用者の雇用実態を証する書面を議長に提出していない。

したがって、上記各支出は、条例所定経費に該当しない。

(b) 上記(a)と同旨の理由により、稻村議員（3）、向出議員（4）、宇野議員（5）、善田議員（6）、不破議員（7）、金原議員（8）（ただし、別表R番号1の支出を除く。）、吉田議員（9）、中村議員（10）、山田議員（11）（ただし、別表T番号7、15、33、50、57、69、76、81、88、89、97、106、110及び

120の支出。), 田中議員(12)(ただし, 別表U番号6~13の支出を除く。), 藤井議員(13), 和田内議員(14), 西田議員(15), 本吉議員(16)(ただし, 別表AA番号4の支出を除く。)及び焼田議員(17)の対応する各別表記載の人事費の支出は, 条例所定経費に該当しない。

5

b 雇用形態の相違(別表U等)

(a) 田中議員(12)は, 別表U番号1~5記載のとおり, 「支出内容」を「政務活動に係る人事費として」とする「支出額」につき, 政務活動費を充当した。

10

しかしながら, 上記支出は, 同議員が役員を務める株式会社サンアールホールディングスへの支出である。本件条例は, 政務活動に要する経費と認める人事費を「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と規定しており, これは議員が労働者と直接雇用契約を締結した場合を意味するものであるから, 上記各支出は条例所定経費に該当しない。

15

(b) 上記(a)と同旨の理由により, 西田議員(15)による株式会社アグリサポートに対する業務委託料に係る人事費の支出(別表Z), 本吉議員(16)による同議員の事務所と雇用契約を締結した労働者の人事費の支出(別表AA)は, いずれも条例所定経費に該当しない。

20

c 政務活動費中の人件費の割合(別表N, O)

稻村議員(3)及び向出議員(4)の人事費に係る支出は, 同議員らが支出した政務活動費の中で大きな割合を占めている。このように他の政務活動経費の支出割合が少ないとからすれば, 上記議員らの人事費に係る支出は, 政務活動を補助する職員に対する経費ではないことがうかがわれる。

25

したがって、上記各支出は、条例所定経費に該当しない。

イ 被告の主張

(ア) 政務活動費を充てることができる支出

地方議会の議員は、市政の向上と発展を模索するために日常的に調査研究活動が期待されており、調査研究の対象は極めて広範囲に及び、調査方法も多種多様であるから、調査研究活動に伴う経費としての支出の適合性に関する判断は極めて広範な裁量の下に行われる。政務活動費として無制約の支出が認められるわけではないが、議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる。

このように、政務活動の支出の対象となった活動と地方行政との必要性・合理性の具備について、これらを欠くことが明らかである場合以外は、原則として議員の自主性、自律性を尊重し、当該活動に基づく政務活動費の支出は適正であるとされる。

また、本件マニュアルに特段不合理な点はないから、本件各議員が本件マニュアルに基づき支出したものについては、政務活動費を充てることができない支出とはいえない。

(イ) 収支報告書の修正

本件各議員のうち、収支報告書を修正した者（前記前提事実(5)）については、修正内容に基づき政務活動費の充当の違法性を判断すべきである。

(ウ) 調査研究費（別表A、B）

本件各支出のうち調査研究費に係るものに關し、別表A及びB記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しないものとはいえない。その理由は、以下のとおりである。

a ガソリン代（別表A）

木本議員（2）は、別表A記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」とする「支出額」につき、政務活動費を充当した。

原告は上記各支出が条例所定経費に該当しない旨主張するが、争う。

b その他の支出（別表B）

木本議員（2）は、別表B記載のとおり、「支出内容」を「ETC利用料」等とする「支出額」につき、政務活動費を充当した。

しかしながら、上記各支出は条例所定経費に該当しないものとはいえない。その理由は、同表「被告の主張」欄記載のとおりである。

なお、同表番号1及び12の「支出内容」を「ETC利用料」とする支出は、平成25年度中の政務活動に対するものではあるが、本件条例等において、政務活動費を充てることができる経費について、その支出ないし支出原因の発生時期を限定する趣旨の規定はない。また、会計年度及びその独立の原則を定める地方自治法208条は、普通地方公共団体について、一定の期間を画し、当該期間における収入及び支出の均衡を図る趣旨にとどまるから、同条の存在をもって、特定の年度の政務活動費について、これを充てができる経費は、当該年度中に支出ないし支出原因が発生したものに限られるものではない。

同議員が平成25年度の政務活動費として請求していないのは、これらの支出の支払時期の問題から生じる事情によって、実際の事務手続上、同年度の政務活動費として請求することができなかつたからである。

(エ) 広聴広報費（別表C～K）

本件各支出のうち広聴広報費に係るものに關し、別表CないしK記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しないものではない。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができない旨の主張に關し

(a) 室谷議員（1）は、別表E記載のとおり、「支出内容」を「議会だよりH26年4月号 15,000部」等とする「支出額」の全額につき、政務活動費を充当した。

広聴広報費について、本件条例では、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、本件マニュアルにおいて、「『県政に関する政策等』の『等』は、会派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである」と記載されていることからも、原告が主張するような「『議会だより』には政務活動費の側面と室谷議員を宣伝する後援会活動の側面がある」という理由のみによって、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に按分しなければならないものではない。その他理由の詳細は、同表「被告の反論」欄記載のとおりである。

(b) 上記(a)と同旨の理由により、善田議員（6）、中村議員（10）、吉崎議員（19）及び井出議員（20）の対応する各別表記載の広聴広報費の「支出額」の2分の1を超える支出（ただし、別表D、H、Jを除く。）は、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に按分しなければならないものではない。

井出議員（20）の別表C番号1及び2の支出は、支出自体は平成26年度に行われたものであるため、平成26年度の政務活動費を充当することに問題はない。

その他理由の詳細は、上記各別表「被告の反論」欄記載のとおりである。

b 全額充当することができない旨の主張に関し

(a) 善田議員（6）は、別表J記載のとおり、「支出額」の全額につき、政務活動費を充当した。

上記各支出は、いずれも広聴広報活動に必要な経費として政務活

動費から充当することができるものである。その理由の詳細は、同表「被告の反論」欄記載のとおりである。

(b) 上記(a)と同旨の理由により、中村議員（10）、米光議員（18）及び井出議員（20）の対応する各別表（別表D、H、K）記載の支出は、いずれも広聴広報活動に必要な経費として政務活動費から充当することができるものである。その他理由の詳細は、上記各別表「被告の反論」欄記載のとおりである。

④ 事務費（別表L、M）

本件各支出のうち事務費に係るものに關し、別表L及びM記載のものは、いずれも条例所定経費に該当しないものではない。その理由は、以下のとおりである。

a 2分の1を超えて充当することができない旨の主張に關し
米澤議員（21）は、別表L記載のとおり、「支出内容」を「文具代」とする「支出額」の全額につき、政務活動費を充当した。「文具代」の内容は、ペン及び用紙である（甲59の74）。

「文具代」については、必ず2分の1に按分しなければならないということではなく、全額を政務活動費に充当していることのみを理由として違法支出になるものではない。

b 全額充当することができない旨の主張に關し
米澤議員（21）は、別表M記載のとおり、「支出内容」を「振込手数料」等とする「支出額」の2分の1につき、政務活動費を充当した。

上記各「支出内容」は、政務活動に必要な物品の購入、役務の提供等の支払のために必要なもの（「振込手数料」）、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費であつて本件マニュアルで事務費と定められたもの（「携帯電話使用料」、「自動車リース代」等）であるため、政務活動費からの支出が認められる。また、「北國キャッシュサー

ビス利用明細」等が「支出を裏付ける書面」であることは明らかである。その他理由の詳細は、同表「被告の反論」欄記載のとおりである。

(カ) 人件費

a 提出書類の不備の主張に関し

本件マニュアルにおいて、労働実態を証すべき書面を議長に提出することは必要とされていないから、同提出がないことをもって条例所定経費に該当しないものとなることはない。また、当該雇用者が政務活動費の人件費に該当する労働実態があることは、当該雇用者との雇用契約書（乙25等）に記載のとおりである。

政務活動費から人件費を充当する場合、政務活動専従者でなければ政務活動費を充当できないものではない。政務活動専従者でなくとも、2分の1に按分すれば、政務活動費を充当することに問題はない。

b 雇用契約の相違の主張に関し

政務活動費から人件費を充当する場合、法律上の雇用契約でなければならぬものではなく、派遣労働契約や業務委託契約でも問題はない。これらの契約であっても、議員は、当該従業員をして、政務活動の補助をさせることができるし、それについて何らの支障もない。

また、「本吉きよと事務所」との契約は、本吉議員（16）との契約である。

c 政務活動費中の人件費の割合の主張に関し

原告の主張を争う。

(2) 争点2（本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等）について

ア 原告の主張

石川県において、政務活動費は、概算払いとして前払いされている。そして、本件条例9条1項の定める収支報告書の提出期限は前払いされた政

務活動費の精算期限でもあるから、政務活動費の返還債務は確定期限付き債務であって、民法412条1項が適用される。

そのため、本件各議員は、違法に支出した政務活動費について、上記精算期限である平成27年4月30日の翌日から支払済みまでの遅延損害金を支払う義務がある。

したがって、本件各議員は、民法704条の不当利得として、前記第1請求記載の金員の支払義務がある。

イ 被告の主張

原告の主張を争う。

政務活動費の返還義務は不当利得により発生するところ、この返還義務は期限の定めのない債務であるから、権利者が請求をしたときに遅滞となる（民法412条3項）。

本件において、権利者である被告は本件各議員に対して具体的な請求行為をしていないから、上記返還義務は遅滞に至っておらず、遅延損害金の支払義務は生じない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（本件各支出は政務活動費を充てることができないものか）について

(1) 政務活動費に関する支出の違法性の判断の枠組み

ア 地方自治法100条14項は、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における議員に対し、政務活動費を交付することができ、この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない旨規定する。その趣旨は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図るため、議会における議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化したものであると解される。

このように、同項は、政務活動費を議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付する旨を規定した上で、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めるものとしており、それ以上に具体的な定めを設けていないことに照らせば、同法は、各地方公共団体において、その実情に応じた運用を図るべく、議会の定める条例にその具体化を委ねることとしたものと解される。

そして、本件条例は、地方自治法100条14項等の規定を受けて、石川県議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議員に対して、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものであるところ（1条）、本件条例2条は、政務活動費は別表に定める政務活動に要する経費（条例所定経費）にのみ充てることができる旨規定し、本件条例10条は、当該年度において交付された政務活動費から条例所定経費に該当する支出の総額を控除して残余がある場合には、当該議員は知事に対し、当該残余の額に相当する額を返還しなければならない旨規定する。また、本件条例別表は、本件条例2条の政務活動費を充てることができる経費として、会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査嘱託に要する経費である調査研究費等を列挙して規定する。

このように、政務活動費が使途を限定して交付される公金であり、残余があれば返還しなければならないとされていることからすれば、政務活動費を充てることが許される議員の調査研究その他の活動に係る経費に該当するためには、当該行為ないし活動に基づく支出が本件条例別表に則したものであることを要するものと解され、本件条例に基づき政務活動費の交付を受けた議員が、当該年度において交付を受けた政務活動費を本件条例別表の定めを逸脱する支出に充てた場合には、当該議員は、これらの支出に充てられた部分に相当する額について、石川県に対して不当利得返還

義務を負うものというべきである。

イ ところで、本件条例は、条例所定経費として、調査研究費、広聴広報費等の費目のそれぞれについて、許容される使途内容をやや抽象的に規定するところ、政務活動費が議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費として交付されるものであるという地方自治法及び本件条例の趣旨に照らせば、経費の支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠く場合などには、条例所定経費に該当しない支出に当たると解される（最高裁平成21年（行ヒ）第214号同22年3月23日第三小法廷判決・集民233号279頁、最高裁平成22年（行ヒ）第42号同25年1月25日第二小法廷判決・集民243号11頁参照）。

ウ(ア) また、石川県議会は、条例所定経費を具体化した本件マニュアルを作成しているところ、その趣旨は、本件条例の定める条例所定経費を具体化し、その細目を定めることにより、地方の実情を踏まえつつ政務活動費の使途の透明性をより一層確保する点にあると解されるものであり、これは議会の自律性が尊重されるべき制度下において、石川県議会の条例所定経費に対する意思が発現されたものと解される。そうすると、本件マニュアルは、その内容が地方自治法や本件条例等の趣旨に合致しない不合理なものと認められない限り、前記イの合理的関連性の有無の判断をする際の指針として参考されるものであると解される。

ここで、本件マニュアルは、政務活動との合理的関連性に配慮し、社会通念等に照らして第三者から誤解を受けかねないもの（例えば政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費等への支出。）について、政務活動費を充当するのに適しない旨の記載（12項）が存するほか、使途の明確性に配慮し、支出の内容に関して一定程度具体的な立証を求める旨の記載（例えば、領収書には、宛名（原則として議員本人名）、金額、発行

年月日、内容等の記載が必要であること（4項(2)）、人件費については、雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払簿等を備える必要があるとすること（7項⑩）など。）が存するところ、これらの記載を含め、本件マニュアル中に、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理な点は見当たらず、本件マニュアルの内容は、基本的に、条例所定経費の解釈の指針として参照されるものということができる。

(イ) これに対し原告は、①本件マニュアルは条例ではないから、条例所定経費の解釈に当たり、これを参酌することはできない、②本件マニュアルにおいて、本件条例の内容と異なる経費を政務活動費の経費と規定すること及び「領収書を徵し難い場合」に当該議員自身が作成する支出証明書で政務活動に要する経費支出であることを証明できると規定することは、不合理である旨主張するので、この点について検討する。

a 上記①の点について

本件マニュアルは、本件条例と異なる内容を定めるものではなく、これを具体化しその細目を定めるものであることについては、前記(ア)で説示したとおりである。

したがって、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルを参照したとしても、これをもって地方自治法100条14項の趣旨に反するものとはいえない。

b 上記②の点について

(a) 支出費目

本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の調査研究費について、「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定める（別表(2条関係)）。

そして、本件マニュアルは、上記経費を交通費、宿泊料、会費等、

5 食糧費等の性質ごとに区分した上で、これらの区分ごとにその具体例を掲げているところ、これらの経費は、その内容性質に照らして、一般に上記のような議員の調査研究に伴い必要となり得る経費であるといえるから、かかる本件マニュアルの定めは、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。

10 また、本件マニュアルは、政務活動費を充てることができる議員の広聴広報費、事務費及び人件費についても、経費を性質ごとに区分した上で、区分ごとにその具体例を掲げているところ、これらの経費も、その内容性質に照らして、一般に本件条例の定める議員の広聴広報活動、議員活動に係る事務の遂行、議員活動を補助する職員の雇用に伴い必要となり得る経費であるといえるから、かかる本件マニュアルの定めは、地方自治法や本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。

15 (b) 支出証明書

20 本件条例は、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書を議長に提出する際に、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」（12条2項）と定めるところ、その趣旨は、支出の事実を裏付ける資料の提出を求めることにより、政務活動費の使途の透明性を確保することにあると解される。一方、本件条例には、「その他の支出を証する書面」の作成者、作成時期、記載内容等に関する具体的な定めはなく、当該議員自身が作成する文書を除外する旨の定めもない。

25 ここで、本件マニュアルには、議員が収支報告書と併せて議長に提出する上記「領収書その他の支出を証する書面」に関し、領収書の添付を原則とするが、領収書を徵し難い「①運賃等（自動券売機

で購入する切符代、路線バス運賃)」及び「②その他(預金口座引き落としによる支出等)」については、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書による報告を可能とし、同証明書には、支出金額及び充当金額、支出先、領収書を徵し難い理由、口座引落しの有無等を記載し、預金口座引落しによる支払がされる場合は、当該引落しを証する預金通帳の写し(該当部分のみ)を添付しなければならない旨の定めがある(4項)。

そこで検討するに、本件マニュアルが規定する上記①及び②の場合に商慣習上領収書の徵収が困難であることは、社会通念上明らかである。そして、かかる場合にまで領収書の提出を義務付けたときは、日々行われる議員の多種多様な政務活動を妨げることになりかねない一方、上記の形式による政務活動費支出証明書による報告によっても、一定程度当該支出の事実及び政務活動との関連性を確認することは可能である。

以上の諸事情を勘案すれば、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。

(c) 小括

以上によれば、原告の上記②の主張は採用することができない。

エ ここで、不当利得返還請求権の発生原因事実の一つである法律上の原因がないことは、当該請求権があると主張する者において主張立証しなければならないものである。

もっとも、議員が支出した政務活動費の詳細な使途や目的については、地方公共団体の住民が把握することは困難である場合も多いと考えられる一方、当該議員は、使途について知悉し、資料も所持していることが通常である。また、前記第2のとおり、政務活動費の使途の透明性の確保の

観点から、地方自治法100条15項は、政務活動費の交付を受けた議員等は条例の定めるところにより収支報告書を提出すべき旨規定し、同条を受けた本件条例においても、政務活動費の交付を受けた議員に、収支報告書の作成並びに同報告書及び当該支出に係る事実を証する書類の写しの提出を義務付け（9条、12条）、議長に対しても、政務活動費の適正な運用を期すため、収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うなど使途の透明性の確保に努めるものとしている（12条）。

そこで、このような事情を勘案すると、原告において、本件各支出に関し、条例所定経費に該当する支出でないことを推認させる一般的・外形的事実（以下、単に「外形的事実」ということがある。）の存在を主張立証した場合には、当該支出が条例所定経費に該当しないものであることが事実上推認されるというべきである。そして、原告は、上記の外形的事実として、本件各支出につき、①当該支出が、本件条例の別表所定の項目及び内容に該当しないこと、又は、②当該支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実を主張立証する必要があると解されるが、それらの主張立証がされた場合は、被告においてこれを覆す適切な立証を行わない限り、条例所定経費に適合していない支出であると認められることとなる。

(2) 収支報告書の修正について

前記前提事実(5)のとおり、本件各議員の一部は、当初の収支報告書記載の支出の一部について、政務活動費に充当しないこととするなどの修正をしている。

この点について原告は、収支報告書の修正は本件条例9条1項により定められた収支報告書の提出期限である平成27年4月30日までにする必要があり、それより後にされた上記修正はいざれも許されないから、当初の収支

報告書の記載に基づき、当該支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきである旨主張する。

そこで検討するに、本件条例9条1項が収支報告書の提出期限を定める趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の額は、議員が作成・提出した収支報告書等の内容を踏まえて被告において判断することになるため、被告において議員の政務活動費に係る支出が条例所定経費に充てたものか否かの判断を可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、速やかにその返還を求められるようすることにあるものと解され、かかる同項の趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきであるといえる。

しかしながら、本件条例には、提出期限後に収支報告書を修正することが許されない旨の定めはないことに加え、収支報告書の記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、提出期限後の修正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の使途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、提出期限後の修正が一律に禁止されていると解することはできず、本件マニュアルが、「出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに修正後の収支報告書及び修正箇所を明記した文書（正誤表、理由書）等の関係書類を議長に提出しなければならない。」（5項(1)③）と規定しているのも、このことを前提としているものと解される。

以上によれば、収支報告書の記載内容の修正があった場合には、それが提出期限後のものであったときでも、当該修正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当である。

したがって、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 調査研究費について

ア、ガソリン代に関し（別表A）

木本議員（2）が、別表A記載のとおり、「支出内容」を「ガソリン代」とする「支出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

そして、原告は、①本件条例上、ガソリン代は調査研究費の経費であると規定されていないこと、②同議員は、本件条例が定める領収書等の支出を証する書面を議長に提出していないこと、③同表番号1は、石川県庁において、県職員新年度体制について協議する目的で支出されているが、この協議は執行機関の問題であって、調査研究費の支出ではないことなどを理由に、上記各支出は条例所定経費に該当しないものである旨主張する。

しかしながら、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、本件マニュアルの内容を参照できることは、前記(1)のとおりである（以下同じ。）。

ここで、本件マニュアルの「政務活動費使途基準表」（7項。以下「使途基準表」という。）には、調査研究費の主な支出費目の例（交通費）として「自家用車利用経費（ガソリン代）」が挙げられており、さらに、走行距離で積算する場合には、石川県における応招旅費の現行単価である1km当たり37円で積算するものと定められているところ、議員が調査研究活動を行う場に赴く際に移動手段として自動車を使用した場合、移動のために要したガソリン代は議員の政務活動のために必要な費用であると解されるし、当該費用の算定方法も、走行距離に応じて県の応招旅費の現行単価で積算するというものであるから、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。

そして、同議員は、この積算方式を採用した上、その「距離」「目的地・開催地等」「内容・目的等」を記載した政務活動報告書（乙94）を收支報告書と共に議長に提出したものであることが認められるところ、その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

また、本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の調査研究費

の内容を「会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定めるところ、このような議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり、個々の活動が県政と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえる。

そこで、これらの諸事情に照らすと、上記政務活動報告書に記載された活動が石川県（以下、単に「県」ということがある。）の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」として挙げる支出（12項）に該当するといった事情もうかがわれないから、議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠はないというべきであって、原告において外形的事実、すなわち、本件各支出に関し、条例所定経費に該当する支出でないと推認させる一般的・外形的事実の立証がされているものとはいえない。

以上によれば、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

イ その他の支出に関し（別表B）

同議員が、別表B記載のとおり、「支出内容」を「ETC利用料」等とする「支出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、同表「原告の主張」欄記載のとおり、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

（ア）別表B番号1等の支出

a　原告は、別表B番号1の「支出内容」を「ETC利用料」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、①ETC利用料金支出は、本件条例が調査研究費の内容に規定する支出ではないし、「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は本件条例の定める「支出を裏付ける

書面」ではない、②政務活動費の調査研究費であると認めるためには、当該支出が政務活動費の調査研究費支出であることを証する書面を提出する必要があるところ、同議員はかかる書面を提出していないため、被告が主張する当該研修会、当該視察及び当該懇談の目的・内容が明らかでないし、上記目的・内容でETC利用料が不可欠であるとはいえない、③当該施設は議員でなくても見学できる施設である、④被告の主張する政務活動は平成25年度に行われたものであるところ、公金である政務活動費については、会計年度及びその独立の原則を定めている地方自治法208条が適用されるため、平成26年度の政務活動費を充当することはできない旨主張する。

そこで、かかる主張の当否について検討する。

(a) 上記①の点について、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の支出費目の例（交通費）として「高速道路等利用料」が挙げられており、さらに、運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）及びその他（口座引き落としによる支出等）については、領収書を徵し難い場合に当たるとして、政務活動費支出証明書による報告を可能とし、預金口座引落しにより支払がされるときは、当該引落しを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付するものと定めている。

そして、同議員は、上記方式を採用した上、クレジット会社の「ご利用明細書」を添付した「政務活動費支出証明書」（乙95の1）を政務活動報告書（乙94）及び収支報告書と共に議長に提出したことが認められるから、原告の主張する上記①の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めるることはできない。

(b) 上記②の点について、本件条例は、議員は収支報告書に記載され

た政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（12条2項），本件条例において，政務活動費の支出を証する書面として，当該支出に係る調査研究活動の目的や内容を証する書面を議長に提出する必要があることは規定されていない。また，条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり，本件マニュアルの内容を参照できることについては前記(1)のとおりであるところ，同マニュアルの使途基準表にも，政務活動報告書に政務活動の内容・目的等を記載する旨の定めはあるものの，議員において当該支出に係る調査研究活動の目的や内容を証する書面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。

したがって，議員において当該支出に係る調査研究活動の目的や内容を証する書面を議長に提出していない点をもって直ちに，当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

そして，被告は，当該研修会，当該視察及び当該懇談の目的・内容について，同表「被告の主張」欄記載のとおり主張するところ，その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。また，前記アのとおり，本件条例の定める議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり，個々の活動が県政と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては，議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえること等の諸事情に照らすと，上記研修会等が県の事務，地方行財政等と無関係であるとはいえず，これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

なお，原告は，上記目的・内容でETC利用料が不可欠であるとはいえない旨主張するが，本件条例及び本件マニュアルにおいて，

調査研究費に政務活動費を充当する要件として、調査研究活動のために当該支出が不可欠であることの記載又は示唆はないし、議員の調査研究活動の内容に関する上記の説示内容に照らしても、原告の上記主張を採用することはできない。

以上によれば、原告の主張する上記②の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

(c) 上記③の点については、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認められるには、原告において外形的事実、すなわち、当該支出の対象となる行為が、その客観的な目的や性質に照らして議員の議会活動の基礎となる調査研究活動その他の活動との間に合理的関連性を欠くことを基礎付ける事実等を主張立証する必要があることは、前記(1)エのとおりであるところ、当該施設が議員でなくとも見学できる施設であることをもって直ちに、当該施設を視察することと上記調査研究活動との間に合理的関連性を欠くものであると認めることはできない。

(d) 上記④の点について、本件条例は、政務活動費を四半期ごとに交付するものとし、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付し（8条1項、2項）、交付を受けた政務活動費に係る収入の総額から当該年度において行った政務活動費に係る支出の総額を控除して残余があるときは、これを知事に返還しなければならないと定めることから（10条）、当該年度の政務活動費を充当できるのは同年度に行った支出であることを要する旨を規定したものと解される。

他方、政務活動に係る支出の中には、後述するE T C利用料の支出のように、当該支出に係る政務活動を実施した時から当該支出を

するまでの間にある程度の時間を要するものもあるところ、本件条例及び本件マニュアルには、このような場合の政務活動費の支出に
関し、当該年度に政務活動を実施したものに限定する旨の記載ない
し示唆はない。

5 また、地方自治法 208 条は、普通地方公共団体の各会計年度に
おける歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならな
いと規定するが、同規定の存在をもって直ちに、当該年度に議員に
交付された政務活動費を充当できるのは、同年度に当該議員が政務
活動を実施したものに限られると解することは困難である。

10 そうすると、政務活動費を充てることができる支出について、当
該年度中に政務活動が実施されたものに限ると解すべきであるとは
いえない。

そして、証拠（甲 52 の 1）及び弁論の全趣旨によれば、別表B
番号 1 の各支出は、ETC 利用料の預金口座からの引落日時があら
15 かじめ定められており、ETC の利用時期と引落時期との間に一定
の日数を要することから、当該利用がされた平成 25 年度ではなく、
当該引落しがされた平成 26 年度の政務活動費として計上したもの
であることが推認されるところ、議員に対して政務活動費を交付す
ることができる旨を定めた地方自治法の趣旨（前記(1)ア）に鑑みると、
20 政務活動のために ETC を利用したものであり、平成 26 年度
中にその費用を支出した場合には、同年度の政務活動費から支出す
ることも許されると解するのが相当であり、年度末が近づくと ETC
を利用して政務活動費を充てることが許されなくなると解する
のは相当でない。

25 (e) 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているもの
とはいはず、別表B 番号 1 記載の支出が条例所定経費に該当しない

ものと認めることはできない。

- b 原告は、別表B番号12, 26, 32, 39, 53, 58, 61, 66, 72及び82の「支出内容」を「ETC利用料」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、別表Bの上記番号に対応する「原告の主張」欄記載のとおり主張する。

これらの主張のうち、前記a①ないし④と同旨のものについて、これを採用できないことは、前記aのとおりである。

原告は、このほかに、①富山県のママさんスポーツを振興するための懇談（番号12）、衆議院議員への陳情活動（番号26）、北信越県議会議長OB研修会（番号53）、憲法改正講演会（番号66）及び白山市産業振興についての懇談（番号82）は、石川県の事務でも地方行財政の調査研究でもない、②県議会海外視察（番号61）は、議会活動や議員有志の海外旅行の可能性がある旨主張する。

まず、上記①の点について、前記アのとおり、本件条例が政務活動費を充てることができると定める議員の調査研究活動は多岐にわたるものであり、個々の活動が県政と関連するかどうかや個々の経費の支出が同活動のために必要かどうかについては、議員の合理的判断に委ねられる部分があるといえるところ、富山県ママさんスポーツを振興するための懇談はその名称からして、北信越県議会議長OB研修会はその目的・内容からして、白山市産業振興についての懇談はその懇談内容からして、直ちに石川県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいえないし、衆議院議員への陳情活動及び憲法改正講演会も、陳情先が国會議員であることや講演会の演題が憲法改正であることをもって、それだけで直ちに県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいえない。そして、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充當するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

次に、上記②の点について、同議員は、議長に提出した海外政務活動結果報告（乙102）において、上記視察は、小松空港国際化推進を目的として、タイ国とのチャーター便の協力依頼及び定期便開設に向けたビジネスにおける石川県とタイ国との往来等の調査をするとともに、友好親善を深めるために実施されたものであり、5日間の日程の中で、タイ国現地の複数の航空会社及び同国の政府観光庁を訪問し、小松・タイ間の航空機の運航に関する協力依頼や調査等を実施した旨記載するところ、これらの記載が虚偽であるとは認められない。そして、そこに記載された活動内容が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれないから、前記アと同様に、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(イ) 別表B番号2等の支出

a 原告は、別表B番号2及び37の支出内容を「入館料」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、①政務活動費支出証明書は本件条例の定める「支出を裏付ける書面」ではない、②ミュゼふくおかカメラ館の入館料金支出は、本件条例において調査研究費の内容に規定された支出ではないし、被告が主張する当該視察の目的・内容が明らかでない旨主張する。

まず、上記①の点について、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルの内容を参照できること、本件マニュアルには、領収書を徵し難い場合に政務活動費支出証明書による報告を可能

とする旨の定めがあることは、前記ア a のとおりである。

そして、同議員は、上記方式を採用した上、ミュゼふくおかカメラ館のチケットを添付した「政務活動費支出証明書」(甲 52 の 2) を政務活動報告書(乙 94) 及び収支報告書と共に議長に提出したことが認められるから、原告の主張する上記①の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

次に、上記②の点について、被告は、上記支出は上記カメラ館の入館料であり、同館を視察した目的について、同表「被告の主張」欄記載のとおり主張するところ、その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。そして、かかる視察が県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

b 原告は、別表B番号9の支出内容を「入場料」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、同表の「原告の主張」欄記載のとおり主張する。

上記「原告の主張」は、いずれも前記 a と同旨のものであるところ、前記 a と同旨の理由により、これを採用することはできない。

(ウ) 別表B番号3等の支出

a 原告は、別表B番号3の「支出内容」を「運賃」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、①東京モノレール及び地下鉄等運賃支出は、本件条例が調査研究費の内容に規定する支出ではないし、政務活動費支出証明書は本件条例の定める「支出を裏付ける書面」で

5
はない、②被告が主張する当該調査協議の目的・内容が明らかでない、
③これらは誰でも見学できる施設である旨主張する。

まず、上記①の点について、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり本件マニュアルの内容を参照できること、本件マニュアルには、領収書を徵し難い場合に政務活動費支出証明書による報告を可能とする旨の定めがあることについては、前記アaのとおりである。

10
そして、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の支出費目の例（交通費）として「JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶」が挙げられており、同議員は、上記方式を採用した上、「支出先」欄に「東京都等」、「備考」欄に「東京モノレール」「地下鉄等運賃」等と記載した「政務活動費支出証明書」（甲52の3）を政務活動報告書（乙94）、県外政務活動結果報告（乙162）及び収支報告書と共に議長に提出したことが認められるから、原告の主張する上記①の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認める

15
ことはできない。

次に、上記②の点について、被告は、上記支出は政務活動のための交通費実費であり、その目的地及び目的について、同表「被告の主張」欄記載のとおり主張するところ、その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。そして、かかる活動は県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

さらに、上記③の点について、原告の主張に理由がないことは、前記ア及びイのとおりである。

25
以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めること

はできない。

- b 原告は、別表B番号36の「支出内容」を「宿泊代」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、当該支出は本件条例が調査研究費の内容に規定する支出ではないし、被告が主張する当該宿泊の必要性や目的が明らかでない旨主張する。

そこで検討するに、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」（宿泊料（国内の場合））として「1泊2食、冷暖房費、サービス料、消費税など」が挙げられ、「実費とし費用弁償の額を上限とする 甲地 14,800円 乙地 13,300円」との定めがあることが認められる。また、上記充当額は、本件マニュアルの上記定めに適うものである。

そして、被告は、当該宿泊の目的・必要性について、同表の「被告の主張」欄記載のとおり主張し、その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。また、かかる活動は県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

- c 原告は、別表B番号95の「支出内容」を「航空券 宿泊代 タクシ一代等」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、①航空券・宿泊代、タクシー運賃及び京浜急行電車運賃の各支出は、本件条例が調査研究費の内容に規定する支出ではないし、政務活動費支出証明書は本件条例の定める「支出を裏付ける書面」ではない、②同支出の原因となる政務活動の内容が明らかでない旨主張する。

まず、上記①の点について、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の支出費目の例（交通費）として「JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶」、「タクシー等（緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的理由がある場合）」が挙げられ、同（宿泊料（国内の場合））として前記bの定めがあることが認められる。そして、県外政務活動結果報告（乙106）に記載された当該視察の視察先及び日程からして、タクシーを利用する合理的理由があるといえないとまでは認められないし、上記充当額のうち宿泊費に係る部分は、本件マニュアルの上記定めにも適うものである。

また、本件マニュアルには、運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）は領収書を徵し難い場合に当たるとして、政務活動費支出証明書による報告を可能とする旨定めていることは、前記aのとおりであるところ、同議員は、上記方式を採用した上、政務活動費支出証明書（甲52の93）を政務活動報告書（乙94）、上記県外政務活動結果報告及び收支報告書と共に議長に提出したことが認められるから、原告の主張する上記①の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

次に、上記②の点について、被告は、上記支出の原因となる政務活動の内容は上記県外政務活動結果報告記載のとおりであると主張するところ、その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。そして、かかる活動は県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(エ) 別表B番号4等の支出

a 原告は、別表B番号4の「支出内容」を「イシカワケンスモウレンメイ」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、①「北國キャッシュサービスご利用明細」は本件条例の定める「支出を裏付ける書面」ではない、②「シャ) イシカワケンスモウレンメイ」への支出は、本件条例が調査研究費の内容に規定する支出ではないし、被告が主張する当該団体の活動実態が明らかでない旨主張する。

まず、上記①の点について、本件条例は、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書を議長に提出する際に、「当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを併せて提出しなければならない」(12条2項)と定めるところ、その趣旨は、支出の事実を裏付ける資料の提出を求めることにより、政務活動費の使途の透明性を確保することにあると解される。一方、本件条例には、「領収書その他の支出を証する書面」の作成者、作成時期、記載内容等に関する具体的な定めはない。また、政務活動費に係る地方自治法及び本件条例の規定に照らせば、政務活動費を充当できる経費の範囲は、当該経費の内容等に照らして客観的に判断されるべきものであり、その判断の基礎となる資料は、議員が収支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないというべきである。

ここで、同議員は、議長に対し、上記支出を証する書面として、収支報告書と共に北國銀行の「キャッシュサービスご利用明細」(甲52の4)を提出したところ、同明細の記載内容から、同議員が平成26年4月16日に「シャ) イシカワケンスモウレンメイ」に1万500円を振込送金したことが認められる。そして、同議員が収支報告書と共に議長に提出した政務活動報告書(乙94)の上記年月日に係る支出の「内容・目的等」欄には、「石川県相撲連盟年会費」との記載が

あることを併せ考慮すると、上記送金は石川県相撲連盟の年会費として支出されたものであると認められる。

そうすると、上記「ご利用明細」は本件条例の定める「支出を裏付ける書面」に該当するものと解するのが相当であり、かかる解釈は地方自治法及び本件条例の趣旨に反するものではないといえる。

したがって、原告の上記①の主張は採用することができない。

次に、上記②の点について、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」として「会費等」が挙げられ、「会費についての考え方については、…『会費として支出するのに適しない例』を参照」と記載され、政務活動費から支出するのが不適切な例を挙げているところ、上記支出がかかる不適切な例に該当するものと認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

b　原告は、別表B番号5, 10, 15, 22, 23, 27, 38, 42, 44, 46, 52, 54, 60, 71, 73, 74, 77, 78, 81, 91, 93及び96の「支出内容」を「バーデン・ヴェルテンベルグ会」等とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、同表の上記番号に対応する「原告の主張」欄記載のとおり主張する。上記「原告の主張」は、いずれも前記a①及び②又はそのいずれかと同旨のものである。

まず、上記①の主張を採用できないことは、前記aのとおりである。

次に、上記②の主張について、被告は、上記支出の原因となる政務活動の内容について、同表の上記番号に対応する「被告の反論」欄記載のとおり主張するところ、その内容が虚偽であることをうかがわせ

る証拠はない。そして、かかる活動は県の事務、地方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「会費として支出するのに適しない例」又は「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

5 また、被告は、支出内容を「石川県旅行業協会」とする上記支出（番号54）はタイ視察の交通費等である旨主張するところ、上記視察が議員の議会活動の基礎となる調査研究その他の活動との間に合理的関連性を欠くことについて、これを認めるに足りる証拠がないことは、前記(ア)bのとおりである。

10 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(オ) 別表B番号8等の支出

15 原告は、別表B番号8, 18, 28, 34, 40, 48, 55, 59, 64, 68, 75及び86の「支出内容」を「政務活動・事務所事務・ホームページ管理」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1について按分充当支出とするべきである旨主張する。

20 そこで検討するに、証拠（乙38, 39, 41~46, 165）及び弁論の全趣旨によれば、①同議員が所属して支部長を務める自由民主党石川県かほく市第一支部（以下「第一支部」という。）は、平成22年3月29日、有限会社ビット（以下「ビット社」という。）との間で、業務名を政務調査、事務所事務、ホームページ管理業務、履行場所を木本利夫事務所、履行期間を平成22年4月1日から1年間とし、業務委託料を月額16万8000円とする旨の契約（以下「本件業務委託契約」と

いう。)を締結し、その後、同契約は、履行期間を平成23年4月1日から1年間及び同24年4月1日から1年間として、それぞれ更新されたこと、②第一支部の事務所は同議員の事務所と同じ場所にあり、本件業務委託契約に係る業務内容には同議員の政務調査に関する調査研究を含む業務と第一支部の業務が混在しており、各々の業務がいずれに属するかを明確に区別するのは困難であったこと、③同議員は、本件業務委託契約の業務委託料の2分の1に相当する月額8万6400円を第一支部に支払い、同額を平成22年ないし24年の各年度に石川県から交付された同議員の政務調査費から充当したことが認められる。

これに加えて、上記各支出に係るビット社発行の領収証(甲52の8、18、27、33、39、47、54、58、63、67、73、84)のただし書欄に「政務活動、事務所事務、ホームページ管理」と記載され、平成26年4月から同27年3月までの各月に発行された上記領収書の領収金額がいずれも8万6400円であることや、同議員の政務活動報告書(甲94)には、上記各支出について、その「内容・目的等」を「政務活動事務委託料((有)ビット)」と記載されていることなどを考慮すれば、ビット社は、平成26年度も、本件業務委託契約又はこれと同様の内容の第一支部及び同議員との業務委託契約に基づき、同議員の政務調査に関する調査研究を含む業務に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく業務委託料の支出であると推認される。

また、ビット社が上記業務委託契約に基づき同年度に従事した第一支部及び同議員の業務のうち、同議員の政務調査に関する調査研究業務の割合が2分の1を下回ることを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

5 (カ) 別表B番号1 1等の支出

a 原告は、別表B番号1 1の支出内容を「入場料金&駐車料金」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、①チケットの半券は本件条例の定める「支出を裏付ける書面」ではない、②「ラ・フォル・ジュルネ金沢音楽祭」の入場料金及び金沢駅西口時計駐車場の駐車料金支出は、本件条例が調査研究費の内容に規定する支出ではないし、被告が主張する当該視察の目的・内容が明らかでない旨主張する。

10 まず、上記①の点について、本件条例には、議員が議長に対して収支報告書と併せて提出する「領収書その他の支出を証する書面」(12条2項)に関し、その作成者、作成時期、記載内容等に関する具体的な定めはないこと、本件マニュアルには、上記領収書を徵し難い場合に、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書による報告を可能とする旨の定めがあることは、前記(1)ウ(イ)b(b)のとおりである。

15 ここで、チケットや入場券を購入した場合に商慣習上領収書の徵収が困難であることは、社会通念上明らかであり、かかる場合にまで領収書の提出を義務付けたときは、日々行われる議員の多種多様な政務活動を妨げることになりかねない。一方、上記の形式による政務活動費支出証明書による報告によっても、一定程度当該支出の事実及び政務活動との関連性を確認することは可能であると考えられるところ、チケットや入場券等の半券が提出されたときは、これらの書面は、その所持者が施設等を利用するに当たり入場料等と引き換えに交付されたものであると推認されるといえる。

20 25 以上の諸事情を勘案すれば、原告の主張する上記①の点をもって直ちに、上記支出が条例所定経費に該当しないものであると認めることはできない。

次に、上記②の点について、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の主な支出費目の例（交通費）として「高速道路等利用料」及び「駐車料金」が挙げられている。

そして、被告は、同表の「被告の反論」欄記載のとおり、上記支出は上記音楽祭の入場料及び駐車料金である旨主張するところ、同主張が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。また、上記音楽祭を視察することが県の事務、地方財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記支出は、条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

b　原告は、別表B番号13, 14, 20, 21, 24, 33, 35, 41, 43, 45, 47, 49ないし51, 56, 57, 65, 67, 69, 70, 76, 79, 84, 85, 92及び94の「支出内容」を「駐車料金」等とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、別表Bの上記番号に対応する「原告の主張」欄記載のとおり主張する。上記「原告の主張」は、いずれも前記a①及び②、(ア)b①（石川県の事務でも地方行財政の調査研究でもない）並びに(ウ)a③（誰でも見学できる施設である）又はそのいずれかと同旨のものである。

まず、前記a①、(ア)b①及び(ウ)a③と同旨のものについて、これを採用できないことは、前記a、(ア)b及び(ウ)aのとおりである。

次に、前記a②と同旨の主張に関し、被告は、上記支出の原因となる政務活動の内容について、別表Bの上記番号に対応する「被告の反論」欄記載のとおりであると主張するところ、その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。そして、かかる活動は県の事務、地

方行財政等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルの「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものと認めるこ
5 とはできない。

(キ) 別表B番号16の支出

原告は、別表B番号16の「支出内容」を「昼食会費」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、当該支出は本件条例が調査研究費の内容に規定する支出ではないし、被告が主張する当該団体の活動実態が明らかでない旨主張する。
10

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例（食糧費）として「会食代、飲食代、茶菓代、弁当代」が挙げられており、調査研究活動としての会議や研修会等と一体性があることを要するものとする。
15

そして、被告は、当該昼食会を主催する団体の目的・活動内容について、同表の「被告の主張」欄記載のとおり主張し、その内容が虚偽であることをうかがわせる証拠はないから、当該団体における昼食会が調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がないものと認めることはでき
20 ない。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記支出は、条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(ク) 別表B番号80等の支出

原告は、別表B番号80及び83の「支出内容」を「お茶 茶菓子代」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、「お茶 茶菓子代」
25

としての「LIQUOR HOUSE ヒガシ」への支出は、本件条例が調査研究費の内容に規定する支出ではなく、これを政務活動費として充当できるとの被告の主張は理解し難い旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、調査研究費の「主な支出費目の例」(食糧費)として「茶菓子等」が挙げられ、一人当たり 1000 円以内の実費について政務活動費を充当できる旨定めている。

そして、会議や打合せ等の際に茶菓子が供されることは一般的に見られることがあるし、これが上記会議等の円滑な進行に資する場合があるといえ、一人当たり 1000 円以内という金額も社会通念上儀礼の範囲を超えて不相当地過大なものではないから、このような茶菓子代も議員の調査研究に伴い必要となり得る経費であるといえる。

以上の諸事情を勘案すれば、上記の本件マニュアルの定めは、地方自治法及び本件条例の趣旨に照らして不合理なものとは認められない。そして、被告は、同表の「被告の反論」欄記載のとおり、上記各支出は同議員の県政報告会に係るお茶・お菓子代である旨主張するところ、同主張が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。また、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

(4) 広聴広報費について

ア 室谷議員（1）（別表 E）

同議員が、別表 E 記載のとおり、「支出内容」を「議会だより H26 年 4 月号 15,000 部」等とする「支出額」の全部又は一部につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、同表「原告の主張」欄記載のとおり、上記各支出は条例所定経

費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

(ア) 別表E番号2等の支出

原告は、別表E番号2ないし4, 6, 7, 9, 10, 12, 13, 16ないし19, 22, 24, 26, 27, 29, 30及び32の「支出内容」を「議会だよりH26年4月号 15, 000部」等とする支出の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、上記「支出内容」に係る広聴広報活動には、政務活動の側面と同議員を伝する後援会活動の側面があるゆえに2分の1按分充当支出とすべきである旨主張する。

そこで検討するに、本件条例は、政務活動費を充てることができる議員の広聴広報費の内容を「議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と定め、本件マニュアルは、その具体例として、印刷製本費、会場費、文書通信費、交通費等を掲げるところ、議員が県民から県政に関する意見等を広く集め、県政に関する政策や活動等を知らせる広聴広報活動は、県政に対する県民の関心を喚起向上するとともに、県政に関する県民の要望や意見等を的確に収集・把握し、これを議会における審議に反映するための前提としての意義を有するものであって、議会の審議能力の強化に資するものといえる。そして、このような広聴広報活動が、同時に議員自身の宣伝としての効果を有することもあり得るが、それが付隨的・副次的なものにとどまる限り、広聴広報活動の本来的な役割や効果を損なうものではないから、当該広聴広報活動の全部が、議員の議会活動の基礎となる活動との間の合理的関連性を有するものといえる。

したがって、当該広聴広報活動の具体的な内容を踏まえて、当該活動における議員自身の宣伝の側面が付隨的・副次的なものにとどまらないことを主張立証することなく、広聴広報活動が一般的に議員を宣伝する側

面があることのみを理由に、広聴広報費の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しないものとなるとはいえない。

ここで、証拠（乙80～88）及び弁論の全趣旨によれば、上記別表E番号2等の「支出内容」を「議会だよりH26年4月号 15, 000部」等とする支出は、同議員が発行した冊子「室谷ひろゆき県議会報告」平成26年4月号ないし6月号、7・8月合同号（「県議がつくった石川の財政」第1号）、9月号、10月号、11・12月合同号、平成27年1・2月合同号（「県議がつくった石川の財政」第2号）及び3月号の制作費用であると推認される。

そして、上記冊子（乙80～88）の記載内容を鑑みると、石川県内の様々な社会問題や財政の現状に関する情報がイラストや表と共に解説され、それに関する同議員の解決策等の意見が記載され、県政に対する意見の募集及び同議員のホームページの案内が掲載されている。これらはいずれも石川県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められ、上記各資料の作成・発行が、広聴広報活動に伴う付随的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいせず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(イ) 別表E番号5等の支出

原告は、別表E番号5, 8, 11, 14, 15, 20, 21, 23, 25, 28及び31の「支出内容」を「カナザワケーブルテレビ インターネット接続料」とする支出の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない理由として、インターネットには政務活動費の側面と同議員を宣伝する後援会活動の側面があるゆえに2分の1按分充当支出とす

べきである旨主張する。

しかしながら、前記前提事実(5)アのとおり、同議員は、上記各支出について、按分割合を2分の1とすべきものを全額充当する誤りがあったとして、これらの按分割合を2分の1に訂正する旨の収支報告書の修正をしたところ、収支報告書の記載内容の修正があった場合には、当該修正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当であることは、前記(2)のとおりである。

したがって、原告の上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

(ウ) 以上によれば、同議員の別表E記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

イ 善田議員（6）（別表I，J）

(ア) 別表I記載の支出

原告は、別表I記載の各支出について、広聴広報費であることを理由に2分の1を超える政務活動費の充当が違法である旨主張するが、広聴広報費であることから直ちに後援会活動として2分の1の按分充当すべきであるものではないことは、前記ア(ア)のとおりである。

また、原告は、政務活動費の広聴広報費であると認めるためには、議員において県政報告会や報告書の内容を証する書面を議長に提出する必要があるところ、同議員はかかる書面を提出していない旨主張する。

しかしながら、本件条例は、議員は収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（12条2項）、本件条例において、政務活動費の支出を証する書面として、当該支出に係る県政報告会や報告書の内容を証する書面を議長に提出する必要があることは規定されてい

ない。また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、本件マニュアルの内容を参照できることについては前記(1)のとおりであるところ、同マニュアルの使途基準表にも、議員において県政報告会や報告書の内容を証する書面を議長に提出する必要があることの記載又は示唆はない。

以上によれば、議員において県政報告会や報告書の内容を証する書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

そこで、上記各支出に係る広聴広報活動の内容及び効果について、個別に検討する。

a 証拠（甲57の1、5；11、13、乙128～134、144）

及び弁論の全趣旨によれば、別表I番号1ないし3及び7記載の「支出内容」を「通常葉書等 52円 260枚」等とする支出は、同議員が開催する県政報告会及び県政懇談会並びに同議員の石川県議会における一般質問の傍聴の案内状の郵送費用であると推認される。

そして、各案内状（乙128～134）の記載内容を鑑みると、上記報告会等は石川県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められ、上記報告会等の案内状を送付することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。

なお、原告は、上記案内状が後援会「各位」に送付されている点を指摘するが、条例所定経費に該当するかは当該広聴広報活動の具体的内容を踏まえて判断すべきであることは、前記ア(ア)のとおりであるし、県政報告において、出席者が当該県議の後援会員を中心とするものであったとしても不自然ではないことから、原告の指摘する点をもって直ちに、上記報告会等には広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なもの

にとどまらない後援会活動の側面があると推認されるものではない。

b 証拠（甲57の12、乙128～134、144）及び弁論の全趣旨によれば、別表I番号4ないし6の「支出内容」を「(6/22) 県政報告会」等とする支出は、前記aの県政報告会及び県政懇談会のお茶代金及びその振込手数料であり、上記報告会等の参加者のために人数分のペットボトルのお茶を購入したものと推認される。

そして、上記報告会等は石川県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められることは、前記aのとおりである。

前記(3)イ(ク)のとおり、会議や打合せ等の際に茶菓子が供されることは一般的に見られることであり、これが上記会議等の円滑な進行に資する場合があるといえ、その金額が社会通念上儀礼の範囲を超えて不相當に過大なものでなければ、このような茶菓子代も議員の調査研究に伴い必要となり得る経費であるといえるところ、議員の広聴広報活動に必要となり得る経費についても、同様に解するのが相当である。

以上によれば、上記報告会等の際に参加者等にお茶を提供することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。

c 証拠（甲57の14、16、17、乙89）及び弁論の全趣旨によれば、別表I番号8ないし10の「支出内容」を「広報誌送付用袋」等とする支出は、同議員が発行した冊子「善田善彦県政報告 V.O.1. 4 2015年新春号」の制作費、梱包費及び送付用袋の購入費であると推認されるところ、同議員は対応する同表「支出額」欄記載の金額の4分の3相当額について政務活動費から支出したものである。

そして、上記冊子（乙89）の記載内容を鑑みると、同議員の県議会議員としての新春の挨拶、意気込み、石川県内の様々な出来事や石

川県議会及び同議員の活動に関する新聞記事、同議員の1年間の福祉教育活動、産業振興活動及び地域振興活動をまとめた記事及び写真、石川県議会の傍聴や石川県の施設の見学案内、同議員の事務所所在地や連絡先等が掲載されている。これらは同議員の活動を通して県政の現状や課題等を県民に周知し、県政に関する県民の要望や意見等の収集・把握の端緒になるものといえる。なお、上記冊子には同議員の写真も掲載されているが、このことをもって広聴広報活動の趣旨と矛盾するものとはいえないことから、この点をもって直ちに、上記冊子には広聴広報活動に伴う付随的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面があると推認されるものではない。

また、上記冊子には、同議員の所属する政党の党員募集の案内も掲載されているが、その掲載箇所は全8頁の冊子のうち最終頁の一部にとどまっている。

以上によれば、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面が、上記各支出に対して4分の1を超えるものとまでは認められない。

d 証拠（甲57の18、乙136、192）及び弁論の全趣旨によれば、別表I番号11の「支出内容」を「ホームページリニューアル代」とする支出は、同議員のホームページのリニューアル費用であると推認されるところ、同議員は、対応する同表「支出額」欄記載の金額の4分の3相当額について政務活動費から支出したものである。

そして、同議員のホームページ（乙136）には、同議員の挨拶、プロフィール、政治的理念、県議会議員としての活動報告が掲載されている。これらは同議員の活動を通して県政の現状や課題等を県民に周知し、県政に関する県民の要望や意見等の収集・把握の端緒になるものといえる。なお、上記ホームページには同議員の写真も掲載され

ているが、この点をもって直ちに、上記ホームページには広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面があると推認されるものではないことは、前記cのとおりである。

また、上記ホームページには、同議員の後援会の案内も掲載されて5いるが、その掲載箇所がホームページ全体の4分の1を超えることを認めると足りる証拠はない。

以上によれば、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面が、上記各支出に対して4分の1を超えるものとまでは認められない。

e 10 以上検討したところによれば、上記各支出につき、政務活動費を2分の1の限度で按分充当すべきであることについて、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(イ) 別表J記載の支出

a 15 原告は、別表J番号1ないし8の各支出について、領収書にただし書き欄があるにもかかわらず支出理由の記載がないこと、政務活動費証明書に県政報告会との記載があるが支出証拠とは認め難いことから、条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、政務活動費を充当できる経費の範囲は、当該経費の内容等に照らして客観的に判断されるべきものであり、その判断の基礎となる資料は、議員が収支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないことは、前記(3)イ(エ)aのとおりである。

この点、本件条例12条2項は、政務活動費支出の透明性確保の見地から、政務活動費の交付を受けた議員に対し、収支報告書提出の際、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書類の写しの添付を義務付けており、本件マニュアルに

おいても、収支報告書に添付する領収書のただし書欄に支出内容を記載するよう求めているが、これらの本件条例等の定めは、支出の内容及び根拠を明らかにさせることにより、政務活動費の使途の透明性を確保することをその趣旨とするものと解されるのであり、当該支出に係る領収書のただし書の記載がない場合であっても、これ以外の資料からその使途等が明らかになるのであれば、これに政務活動費を充てることができるとしても上記趣旨に反するとはいえないから、本件条例及び本件マニュアルの上記定めが、議員の提出した領収証のただし書欄に記載がない場合に政務活動費の充当を一切許さないものであると解することはできない。

そこで検討すると、被告は、同表の「被告の反論」欄記載のとおり、上記各支出は前記(ア)a の同議員の県政報告会の際のお菓子代及びお茶代である旨主張する。

そして、上記各支出につきこれを証する書面として収支報告書等に添付された領収書（甲57の2～4、6～10）にはただし書の記載はないものの、領収書が添付された政務活動費支出証明書の備考欄には同議員の県政報告会の開催日、会場及び出席人数が記載されており、これに加えて、領収書に記載された菓子業者、酒屋等の発行者名、領収書の発効日及び領収金額や、同議員は被告の上記主張に沿う供述をし（乙144）、これが虚偽であることをうかがわせる証拠はないことを併せ考慮すると、上記各支出は、前記(ア)a の県政報告会の際のお菓子代及びお茶代であると推認される。

また、上記報告会等の際に参加者等にお茶を提供することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできないことは、前記(ア)b のとおりである。

b　原告は、別表J番号9の支出内容を「季節のおもいで第3集 82円 20枚」とする支出につき、「領収証書」によると記念切手の購入代金であるから条例所定経費とは認められない旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費の支出費目の例（通信運搬費）として「文書通信費（郵便料等）」が挙げられている。また、上記支出に係る記念切手の値段は通常の切手と同額であり、通常の切手と同様に郵便に使用することができるものと認められる。したがって、原告の主張する上記の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものであると認めるることはできない。

そして、被告は、同表の「被告の反論」欄記載のとおり、上記各支出は前記ア)a の同議員の県政報告会の案内のために使用した旨主張するところ、同主張が虚偽であることをうかがわせる証拠はないから、上記各支出は上記県政報告会の案内状の郵送費用であると推認される。

また、上記報告会等の案内状を送付することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることができないことについては、前記ア)a のとおりである。

c　原告は、別表J番号10の支出内容を「ゆうメール特別 1304 4通【後援会】」とする支出につき、「善田善彦後援会事務所」の「ゆうメール特別」料金であるから条例所定経費とは認められない旨主張する。これに対し、被告は、同支出に係る領収証書（甲57の15）の宛先は「善田善彦後援会事務所」となっているが、その内容は同議員が県政に関する広報誌を郵送するための費用であるから政務活動費を充当することができる旨主張する。

そこで検討するに、政務活動費を充当できる経費の範囲は、当該経費の内容等に照らして客観的に判断されるべきものであり、その判断の基礎となる資料は、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限ら

れるものではないことは、前記aのとおりである。

そして、被告は、上記支出は同議員が県政に関する広報誌を郵送するための費用であり、政務活動費から充当した旨主張するところ、同主張に特段不自然、不合理な点はない。そして、同主張は、前記(ア)のとおり、同議員が県政報告会等の案内状の郵送費用、県政報告誌やホームページの制作費等の広聴広報費を政務活動費から充当していることとも整合し、同主張が虚偽であることをうかがわせる証拠もない。

これに加えて、証拠（甲57の15）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、同議員が発行した冊子「善田善彦県政報告 V o l . 4 2015年新春号」（乙89）の郵送費用であると推認される。

そして、同議員は、対応する同表「支出額」欄記載の金額の4分の3相当額について政務活動費から支出したものであるところ、上記冊子の記載を鑑みると、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面が、上記各支出に対して4分の1を超えるものとまでは認められないことは、前記(ア)cのとおりである。

d 以上検討したところによれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(ウ) 以上によれば、同議員の別表I及びJ記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

ウ 中村議員（10）（別表G, H）

(ア) 別表G記載の支出

同議員が、別表G記載のとおり、「支出内容」を「通常葉書 500枚」等とする「支出額」欄記載の金額の4分の3又は3分の2相当額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出につき、広聴広報費支出と推認できるものの、広

聴広報費経費支出では当該支出額の2分の1を超える政務活動費の充当は違法である旨主張するが、当該広聴広報活動の具体的な内容を踏まえて、当該活動における議員自身の宣伝の側面が付隨的・副次的なものにとどまらないことを主張立証することなく、広聴広報活動であることのみを理由に、広聴広報費の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しないものとなるとはいえないことは、前記アのとおりである。
5

また、前記イ(ア)のとおり、議員において県政報告会や報告書の内容を証する書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることもできない。

そして、証拠（甲56の1～5、7～11、15、17～28、乙6
10 4、65、121～126、143）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員の開催する県政報告会の案内の郵便費、会場費及び会
15 場の看板代であると推認されるところ、各案内状の記載内容（乙121
～126）を鑑みると、同会は石川県の県政に対する県民の関心を喚起
向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものである
と認められ、同報告会が2部構成となっており、所要時間1時間の県政
報告会のほかに、食事をしながら同議員と意見交換をする所要時間30
分の食事会を含むものであったこと（乙121～126）を考慮しても、
20 広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の
側面が、上記各支出に対して4分の1又は3分の1を超えるものとまで
は認められない。なお、原告は、上記案内状が後援会「各位」に送付さ
れている点を指摘するが、原告の指摘する点をもって直ちに、上記報告
会等には広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援
会活動の側面があると推認されるものではないことは、前記イ(ア)aのと
25 おりである。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはい

えず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(イ) 別表H記載の支出

a 別表H番号1及び5の支出は「支出内容」を「看板代（その他）」等とするものであるところ、同議員は、対応する同表「支出額」欄記載の金額の4分の3相当額について政務活動費から支出したものである。

原告は、上記各支出につき、領収証のただし書きに支出理由の記載がない（番号1），又は領収証のただし書きに「看板代（その他）」としか記載されていない（番号5）ため、広聴広報費とは認められない旨主張する。

しかしながら、議員の提出した領収証のただし書き欄に記載がない場合に政務活動費の充当を一切許さないものであると解することができないことについては、前記イ(イ)aのとおりである。

そこで検討すると、被告は、同表の「被告の反論」欄記載のとおり、上記各支出は同議員の県政報告会の際の看板代である旨主張する。そして、上記各支出につきこれを証する書面として收支報告書等に添付された領収書（甲56の6；16）にただし書の記載はない、又は「看板代（その他）」との記載があるにすぎないものの、領収書に記載された発行者名、領収書の発効日及び領収金額や、同議員は被告の上記主張に沿う供述をし（乙143），これが虚偽であることをうかがわせる証拠はないことを併せ考慮すると、上記各支出は、前記アの県政報告会の際の看板代であると推認される。

また、上記報告会における広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面が、上記各支出に対して4分の1を超えるものとまでは認められないことについては、前記アのとおりである。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

b 別表H番号2ないし4の支出は「支出内容」を「26年ふみの日(8
5 2) 820円 30枚」等とするものであるところ、同議員は、対応する同表「支出額」欄記載の金額の4分の3相当額について政務活動費から支出したものである。

原告は、上記各支出につき、記念切手の購入代金であるから条例所定経費に該当しない旨主張する。

10 しかしながら、記念切手の購入代金であることから直ちに政務活動費の充当が認められないものではないことについては、前記イ(i)bのとおりである。

15 そして、証拠(甲56の12~14, 乙127)及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は同議員の開催する県政報告会の案内の郵便費であると推認される。また、上記報告会における広聴広報活動に伴う付随的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面が、上記各支出に対して4分の1を超えるものとまでは認められないことについては、前記ア)のとおりである。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

(ウ) 以上によれば、同議員の別表G及びH記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

エ 米光議員(18)(別表K)

25 (ア) 別表K番号1の支出

別表K番号1の支出は、「支出内容」を「ガソリン代」とするものであ

る。そして、原告は、①本件条例上、ガソリン代は広聴広報費の経費であると規定されていないこと、②上記支出を裏付ける政務活動費報告書は同議員が記載したものであるから、本件条例が定める領収書等の支出を証する書面ではないことなどを理由に、上記支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費の主な支出費目の例として「交通費」が挙げられ、「政務活動費が充当できるもの（積算又は充当限度等）」は調査研究費の基準と同じであると定めるところ、使途基準表における調査研究費の基準に「自家用車利用経費（ガソリン代）」が挙げられ、走行距離で積算する場合には1km当たり37円で積算するものと定められていることは、前記(3)アのとおりである。

同議員は、この積算方式を採用した上、その「距離」「目的地・開催地等」「内容・目的等」を記載した政務活動報告書（乙69、137）を收支報告書と共に議長に提出したものであるところ、これらの記載が虚偽であることをうかがわせる証拠はない。

そして、そこに記載された活動内容等が県政に関する政策等と無関係であるとはいはず、これらの支出が本件マニュアルにおいて「政務活動費を充当するのに適しない例」に該当するといった事情もうかがわれない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(イ) 別表K番号2等の支出

原告は、別表K番号2、5、10、11、14、16及び19記載の各支出は、振込払込請求書兼受領証に支出理由が記載されておらず、このほかに広聴広報費の経費支出であることを証する書面が添付されていないから、条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、議員の提出した領収証のただし書欄に記載がない場合に政務活動費の充当を一切許さないものであると解することができないことは、前記イ(イ)a のとおりであるところ、これと同様に、振込払込請求書兼受領証に支出理由が記載されていないことから直ちに、政務活動費の充当が許されないと解することはできない。また、前記イ(ア)のとおり、議員において県政報告会や報告書の内容を証する書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることもできない。

ここで、被告は、同表の「被告の反論」欄記載のとおり、上記各支出は同議員の広報誌及びホームページの制作費用等である旨主張する。また、同議員が、同表記載のとおり、「支出額」欄記載の金額又はその5分の4相当額につき政務活動費を充当したことが認められる。なお、同表番号5の支出について、同議員が、按分割合に誤りがあったとして、政務活動費を充てることができる金額を減額する旨の修正報告を行ったことについては、前記前提事実(5)カのとおりである。

そして、証拠（甲58の1, 4, 9, 10, 13, 15, 18, 乙66, 69, 71, 72, 90, 91, 140）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が発行した冊子「米光いさお議会だより」（乙90, 91）の制作、印刷及び郵送費用並びに同議員のホームページ（乙140）の制作費用であると推認される。

また、上記冊子及びホームページの記載内容を鑑みると、同冊子には同議員の県議会における一般質問要旨と県執行部の答弁内容が掲載され、同ホームページには、同議員の挨拶、プロフィール、政策、県議会議員としての活動報告が掲載されており、これらは同議員の活動を通して県政の現状や課題等を県民に周知し、県政に関する県民の要望や意見等の収集・把握の端緒になるものといえる。

なお、上記冊子の末尾には囲みで同議員の後援会事務所の住所、電話番号及びFAX番号が掲載されているが、これが広聴広報活動の趣旨と矛盾するものとはいえないことから、この点をもって直ちに、上記冊子には広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面があると推認されるものではない。また、上記ホームページのトップページには、「米光 獻 県議会議員」、「私は実兄・米光正次の隣りで、県政への熱き思いを見つめてきました。その志を受け継ぎ、皆さんの先頭に立つという、大きな決断をいたします。明日の石川のため、愛する白山市の代表として全力で取り組みます。」、「熱意と決意」との記載があるが、上記のとおり県政報告を内容とするホームページの開設に当たり、その冒頭に当該議員の県議としての決意表明等を表記することは県政報告と関連がないとはいはず、この点をもって直ちに、上記冊子には広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面があると推認されるものではない。

そして、上記ホームページには、同議員の後援会に関する記事も掲載されているが、その掲載箇所がホームページ全体の5分の1を超えることを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、上記冊子を制作して支持者等に送付することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできないし、上記ホームページを制作することについて、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面が、5分の1を超えるものとまでは認められない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(ウ) 別表K番号3等の支出

原告は、別表K番号3、4及び21の「支出内容」を「議会だより」等とする各支出は、領収書にただし書き記載欄があるにもかかわらず支出理由を記載していない（番号3），又は、領収書のただし書き欄に「議会だより」と記載されているものの、この記載だけでは本件条例の定める広聴広報費の内容であると推認できない（番号4、21）から、いずれも条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、議員の提出した領収証のただし書き欄に記載がない場合に政務活動費の充当を一切許さないものであると解することができないことについては、前記イ(イ)aのとおりである。

ここで、被告は、同表の「被告の反論」欄記載のとおり、上記各支出は同議員の広報誌の制作費用及び同議員の広報誌やホームページ等に使用するための似顔絵の制作費用である旨主張する。また、同議員が、同表記載のとおり、「支出額」欄記載の金額又はその2分の1相当額につき政務活動費を充当したことが認められる。

そして、証拠（甲58の2、3、19、乙90、91、140）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が発行した前記(イ)の冊子「米光いさお議会だより」の制作費用並びに同冊子及び前記(イ)のホームページ等に掲載する同議員の似顔絵の制作費用であると推認される。

また、上記冊子を制作することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることができないことについては、前記(イ)のとおりである。

一方、上記似顔絵については、被告において、同議員の県政報告のための広報誌等以外にも使用する旨主張しているが、広報誌等以外での使用が上記冊子、ホームページ等の広聴広報誌での使用を上回ることをうかがわせる証拠はないから、上記似顔絵を制作することについて、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面

が、2分の1を超えるものとまでは認められない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

5 (エ) 別表K番号6等の支出

別表K番号6、7及び18の支出は、「支出内容」を「通常葉書等」とするものである。そして、原告は、上記葉書の購入代金は本件条例の規定する広聴広報費に当たらないから、条例所定経費に該当しない旨主張する。

10 しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費の支出費目の例（通信運搬費）として「文書通信費（郵便料等）」が挙げられている。

ここで、被告は、同表の「被告の反論」欄記載のとおり、上記各支出は同議員の広聴会の開催案内通知のための費用である旨主張する。そして、証拠（甲58の5、6、乙141）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が開催する、同議員の支持者等からの意見、要望等を聞くための集会の案内状の郵送費用であると推認される。

そして、上記集会の案内状（乙141）の記載内容を鑑みると、上記集会は石川県政に対する県民の关心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められ、同集会の案内状を送付することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。なお、原告は、上記案内状の文面が後援会へのものである点を指摘するが、原告の指摘する点をもって直ちに、上記報告会等には広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面があると推認されるものではないことは、前記イ(ア)aと同様である。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはい
えず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(オ) 別表K番号8等の支出

別表K番号8, 9, 12, 13, 15, 17及び20の支出は、「支出
内容」を「H P（ホームページ）プロバイダー使用料」とするものである。
そして、原告は、上記各支出に係る政務活動費支出証明書は本件条例の規定する支出を証する書面とは認められないから、条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、口座引き落としによる支出等については、領収書を徴し難い場合に当たるとして、「政務活動費支出証明書」による報告を可能とする旨定めていることは、前記(3)イ(ア)aのとおりである。

そして、同議員は、上記方式を採用した上、クレジット会社の「ご利用明細書」を添付した政務活動費支出証明書（甲58の7, 8, 11, 12, 14, 16, 乙70）を收支報告書と共に議長に提出したことが認められる。

また、上掲の各証拠及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、前記(イ)の同議員のホームページのプロバイダー利用料であると推認されるところ、同議員は対応する同表「支出額」欄記載の金額の4分の3相当額について政務活動費から支出したものである。そして、同ホームページの内容が前記(イ)のとおりであることに照らせば、同ホームページのプロバイダー利用料について、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面が、4分の1を超えるものとまでは認められない。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはい
えず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(カ) 以上によれば、同議員の別表K記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

オ 吉崎議員（19）（別表F）

同議員が、別表F記載のとおり、「支出内容」を「第一種定形」等とする「支出額」の全部又は一部につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。そして、被告は、上記各支出は同議員の県政報告会の案内状の郵送費用等である旨主張する。

これに対し原告は、上記各支出について、県政報告会に政務活動費の側面と同議員を宣伝する後援会活動の側面があることを理由に2分の1を超える政務活動費の充当が違法である旨主張する。

しかしながら、前記ア(ア)に説示したことに照らせば、当該県政報告会の具体的な内容を踏まえて、当該活動における議員自身の宣伝の側面が付隨的・副次的なものにとどまらないことを主張立証することなく、県政報告会であることのみを理由に、広聴広報費の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しないものとなるとはいえない。また、前記イ(ア)のとおり、議員において県政報告会や報告書の内容を証する書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることもできない。

そこで、上記各支出に係る広聴広報活動の内容及び効果について、個別に検討する。

(ア) 別表F番号1等の支出

別表F番号1ないし5、7ないし19、21ないし34、36ないし39及び41の支出は、支出内容を「第一種定形」等とするものであるところ、同議員は、対応する同表「支出額」欄記載の金額（ただし、番号28ないし32については、同金額の4分の3相当額）について政務活動費から支出したものである。

そして、証拠（甲55の1～5, 7～19, 21～34, 36～39, 41, 乙93, 108～120, 154～157）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が開催する県政報告会の案内状の郵送費用、案内用の葉書の購入代金、会場使用料及び会場駐車料（番号1～5, 7～19, 21～27, 33, 34, 36～39, 41）並びに同議員が発行した冊子「Y・Y通信 第50号」の郵送費用（番号28～32）であると推認される。

そして、上記案内状（乙108～117, 119, 120）の記載内容を鑑みると、上記報告会は石川県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められ、上記報告会等の案内状を送付することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。なお、原告は、上記案内状が同議員を後援する団体の会員「各位」に送付されている点を指摘するが、原告の指摘する点をもって直ちに、上記報告会等には広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面があると推認されるものではないことは、前記イ(ア)a のとおりである。

また、上記冊子（乙93, 118）には、同議員の政治家としての抱負や同議員が石川県議会議長に就任したことに関連する新聞記事等のほか、同議員の要請活動、同議員が石川県議会議長として行った諸活動に関する新聞記事等が掲載されており、これらは石川県の県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められる。

そして、上記冊子には、同議員の後援会会长らの寄稿及び同議員の後援会の会合の案内も掲載されているが、その掲載箇所は冊子全体の4分の1を超えるものではない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(イ) 別表F番号6等の支出

原告は、別表F番号6、20、35及び40の「支出内容」を「駐車料（金沢都ホテル）」又は「白山市営駐車場」とする支出の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、前記前提事実(5)アのとおり、同議員は、上記各支出について、誤計上があったとして、これらの支出に政務活動費を充てない旨の収支報告書の修正をしたところ、収支報告書の記載内容の修正があった場合には、当該修正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであると解するのが相当であることは、前記(2)のとおりである。

したがって、原告の上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

(ウ) 以上によれば、同議員の別表F記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

カ 井出議員（20）（別表C、D）

(ア) 別表C記載の支出

同議員が、別表C番号1ないし6、8及び9記載のとおり、「支出内容」を「ゆうメール特別」等とする「支出額」欄記載の金額（ただし、番号1ないし6については、同金額の4分の3相当額）について政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、①広聴広報費には政務活動費の側面と同議員を宣伝する後援会活動の側面があるゆえに2分の1按分充当支出とすべきであるから、上記支出の2分の1を超える部分は条例所定経費に該当しない、②番号

1及び2の支出につき、送付したとされる県政報告書は、いずれも平成25年度以前に作成されたものであるため、平成26年度の支出の資料ではない旨主張する。

まず、上記①の点については、前記アのとおり、当該広聴広報活動の具体的な内容を踏まえて、当該活動における議員自身の宣伝の側面が付隨的・副次的なものにとどまらないことを主張立証することなく、広聴広報活動であることのみを理由に、広聴広報費の2分の1を超える部分が条例所定経費に該当しないものとなるとはいえない。また、前記イ(ア)のとおり、議員において県政報告会や報告書の内容を証する書面を議長に提出していない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることもできない。

そして、証拠（甲53の2～6、9、11、乙107、145、148～153）及び弁論の全趣旨によれば、上記各支出は、同議員が開催する県政報告会の案内状の郵送費用及び会場使用料（番号1～6）並びに同議員が発行した冊子「井出敏朗県政報告」（V.O.1. 1～4）の制作費用、印刷費用及び郵送費用（番号8、9）であると推認される。

そして、上記案内状（乙146～149）の記載内容及び上記報告会の実施状況を撮影した写真（乙150）を鑑みると、同報告会は石川県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められ、上記報告会等の案内状を送付することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めることはできない。なお、原告は、上記案内状は記載様式が同一で「県政報告会 in 福岡町」の「福岡町」の部分と「日時」及び「場所」を変更すればいつでも作成することが可能な文面であるゆえに、被告の主張する作成時期である平成27年1月及び同年2月に作成されたものとは考えられない旨主張するが、上記案

内状が後日に作成されたことを認めるに足りる証拠はなく、同主張を採用することはできない。

また、上記冊子（乙107、151～153）には、同議員の政治家としての抱負、同議員の石川県議会定例会や委員会における質問と県の答弁内容の概要、同議員の県会議員としての活動内容を紹介する記事、写真等が掲載されており、これらは石川県の県政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められる。なお、上記冊子には同議員の写真も掲載されているが、このことをもって広聴広報活動の趣旨と矛盾するものとはいえないことから、この点をもって直ちに、上記冊子には広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面があると推認されるものではない。

そして、同冊子の内容が上記のとおりであることに照らせば、同冊子の制作費用、印刷費用及び郵送費用について、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面が、4分の1を超えるものとは認められない。

次に、上記②の点について、「井出敏朗県政報告」（V01.1～3）（乙151～153）の発行日が平成25年度以前であることをもって、直ちに番号1及び2の各支出が上記冊子の送付費用でないと推認されるものではなく、その他に上記各支出が「井出敏朗県政報告」（V01.1～3）の送付費用でないと認めるに足る証拠はない。したがって、原告の上記主張は、採用することはできない。

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいせず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(イ) 別表D記載の支出

同議員が、別表D記載のとおり、「支出内容」を「往復はがき等」とする「支出額」欄記載の金額（ただし、番号1については、同金額の2分の1相当額）について政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

- 5 a 原告は、別表D番号1の支出は、振替払込金受領証・振替受付票に支出理由が記載されておらず、政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないから、条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、振替払込金受領証・振替受付票に支出理由が記載されていないことから直ちに政務活動費の充当が許されないと解することはできないことについては、前記エ(イ)のとおりであり、また、本件マニュアルの使途基準表には、口座引き落としによる支出等については、領収書を徵し難い場合に当たるとして、「政務活動費支出証明書」による報告を可能とする旨定めていることは、前記(3)イア)a のとおりである。

15 そして、証拠（甲53の1、乙145）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、同議員のホームページの制作費用であると推認される。また、上記ホームページを制作することについて、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面が、2分の1を超えるものと認めるに足りる証拠はない。

20 したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

- b 別表D番号2の支出は、「支出内容」を「往復はがき等」とするものである。そして、原告は、上記支出は、①政務活動の広聴広報活動に必要であるとする証拠が提出されておらず、②往復はがき購入代金及びコピー代は本件条例の規定する広聴広報費に当たらないから、条例

所定経費に該当しない旨主張する。

まず、上記①の点について、同議員は、上記支出は県政報告会の案内状の発送費用である旨供述する（乙145）ところ、同供述に特段不自然、不合理な点はなく、収支報告書と共に提出された領収書（乙68）の発行日等の記載内容とも整合するものであって、これが虚偽であることをうかがわせる証拠もないことを併せ考慮すると、上記支出は同議員の県政報告会の案内状の発送費用であると推認される。
5

次に、上記②の点について、本件マニュアルの使途基準表には、広聴広報費の支出費目として「通信運搬費」が挙げられ、その「内容」は「文書通信費（郵便料等）」であることが記載されている。したがつて、原告の主張する上記②の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。
10

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、上記支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。
15

c　原告は、別表D番号3の支出は、領収書にただし書き記載欄があるにもかかわらず支出理由を記載していないから、条例所定経費に該当しない旨主張する。

しかしながら、議員の提出した領収書のただし書き欄に記載がない場合に政務活動費の充当を一切許さないものであると解することができないことは、前記イ(イ)aのとおりである。
20

ここで、被告は、同表の「被告の反論」欄記載のとおり、上記支出は県政報告会の会場使用料である旨主張する。

そして、証拠（甲53の8、乙145、146、150）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は、同議員が開催した県政報告会の会場使用料であると推認される。また、前記アのとおり、同報告会は石川県
25

政に対する県民の関心を喚起向上し、県政に関する県民の要望や意見等を収集・把握するものであると認められ、上記報告会等の案内状を送付することが、広聴広報活動に伴う付隨的・副次的なものにとどまらない後援会活動の側面を有するものと認めるることはできない。

5 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

d 別表D番号4の支出は、「支出内容」を「福島公民館集会室使用料」とするものである。

10 原告は、上記支出は井出敏朗後援会への支出であるから条例所定経費に該当しない旨主張する。これに対し、被告は、同支出に係る領收証（甲53の10）の宛先は「井出敏朗後援会」となっているが、同議員が県政報告会のための会場使用料として支払ったものであるから条例所定経費に該当しないものではない旨主張する。

15 そこで検討するに、政務活動費を充当できる経費の範囲は、当該経費の内容等に照らして客観的に判断されるべきものであり、その判断の基礎となる資料は、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではないことは、前記イイ)a のとおりである。

20 そして、同議員は、上記支出は平成27年1月30日に開催した県政報告会の会場使用料である旨供述する（乙145）ところ、同供述に特段不自然、不合理な点はない。そして、同供述は、同議員が平成26年度に開催した他の3回の県政報告会（乙146、148、149）の会場使用料につき、いずれも同議員の政務活動費を充てていること（別表C番号8、9、別表D番号3）、收支報告書と共に提出された領收書（甲53の8）の発行日等の記載内容とも整合し、これが虚偽であることをうかがわせる証拠もない。

そこで、上記支出は、同議員が県政報告会の会場使用料として支出したものであると推認され、同認定を左右する証拠はない。

したがって、上記支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

5 (ウ) 以上によれば、同議員の別表C及びD記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めるることはできない。

(5) 事務費について

ア 文具代に関し（別表L）

10 米澤議員（21）が、別表L記載のとおり、「支出内容」を「文具代」とする「支出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、政務活動費の事務費については、2分の1の按分充当支出とするべきであるから、上記「支出額」の2分の1を超える支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。

15 しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の支出費目として消耗品費（事務用消耗品）が挙げられており、その実費につき政務活動費を充当でき、当該消耗品を政務活動以外の活動のためにも使用する場合は、按分することが適当であると記載されている。そして、上記支出は、ペン及び用紙代であるところ（甲59の74），これらは事務用消耗品であり、上記ペン及び用紙が同議員の政務活動以外の活動のためにも使用されたことを認めるに足る証拠はない。

20 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえない、上記支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

イ その他の支出に関し（別表M）

25 米澤議員（21）が、別表M記載のとおり、「支出内容」を「払込手数料」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当したことは、

当事者間に争いがない。

原告は、同表「原告の主張」欄記載のとおり、上記各支出は条例所定経費に該当しない旨主張するので、同主張の当否について検討する。

(ア) 別表M番号2等の支出

原告は、別表M番号2, 3, 24, 31, 50, 54, 60, 64及び69の「支出内容」を「払込手数料」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、①「振込手数料」は本件条例が定める「事務費」の内容ではない、②「北國キャッシングサービスご利用明細」及び「政務活動費支出証明書」は本件条例の定める「支出を裏付ける書面」ではない旨主張する。

まず、上記①の点については、事務費に該当する支出の支払に際して振込手数料が発生する場合、振込手数料は当該事務費の支出と一体の支出であるとみるのが相当である。したがって、「支出内容」が「払込手数料」であることから直ちに、上記各支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

次に、上記②の点について、政務活動費を充当できる経費の範囲を判断するに当たり、その基礎となる資料は、議員が收支報告書等に添付した証拠資料に限られるものではなく、当該議員の作成に係る所定の様式の政務活動費支出証明書等によることも可能であることは、前記(1)ウ(イ)b(b)及び(3)イ(エ)aのとおりである(以下同じ。)。

そして、同議員の作成した上記番号2の支出に係る政務活動費支出証明書(甲59の2)には、支出先欄に「北國銀行」、その備考欄に「振込手数料」と記載されているほか、支出先欄に「砺波義光油店」、その備考欄に「灯油代」との記載がある。これに加えて、上記証明書に添付されたキャッシングサービスご利用明細に記載された取引内容、依頼人、振込先、取引日、取引金額等を併せ考慮すると、上記支出は、上記油店に対

する上記灯油代の振込手数料であると推認される。また、これと同様に、
上記番号 3, 24, 31, 50, 54, 60, 64 及び 69 の支出も、
同支出に係る政務活動費支出証明書（甲 59 の 3, 24, 31, 50,
54, 60, 64, 69）の「支出先」欄に記載された上記油店及び株
式会社デライトに対する事務所灯油代及び政務活動用コーヒー代の振込
手数料であると推認される。
5

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとは
いえず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められな
い。

10 (イ) 別表M番号4等の支出

原告は、別表M番号4, 6, 11, 14, 18, 20, 25, 28,
34, 37, 42, 45, 51, 53, 57, 58, 66, 73, 76,
80, 83, 87 及び 88 の「支出内容」を「携帯電話料金」及び「自
動車リース代」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、携
帶電話使用料金及び自動車リース料は本件条例が定める「事務費」の内
容ではない旨主張する。
15

しかしながら、本件マニュアルの使途基準表には、事務費の主な支出
費目の例として「通信運搬費」、「リース料」が挙げられ、前者の「内容」
として「携帯電話利用料」、後者の「内容」として「自動車リース代」が
示され、さらに、「政務活動費が充当できるもの(積算または充当限度等)」
として、前者について「按分の場合 1/2 以内」とし、後者について「按
分 (1/2 以内) かつ年間 60 万円を限度とする」ことが記載されてい
る。

そして、同議員は、上記使徒基準表に従い、携帯電話料金及び自動車
リース料の 2 分の 1 相当額（かつ、自動車リース料については年間 60
万円以内。）に政務活動費を充当したことが認められる。
20
25

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはい
えず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(ウ) 別表M番号12等の支出

原告は、別表M番号12及び35の「支出内容」を「事務備品」又は
「事務消耗品」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、具
体的な事務用品名を裏付ける書面が提出されていない旨主張する。
5

しかしながら、同議員の作成した政務活動費支出証明書（甲59の1
2、35）の備考欄には、「政務活動用 事務備品」「事務消耗品（リン
グファイル）」と記載されており、これに加えて、上記証明書に「支出先」
として記載された業者の発行した同議員宛請求書（乙53、54）記載
10 の取引日、品名及び金額を併せ考慮すると、上記支出は、インデックス、
リングファイル、P P C用紙の購入費用であると推認される。

また、本件条例において政務活動費を充てることができると定められ
た、議員が行う活動に係る事務は多岐にわたるものであり、個々の経費
15 の支出が同事務の遂行のために必要かどうかについては、議員の合理的
な判断に委ねられる部分があるといえるところ、上記各物品は、その機能、
一般的用途からして、議員の上記事務の遂行に用いられる可能性はある
と認められる。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはい
えず、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。
20

(エ) 別表M番号41の支出

原告は、別表M番号41の「支出内容」を「コーヒ一代・振込手数料
コーヒフレッシュ」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、
25 コーヒ一代・振込手数料が事務費の支出であることを裏付ける書類を添
付していない旨主張する。これに対し被告は、上記支出は事務所での調
査研究、相談、要望など来客との打合せに出すためのコーヒ一代及びコ

一ヒーフレッシュ代並びにその振込手数料である旨主張する。

そこで検討するに、同議員の作成した政務活動費支出証明書（甲59の41）の備考欄には、「政務用活動用 コーヒ一代」「振込手数料」「政務用活動用品コーヒーミルク代」と記載されており、これに加えて、上記証明書に添付されたキャッシュサービスご利用明細及びレシートに記載された発行者名及び金額を併せ考慮すると、上記支出は、同議員の事務所で用いるコーヒー及びコーヒーミルク代並びにコーヒ一代金の振込手数料であると推認される。
5

また、前記(3)イ(ク)のとおり、会議や打合せ等の際に茶菓子が供されることは一般的に行われていることであり、これが上記会議等の円滑な進行に資する場合があるため、その金額が社会通念上儀礼の範囲を超えて不相当地過大なものでなければ、このような茶菓子代も議員の調査研究に伴い必要となり得る経費であると解するが相当であるところ、議員事務所において議員が行う活動に係る会議や打合せが行われるのは一般的なことであるから、議員が行う活動に係る事務の遂行に必要となり得る経費についても、同様に解するのが相当である。
10
15

以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえず、上記支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(オ) 別表M番号48の支出

原告は、別表M番号48の「支出内容」を「ペットボトル」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、①ペットボトルは本件条例が定める「事務費」の内容ではない、②同支出につき、荒木空調工業への払込受領書の備考欄には「26.9月お水代金」と記載されている旨主張する。
20

まず、上記①の点について、茶菓子代が議員が行う活動に係る事務の遂行に必要となり得る経費であるといえることは、前記(エ)のとおりであ
25

るところ、社会通念上、水、茶等の飲料も上記茶菓子に該当するものと解するのが相当である。したがって、原告の主張する上記①の点をもつて直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

5 次に、上記②の点について、証拠（甲59の48、乙55）及び弁論の全趣旨によれば、上記支出は荒木空調工業が販売するペットボトルの水の代金であると推認される。そして、これが議員の活動に係る事務の遂行に必要となり得る経費であることは、上記のとおりである。

10 以上によれば、原告において外形的事実の立証がされているものとはいはず、上記支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

15 (カ) 別表M番号74の支出

原告は、別表M番号74の「支出内容」を「備品（パソコン）」とする支出が条例所定経費に該当しない理由として、支出内容を裏付ける領収書にはただし書き欄がないから、政務活動費支出証明書の備考欄記載の「備品（パソコン）」の領収書と認知できない旨主張する。

しかしながら、議員の提出した領収証のただし書き欄に記載がない場合に政務活動費の充当を一切許さないものであると解することができないことは、前記(4)イ(イ)aのとおりである。

20 そして、上記支出につきこれを証する書面として収支報告書等に添付された領収書（甲59の75）にはただし書きの記載はないものの、領収書が添付された政務活動費支出証明書の備考欄には「政務活動用備品（パソコン）」と記載されており、これに加えて、領収書に記載された発行者名及び領収金額や、被告から、同領収書と同日付けで上記発行者から交付されたパソコンの保証書（乙60）が提出されていることを併せ考慮すると、上記支出は、パソコンの購入費用であると推認される。

したがって、原告において外形的事実の立証がされているものとはい

えず、上記支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(キ) 以上のとおり、原告の前記(ア)ないし(カ)の主張はいずれも採用することができず、別表M記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められない。

5 また、原告は、別表L及びM記載の事務費の「充当額」の合計101万2014円と同議員の平成28年1月27日付け修正報告（甲23）記載の事務費充当額（106万0241円）との差額は架空支出であるから、これらも違法支出である旨主張するが、同議員の事務費に係る個々の支出を具体的に特定し、当該支出に係る外形的事実を主張立証するものではないから、原告の主張する事実をもって直ちに、上記差額に係る支出が条例所定経費に該当しないものであるとは認められない。

10 (6) 人件費について

ア 室谷議員（1）（別表W）

15 同議員が、別表W記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助として」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

20 原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、本件条例が政務活動費の入件費の内容として定める「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」とは、議員の具体的な政務活動を補助する職員に限定された経費であって、政務活動専従者に対する経費を意味するものであり、政務活動費の入件費支出においては、議員が行う具体的な政務活動の内容及び当該補助職員の労働実態を明らかにする必要があるところ、被告が労働実態を証する書面として提出する雇用契約書（乙25）は同議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面ではないから、同書面は政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証すべき書面ではない旨主張する。

そこで検討するに、本件条例は、人件費の内容を「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と定義し（2条別表）、議員は收支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証する書面の写しを議長に提出しなければならないと定めるところ（12条2項）、本件条例において、かかる「職員」を議員の具体的な政務活動の補助に専従する者に限定することや、政務活動費の支出を証する書面として、上記「職員」につき当該議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面を提出する必要があることは規定されていない。
5

また、条例所定経費に該当するか否かの判断に当たり、本件マニュアルの内容を参照できるところ、同マニュアルの使途基準表には、人件費の「内容」として、「政務活動補助職員に対する給与、賃金、手当、社会保険料」、「勤務実態があること」、「雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要」及び「源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要」と記載され、「政務活動費判断基準」として、「政務活動に資するための人件費」であると記載されているものの、当該職員を政務活動専従者に限定することや、同職員につき議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面を提出する必要があることの記載又は示唆はない。
10
15

むしろ、上記基準表において、政務活動費を按分で充当する場合に、議員が雇用するときは2分の1以内かつ月額15万円以内と定めていることや、雇用実態を明らかにする書面として雇用契約書等を例示していることは、人件費に政務活動費を充てることができる職員を政務活動専従者に限るものではなく、また、職員の勤務実態・雇用実態・給与等の支払実態を明らかにする書面を備えていれば足り、それを超えて、当該職員につき議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面を提出す
20
25

ることまでも求めるものではないことを前提とするものといえる。

さらに、議員の活動が政務活動以外にも多岐にわたり、議員が雇用する者が議員の政務活動を補助することのみをその業務としているとは限らないことからしても、対象となる職員を議員の政務活動の補助に専従している者に限定していると解釈すべき理由は見いだし難い。

以上によれば、原告の主張するような、当該職員が政務活動専従者でないことや、当該職員につき議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面が提出されていない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

人件費として政務活動費を充当できる経費の範囲は、議員が雇用する者が現に従事する業務の内容に照らして客観的に判断されるべきであり、その判断の基礎となる資料は、議員が議長に提出する収支報告書等に添付した資料のほか、本件マニュアルが規定するように、議員において備える雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等によることも許されると解するのが相当である。

以上の観点から、別表W記載の支出が条例所定経費に該当しないものであるかをみると、証拠（乙25）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成26年4月1日、（略）との間で、雇用期間を同日から平成27年3月31日までの間、給与月額を18万円、従事する業務の種類を「県議会議員政務活動補助」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲69の1～12）の記載内容（ただし書のほか、金額及び発行年月日。以下同じ。）を考慮すれば、上記（略）は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務に従事してい

たものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記⁵ Tが上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めると足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。¹⁰

イ 稲村議員（3）（別表N）

同議員が、別表N記載のとおり、「支出内容」を「政務活動補助給与」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①同議員は当該「政務活動補助者」の雇用実態を証する書面を議長に提出していない、②同議員の入件費に係る支出は、同議員が支出した政務活動費の中で大きな割合を占めており、他の政務活動経費の支出割合が少ないとから、同議員の入件費に係る支出は政務活動を補助する職員に対する経費ではないことがうかがわれる旨主張する。¹⁵

まず、上記①の点については、当該職員が政務活動専従者でないことや、当該職員につき議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面が提出されていない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。²⁰

次に、上記②の点について、本件条例は、政務活動費は政務活動に要する経費に対して交付するものとし、政務活動に要する経費として、調査研

究費、人件費など10種類について、その内容を定義するものであるが、上記各種類の経費に係る支出が政務活動費の支出合計額に占める割合について特段制限を設けておらず、本件マニュアルにも、上記割合を制限する旨の記載又は示唆はない。また、本件条例が規定する政務活動は多岐にわたるところ、議員がいかなる政務活動を行い、どの政務活動にどの程度政務活動費を充てるかについては、各議員の裁量に委ねられるべきものであるといえる。したがって、人件費に係る支出が政務活動費の支出合計額に占める割合が大きいことが、直ちに当該人件費支出が条例所定経費に該当しないことをうかがわせるものであるということはできない。

そして、証拠（乙7）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成21年3月15日、1との間で、雇用期間の始期を平成21年4月1日、給与月額を30万円、雇用内容を「議員私設秘書（政務調査・議員の代理出席・議員の送迎・他）」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲60の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記1は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記井藤が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記①及び②の主張はいずれも採用することがで

きず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

ウ 向出議員（4）（別表〇）

同議員が、別表〇記載のとおり、「支出内容」を「4月分給与」等とする「支出額」のうち各15万円につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①同議員は当該雇用実態を証する書面を議長に提出していない、②同議員の人物費に係る支出は、同議員が支出した政務活動費の中で大きな割合を占めている旨主張する。

しかしながら、原告の主張する上記①及び②の点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記ア及びイのとおりである。

そして、証拠（乙8）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成3年4月1日、Nとの間で、雇用期間を同日から現職期間中、給与月額を34万7000円、職務内容を「政務調査及び、調査研究の補佐と後援会活動」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲61の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記Nは、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出のうち15万円につき政務活動費を充当し、同額は上記各支出の2分の1相当額を下回るところ、上記西野が上記雇用

契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

5 以上によれば、原告の上記①及び②の主張はいずれも採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

エ 宇野議員（5）（別表P）

10 同議員が、別表P記載のとおり、「支出内容」を「4月給与」等とする「支出額」のうち各15万円につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

15 原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員は当該雇用実態を証する書面を議長に提出していない旨主張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

20 そして、証拠（乙9、193）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成26年度において、Sを雇用し、給与月額を31万円として、政務活動関係資料の収集、作成及び報告、書類原稿作成補助業務（パソコン入力）、運転業務（県議会庁舎への登庁、現地調査、県民からの意見聞き取りなどの際の送迎）、議員の代理出席、各種陳情の受付及び電話応対などの業務をさせていたことが認められる。

25 これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲62の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記Sは、上記雇用契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出のうち15万円につき政務活動費を充当し

ており、同額は上記各支出の2分の1相当額を下回るものであるところ、上記S1が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

才 善田議員（6）（別表AB）

同議員が、別表AB記載のとおり、「支出内容」を「アルバイト人件費3月分」等とする「支出額」の全部又は一部につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、「アルバイト人件費」は人件費の内容に該当していないし、同議員は他に労働実態を証する書面を議長に提出していない旨主張する。

しかしながら、当該職員が政務活動専従者でないことや、当該職員につき議員の具体的な政務活動を補助する労働実態を明らかにする書面が提出されていない点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙34、35）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成23年5月2日、Aとの間で、期間の定めなく、時給800円、従事する業務内容を「政務調査補助」として雇用契約を締結し、さらに、平成26年5月1日、Dとの間で、期間の定めなく、時給800円、従事する業務内容を「政務活動補助（臨時）」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26

年度末までに上記各契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲74の1～17）の記載内容を考慮すれば、上記「A」及び「D」は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。
5

また、同議員は、上記「A」に対する上記各支出の2分の1相当額及び上記「D」に対する上記各支出につき政務活動費を充当するところ、上記「A」が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることや、上記「D」が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものがあることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。
10

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。
15

カ 不破議員（7）（別表Q）

同議員が、別表Q記載のとおり、「支出内容」を「4月分 紹介料 交通費」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員は当該雇用実態を証する書面を議長に提出していない旨主張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めるることはできないことは、前記アのとおりである。
20

そして、証拠（乙10）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成23年6月1日、～との間で、期間の定めなく、給与月額を26万円、通勤手当を月額5000円、従事する業務の種類を「政務調査及びこれに
25

関連する業務」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したこととをうかがわせる証拠はない。

5 これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲63の1～13）の記載内容を考慮すれば、上記^アは、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与、交通費及び労働保険料の支出であると推認される。

10 また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記^アが上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

15 以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

キ 金原議員（8）（別表R）

（ア）原告は、別表R番号1の「支出内容」を「運転委託料 4月～9月分の前払金」とする支出は、条例所定経費に該当しない旨主張する。

20 しかしながら、上記支出については、政務活動費を充当しない旨の修正報告がされているところ（前記第2の3(5)ウ）、収支報告書の記載内容の修正があった場合、当該修正後の収支報告書の記載内容に基づき、同報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであることは、前記(2)のとおりである。

25 したがって、原告の上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

(イ) 同議員が、別表R番号2ないし15のとおり、「支出内容」を「4月給与」等とする「支出額」の2分の1又は2分の1を下回る金額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員は当該雇用実態を証する書面を議長に提出していない旨主張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙11）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成26年4月1日、1との間で、雇用期間を同日から平成27年3月31日までの間、給与月額を25万1000円、職務内容を「秘書」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、議員秘書の業務は議員の活動全般を補助するものであるのが通常であり、そこには議員の政務活動を補助する業務も含まれることや、上記各支出に係る領収証（甲64の2～15）の記載内容を考慮すれば、上記1は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1又は2分の1を下回る金額につき政務活動費を充当するところ、上記1が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(ウ) 以上によれば、同議員の別表R記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

ク 吉田議員（9）（別表S）

同議員が、別表S記載のとおり、「支出内容」を「人件費として」とする「支出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員は当該支出をしている政務活動補助者の雇用実態を証する書面を議長に提出していない旨主張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙12、13）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成25年4月1日、Nとの間で、雇用期間を同日から平成26年3月31日までの間（以後、契約期間は自動更新）、時給1000円、委託する業務の内容を「政務活動に必要なありとあらゆる情報調査補助」として雇用契約を締結し、Cとの間で、雇用期間を同日から平成26年3月31日までの間（以後、契約期間は自動更新）、給与月額を3万円、委託する業務の内容を「政務活動に関する資料整理及びパソコン入力」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲65の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記N及びCは、同契約に基づき同議員の政務活動

を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与であると推認される。

また、同議員は、上記両名に対する上記各支出につき政務活動費を充当するところ、上記両名が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものがあることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

ケ 中村議員（10）（別表AC）

同議員が、別表AC記載のとおり、「支出内容」を「平成26年4月分給料」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員は当該雇用者が政務活動費の人物費に該当している労働実態があることを証する書面を議長に提出していない旨主張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙36）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成23年7月15日、Sとの間で、雇用期間を同月16日から平成24年7月15日までの間（ただし期間満了の1か月前までに雇用者及び被雇用者から申し出がない場合、雇用契約は1年継続することができ、それ以後も同様とする。），給与月額を17万円、業務内容を「政務調査に係る調査補助、関係書類作成及び議員活動の補助」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を

反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲75の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記Sは、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。
5

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記Sが上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。
10

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

15 コ 山田議員（11）（別表T）

(ア) 同議員が、別表T番号1ないし6、8ないし14、16ないし32、
34ないし49、51ないし56、58ないし68、70ないし75、
77ないし87（ただし番号81は運転手アルバイト代3000円部分。）、90ないし96、98ないし105、107ないし109及び1
20 11ないし119記載のとおり、「支出内容」を「運転手アルバイト代」とする「支出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、「運転手アルバイト代」は人件費の内容に該当せず、この他に政務活動費の人件費の内容を証する書面もない旨主張する。
25

そこで検討するに、議員が政務活動を行う場に赴く際の自動車の運転

は、議員が自動車で移動して政務活動を行うために必要な行為であり、議員が行う政務活動の補助に当たるというべきであるから、自動車を運転する職員に対する費用を人件費から支出したという点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

そして、証拠（乙18～20）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、
①平成26年1月1日、Hとの間で、雇用期間を同日から同年12月31日までの間、職務内容を「政務活動に係る運転手」、給与を運転距離が80km以上5000円、80km未満3000円として雇用契約を締結し、平成27年1月1日、同人との間で、雇用期間を同日から同年12月31日、その他の雇用条件を前期と同様とする雇用契約を締結したこと、②平成26年1月1日、Oとの間で、雇用期間を同日から同年12月31日までの間、職務内容を「政務活動に係る運転手」、給与を運転距離が80km以上5000円、80km未満3000円として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲66の1～6、8～14、16～32、34～48、50～55、57～67、69～74、76～84、87～93、95～102、104～106、108～116、乙75～77）の記載内容を考慮すれば、上記H及びOは、同契約に基づき同議員の政務活動に係る運転手の業務に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記両名に対する上記各支出につき政務活動費を充當するところ、上記両名が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものがあることを認めるに足りる

証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、
5 条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(イ) 同議員が、別表T番号7, 15, 33, 50, 57, 69, 76, 8
1 (ただし平成26年11月分給料及び同月分アルバイト代部分。), 8
8, 89, 97, 110及び120記載のとおり、「支出内容」を「平成
26年4月分 給料」「平成26年4月分 アルバイト代」等とする「支
出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。
10

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、上記「給
料」及び「アルバイト代」はいずれも雇用実態を証する書面がない旨主
張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費
に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりであ
る。
15

そして、証拠(乙14～17)及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、
①平成26年1月1日、Kとの間で、雇用期間を同日から同年1
2月31日までの間、職務内容を「政務調査に係る調査補助及び関係書
類の作成ほか」、給与を月給15万円として雇用契約を締結し、平成27
年1月1日、同人との間で、雇用期間を同日から同年12月31日とし、
その他の雇用条件を前期と同様とする雇用契約を締結したこと、②平成
26年1月1日、Aとの間で、雇用期間を同日から同年12月3
1日までの間、職務内容を「政務調査に係る事務処理補助」、給与を時給
700円として雇用契約を締結し、平成27年1月1日、同人との間で、
雇用期間を同日から同年12月31日、職務内容を「政務活動に係る事
務補助」とし、その他の雇用条件を前期と同様とする雇用契約を締結し
20
25

たことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲66の7、15、33、49、56、68、75、80、85、86、94、107、117）の記載内容を考慮すれば、上記K及びAは、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充當するところ（なお、同表番号50の支出に関しては、前記前提事実(5)オのとおり、同議員が政務活動費からの充当額を350円増額する旨の修正報告をしたことにより、同議員は、上記支出の2分の1相当額につき政務活動費を充當するものとした。）、上記両名が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(ウ) 原告は、別表T番号106の「支出内容」を「運転手アルバイト代」とする支出は、領収書に期日記載がなく、支出日を特定することができないから違法支出である旨主張する。

しかしながら、上記支出については、政務活動費を充當しない旨の修正報告がされているところ（前記第2の3(5)オ）、収支報告書の記載内容の修正があった場合、当該修正後の収支報告書の記載内容に基づき、同

報告書記載の支出が政務活動費を充てることができないものかを判断すべきであることは、前記(2)のとおりである。

したがって、原告の上記主張は、その前提を欠くものであって、採用することはできない。

5 (エ) 以上によれば、同議員の別表T記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

サ 田中議員（12）（別表U）

(ア) 同議員が、別表U番号1ないし5記載のとおり、「支出内容」を「政務活動に係る人件費として（4月分）」等とする「支出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員が役員をしている会社への支出であるところ、本件条例は、政務活動に要する経費と認める人件費を「会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と規定しており、これは議員が労働者と直接雇用契約を締結した場合を意味するものであるから、派遣労働者、業務委託料及び議員事務所に雇用された職員の人件費に係る支出は条例所定経費に該当しない旨主張する。

そこで検討するに、証拠（乙21, 22）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成26年3月20日、株式会社サンアールホールディングスとの間で、派遣契約期間を同年4月1日から平成27年3月31日までの間、派遣料金月額を15万円、就業時間を1日8時間（9時から17時まで）、就業日を土日祝日を除く毎日、就業人数を1名、従事業務の内容を「政務活動に係る調査、研究補助及び付帯する業務」として労働者派遣契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が派遣労働者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことのうかが

わせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲6 7の1～5）の記載内容を考慮すれば、同契約に基づき派遣された職員が、同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく平成26年4月分から同年8月分までの各月の派遣料金の支出であると推認される。

ここで、本件条例は、政務活動費を人件費に充てることを認め、政務活動に要する経費に該当する人件費を「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と規定するところ、その趣旨は、議員が行う政務活動を多岐にわたるものであり、その活動を補助する者が必要な場合も想定されることから、これに要する費用に政務活動費を充てることを認めることによって、議員の調査研究その他の活動の基盤の充実を図り、議会の審議能力を強化することにあると解される。

そして、議員が行う活動を補助する職員を使用する形態としては、当該議員が職員と直接雇用契約を締結する形態のほか、労働者派遣契約を締結して労働者の派遣を受けたり、業務委託契約を締結して上記補助業務に当たらせたり、当該議員の事務所が職員と雇用契約を締結する形態等が考えられ、上記形態の違いによって、直ちに当該職員の業務の内容に相違が生じるものではないから、上記のいずれの形態をとったとしても、条例所定経費に該当すると解するのが相当である。

なお、本件条例及び本件マニュアル上、当該議員が役員を務める会社との間で労働者派遣契約を締結した場合に政務活動費を充当することができない旨の記載又は示唆はない。

また、同議員は、上記各支出につき政務活動費を充当するところ、同議員記派遣職員が上記労働者派遣契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものがあることを認めるに足りる証拠は

ない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(イ) 同議員が、別表U番号6ないし13記載のとおり、「支出内容」を「時給1000円 実働時間88時間」等とする「支出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員は政務活動費への人件費の内容に該当している労働実態を証する書面を議長に提出していない旨主張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（甲67の6～13）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、時給1000円で職員を雇用し、同職員は平成26年9月から平成27年3月までの間、各月に3日ないし19日、1日当たりおおむね8時間勤務していたことが認められ、同認定を左右する証拠はない。

これに加えて、前記(ア)のとおり、平成26年4月から8月までの間は、株式会社サンアールホールディングスから派遣された職員が同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、同職員の1日当たりの勤務時間、派遣料金は、同議員が雇用した上記職員と同程度であることや、上記各支出に係る領収証（甲67の6～13）の記載内容を考慮すれば、上記職員は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出につき政務活動費を充当するところ、上

記職員が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものがあることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

5 以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(ウ) 以上によれば、同議員の別表U記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

10 シ 藤井議員（13）（別表V）

同議員が、別表V記載のとおり、「支出内容」を「4月分給与」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員は2分の1按分充当支出しているものの、政務活動費への人件費の内容に該当している労働実態を証する書面を議長に提出していない旨主張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙23、24）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成26年において、Mとの間で、給与月額23万円、同議員の事務所において勤務するものとして雇用契約を締結したことが認められるところ、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、議員の事務所において行われる業務は多岐にわたるものであることが通常であり、事務所に勤務する事務員の業務には議員の政務活動も含まれると考えられることや、上記各支出に係る領収証（甲68の

1～12) の記載内容を考慮すれば、上記 M は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記両名が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

ス 和田内議員(14)(別表X)

同議員が、別表X記載のとおり、「支出内容」を「3月分給与」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員は2分の1按分充当支出しているものの、政務活動費への人件費の内容に該当している労働実態を証する書面を議長に提出していない旨主張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠(乙26)及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成21年11月1日、トとの間で、期間の定めなく、給与を月額20万円、従事する業務の内容を「政務活動に対する補助等」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲70の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記Kは、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

5 また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記Kが上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

10 以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

セ 西田議員（15）（別表乙）

15 同議員が、別表乙記載の「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①同議員は政務活動費への人件費の内容に該当している労働実態を証する書面を議長に提出していない、②これらは株式会社アグリサポートへの支出である旨主張する。

20 まず、上記①の点について、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

次に、上記②の点について、議員が行う活動を補助する職員を使用する形態としては、当該議員が職員と直接雇用契約を締結する形態のほか、労働者派遣契約を締結して労働者の派遣を受ける形態等が考えられ、いずれの形態をとったとしても、条例所定経費に該当すると解されることについ

ては、前記サ(ア)のとおりである。

そして、証拠（乙28）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成20年10月1日、アグリサポート社との間で、業務委託料金を月額20万円、委託する業務の内容を「事務所運営に係る事務行為に係る業務、その他事務所運営に係る業務及びこれらに附帯する業務」、契約期間を同日から平成23年4月30日までの間（ただし期間満了の1か月前までに発注者又は受託者から書面による変更・解約の申出がないときは、上記と同一条件でさらに1年間継続し、その後も同様とする。）として、業務委託基本契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が委託業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことを見かがわせる証拠はない。

これに加えて、上記のとおり同議員がアグリサポート社に委託する業務の内容は多岐にわたるものであり、その中には同議員の政務活動を補助する業務も含まれ得ると解されることや、上記各支出に係る振込金受取書（兼手数料受取書）（甲72の1～12）の記載内容を考慮すれば、アグリサポート社は、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく業務委託料の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、アグリサポート社が上記業務委託契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外的的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

ソ 本吉議員（16）（別表AA）

(ア) 同議員が、別表AA番号1ないし3及び5ないし14記載の「支出内容」を「アルバイト代」等とする「支出額」の2分の1相当額につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

5 原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、①同議員は政務活動費への人件費の内容に該当している労働実態を証する書面を議長に提出していない、②上記支出は同議員の事務所と雇用契約を締結した労働者的人件費の支出である旨主張する。

10 まず、上記①の点について、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

15 次に、上記②の点について、被告は、「本吉きよと事務所」との契約とは本吉議員（16）との契約ということである旨主張するところ、同主張に不自然、不合理な点はなく、同事務所が同議員とは別個独立した法人格であるなどの同主張が虚偽であることをうかがわせる証拠もないことからすると、原告の主張する点をもって直ちに、当該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

20 そして、証拠（乙29）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成24年4月2日、～との間で、雇用期間を同日から平成25年3月31日までの間（ただし期間満了の1か月前までに雇用主・被用者いずれからも何らの意思表示がないときは、同一条件をもって更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も自動更新2年を限度として同様とする。）、給与月額を17万円、作業内容を「政務調査補助員としての事務作業及び雑務」として雇用契約を締結し、さらに、平成26年12月30日、上記～との間で、雇用期間を平成27年1月1日から同月31日までの間（ただし期間満了の1か月前までに雇用主・被用者いずれか

らも異議がないときは、同一条件をもって更に1か月間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。), 給与月額を17万円、作業内容を「政務調査補助員としての事務作業及び雑務」として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

これに加えて、上記各支出に係る領収証(甲73の1~3, 5~14)の記載内容を考慮すれば、上記Nは、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

また、同議員は、上記各支出の2分の1相当額につき政務活動費を充当するところ、上記Nが上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものの割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はない。そして、上記充当額は、本件マニュアルの使途基準表における上記の定めにも適うものである。

以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(イ) 同議員が、別表AA番号4記載の「支出内容」を「黎明だより配り代金」とする「支出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

原告は、上記支出が条例所定経費に該当しない理由として、「黎明だより配り代金」は政務活動費の人件費の内容に該当しない旨主張する。

そこで検討するに、証拠(乙31~33)及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成26年6月19日、M、O及びNとの間で、従事する作業内容を「黎明だより(政務だより)」を本吉きよと

事務所の指定する範囲において配布し、内容を周知する。」、賃金を1回5000円（150戸分程）などとして雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が被用者の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠はない。

5 そして、上記「黎明だより」は、雇用契約書（乙31～33）に「（政務だより）」と記載されていることから、同議員が自身の政務活動を記載した広報誌であると推認されるところ、かかる広報誌を県民に配布し、内容を周知することは、議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に必要な行為であり、議員が行う政務活動の補助に当たるというべきである。

10 これに加えて、上記支出に係る領収証（甲73の4）の記載内容を考慮すれば、上記宮川らは、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

15 以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(ウ) 以上によれば、同議員の別表AA記載の各支出は、いずれも条例所定経費に該当しないものと認めることはできない。

20 タ 燃田議員（17）（別表AD）

同議員が、別表AD記載の「支出内容」を「アルバイト代（H26年4月分）」等とする「支出額」につき政務活動費を充当したことは、当事者間に争いがない。

25 原告は、上記各支出が条例所定経費に該当しない理由として、同議員は政務活動費への人件費の内容に該当している労働実態を証する書面を議長に提出していない旨主張するが、原告の主張する点をもって直ちに、当

該支出が条例所定経費に該当しないものと認めることはできないことは、前記アのとおりである。

そして、証拠（乙37、79）及び弁論の全趣旨によれば、同議員は、平成26年4月1日、⁵ レとの間で、雇用期間を同日から平成27年3月31日までの間、時給1250円、業務内容を政務活動費支出証明書作成、政務活動報告書データ入力等として雇用契約を締結したことが認められるところ、同契約の内容が委託業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠や、平成26年度末までに同契約が終了したことをうかがわせる証拠はない。

¹⁰ これに加えて、上記各支出に係る領収証（甲76の1～12）の記載内容を考慮すれば、上記レは、同契約に基づき同議員の政務活動を補助する業務等に従事していたものであり、上記各支出は同契約に基づく給与の支出であると推認される。

¹⁵ また、同議員は、上記伊藤に対する上記各支出につき政務活動費を充当するところ、同人が上記雇用契約に基づき従事する業務のうち、同議員の政務活動に関連性を有しないものがあることを認めるに足りる証拠はない。

²⁰ 以上によれば、原告の上記主張は採用することができず、原告において外形的事実の立証がされているものとはいえないから、上記各支出は、条例所定経費に該当しないものとは認められない。

(7) 小括

以上検討したところによれば、本件支出のうち、宮下議員（22）及び米田議員（23）を除く本件各議員に係るものは、いずれも条例所定経費に該当しないものとは認められないから、これらの支出に政務活動費を充てることは違法なものであるとは認められない。

また、本件各支出のうち、宮下議員（22）及び米田議員（23）に係る

もの（別表Y、A E）は、いずれも全額が返納されている（前記第2の3(5)ク、ケ）から、同議員らは、これらの支出に相当する金額について、不当利得として返還すべき義務を負うものではない。

2 爭点2（本件各議員に不当利得が生じる場合の遅延損害金の起算日等）について

前記1に説示したとおり、本件各議員のうち、宮下議員（22）及び米田議員（23）を除く者については、本件各支出に関し、不当利得返還義務を負うとは認められない。

また、宮下議員（22）及び米田議員（23）については、本件各支出に係る金額を既に返納しているところ、この点について原告は、違法支出された上記金員に対する返納日までの遅延損害金が発生したので、民法704条の不当利得としてこれを返還すべきである旨主張する。そこで、この点について検討する。

(1) 議員が負う政務活動費に係る不当利得返還債務は、期限の定めのない債務であるから、返還請求権者が請求をしたときに当該債務は履行遅滞となるが（民法412条3項），本件全証拠をもってしても、返還請求権者である石川県ないしその執行機関である被告が、本件各議員に対して、具体的な返還請求をした事実は認められない。また、被告が本訴において本件各議員の不当利得返還請求債務の存在を否認している以上、被告が本訴でした本件各議員に対する訴訟告知をもって上記請求があったものと認めることもできない。

(2) これに対し原告は、上記返還債務の履行期限は本件条例9条1項に定める平成27年4月30日である旨主張する。

しかしながら、同項は、あくまで収支報告書等の提出期限を定めるにすぎず、不当利得返還債務の履行期限までをも定めるものとは解されないし、政務活動費の返還に関して規定する本件条例10条も、政務活動費返還債務の履行期限については定めておらず、本件条例上他にこれを定めるものと解す

べき規定も見当たらない。また、原告は、政務活動費の会計上の取扱等に基づき種々主張するが、原告が指摘する諸点も上記判断を左右するものとはいえない、原告の上記主張は採用することができない。

(3) 以上によれば、宮下議員（22）及び米田議員（23）に係る本件各支出
5 が政務活動費を充てることができないものかについて判断するまでもなく、
同議員らは遅延損害金の支払義務を負うとは認められない。

また、民法704条は、悪意の受益者はその受けた利益に利息を付して返還しなければならない旨を規定する。そして、仮に上記各議員に係る本件各支出が政務活動費を充てることができないものであったとしても、同議員ら
10 が本件各支出に係る不当利得について悪意であることを認めるに足りる証拠はないから、同議員らは同条に基づく不当利得返還義務を負うものではない。

第4 結論

以上説示したところによれば、本件各支出に関し、被告が本件各議員に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払の請求を怠っているものということは
15 できないから、原告の請求は理由がない。

よって、原告の請求をいずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

金沢地方裁判所民事部

20

裁判長裁判官 山門 優

25

裁判官 吉川健治

裁判官 小 棕 智 子



(別紙1)

議員氏名	違法支出額 合計(円)	遅延損害金 (円)	費目の内訳	対応する別表
1 室谷幸弘	2,102,652	<input type="radio"/>	広聴広報費	E
			人件費	W
2 木本利夫	1,942,817	<input type="radio"/>	調査研究費	A, B
3 稲村建男	1,800,000	<input type="radio"/>	人件費	N
4 向出 勉	1,800,000	<input type="radio"/>	人件費	O
5 宇野邦夫	1,800,000	<input type="radio"/>	人件費	P
6 善田善彦	1,698,282	<input type="radio"/>	広聴広報費	I, J
			人件費	A B
7 不破大仁	1,618,579	<input type="radio"/>	人件費	Q
8 金原 博	1,615,000	<input type="radio"/>	人件費	R
9 吉田 修	1,560,000	<input type="radio"/>	人件費	S
10 中村 熊	1,542,652	<input type="radio"/>	広聴広報費	G, H
			人件費	A C
11 山田省悟	1,484,900	<input type="radio"/>	人件費	T
12 田中博人	1,403,450	<input type="radio"/>	人件費	U
13 藤井義弘	1,380,000	<input type="radio"/>	人件費	V
14 和田内幸三	1,200,000	<input type="radio"/>	人件費	X
15 西田昭二	1,200,000	<input type="radio"/>	人件費	Z
16 本吉淨与	1,125,000	<input type="radio"/>	人件費	AA
17 焼田宏明	1,020,000	<input type="radio"/>	人件費	AD
18 米光 熊	974,134	<input type="radio"/>	広聴広報費	K
19 吉崎吉規	748,952	<input type="radio"/>	広聴広報費	F
20 井出敏朗	720,033	<input type="radio"/>	広聴広報費	C, D
21 米澤賢司	746,524	<input type="radio"/>	事務費	L, M
22 宮下正博	1,200,000	86,136	人件費	Y
23 米田昭夫	840,000	38,901	人件費	A E

(注) 「遅延損害金(円)」欄に○を付したものは、対応する「違法支出額合計(円)」欄記載の金額に対する平成27年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払の請求を求めるものである。

別紙2

石川県政務活動費運用基準
(マニュアル)

石川県議会
平成25年4月

目 次

1	政務活動費の概要	1
2	経費の範囲及び使途基準	1
3	交付等の手続き	2
4	証拠書類の整理・保管	3
5	収支報告書等の提出	5
6	調査・相談体制	6
7	政務活動費使途基準表	7
8	政務活動報告書（様式1）	15
9	領収書添付枠・政務活動費支出証明書（様式2）	17
10	県外政務活動結果報告（様式3）	19
11	海外政務活動結果報告（様式4）	21
12	政務活動費を充当するのに適しない例（全議参考事例）	23

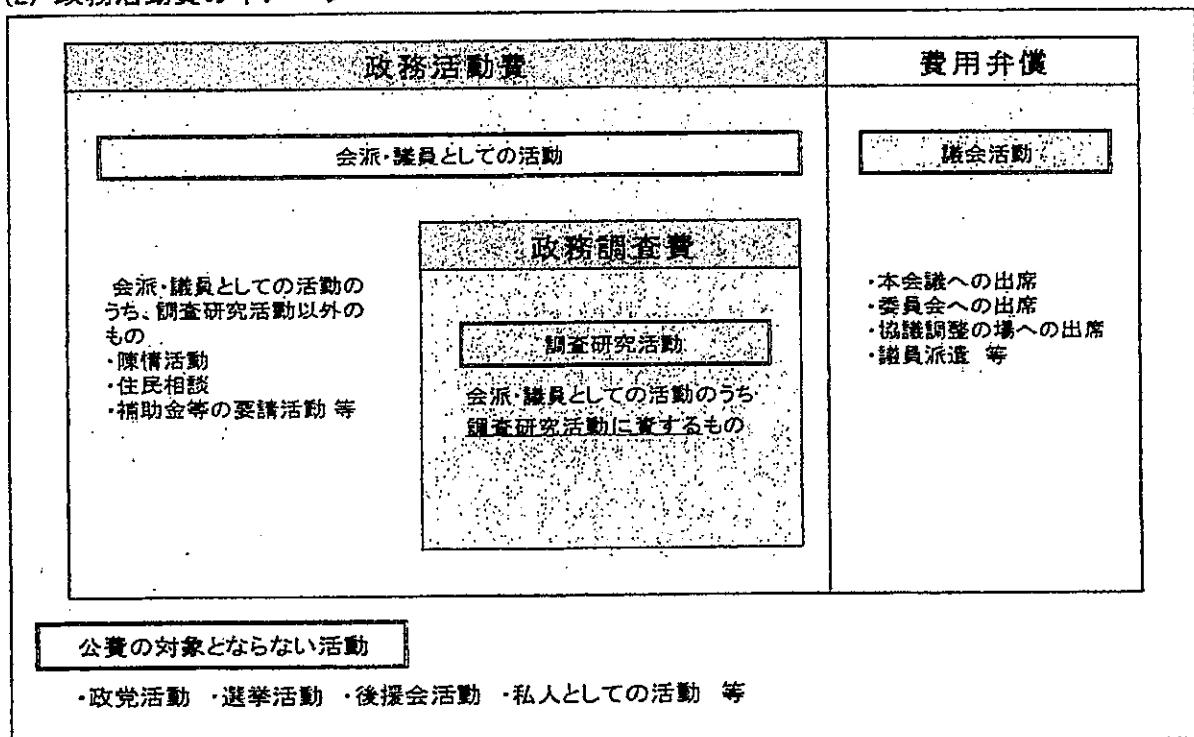
1 政務活動費の概要

(1) 政務調査費から政務活動費へ

第180回通常国会(平成24年)に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、②政務活動費を充てができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとし、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

(2) 政務活動費のイメージ



2 経費の範囲及び使途基準

政務活動費に充当できるのは、条例第二条に掲げる「会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」であり、議員の職責・職務を果たすため、社会通念上妥当な範囲のものであること を前提とし、その使途基準は、P7「政務活動費使途基準表」のとおりとする。

3 交付等の手続き

(1) 交付の方法

① 交付対象

政務活動費は、石川県議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）又はその所属議員に対し交付する。

② 政務活動費の額及び交付の方法

政務活動費の額は、議員1人当たり月額30万円とする。

交付の方法は、会派ごとに、次の掲げる方法のいずれかによるものとする。

ア 会派に交付する方法

イ 議員に交付する方法

ウ 会派及び議員に交付する方法

なお、月の途中に、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月分の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

③ 交付決定

会派は、政務活動費の交付を受けようとするときは、議長に会派の届出をし、

議長は、その届出を受けたときは、知事へ通知しなければならない。

知事は、その通知を受けたときは、当該年度における政務活動費の交付決定を行い、会派の代表者又はその所属議員に通知しなければならない。

④ 請求及び交付

会派の代表者又はその所属議員は、知事から交付決定を受けた後、毎四半期の最初の月に、当該四半期分の政務活動費を知事に請求するものとする。

ただし、当該四半期の途中に議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

知事は、当該請求に基づき、速やかに政務活動費を交付するものとする。

4 証拠書類の整理・保管

(1) 整理・保管の義務

会派の経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、領収書その他の支出を証すべき書面の整理及び保管をし、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書等を提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(2) 整理・保管する証拠書類

会派の経理責任者及び議員において整理・保管しておく証拠書類は、以下のとおりとする。

なお、証拠書類には、議長へ提出が必要なものと、会派及び議員において適正に整理・保管しておくものがある。

会派及び議員が整理・保管する証拠書類 (5年間保存)	収支報告書と共に議長に提出する書類 (議長が5年間保存)
<p>【原本の保管】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外政務活動結果報告（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告（様式4）</p> <p>通帳</p> <p>賃貸借契約書</p> <p>雇用契約書</p> <p>委託契約書・成果物</p> <p>その他、支出の根拠となる書類及び活動の実態が分かる書類など</p>	<p>【写しの提出】</p> <p>政務活動報告書（様式1）</p> <p>領収書・支出証明書（様式2）</p> <p>県外政務活動結果報告（様式3）</p> <p>海外政務活動結果報告（様式4）</p>

① 政務活動報告書

日々の政務活動の状況について、「政務活動報告書」（様式1）を作成すること。

なお、政務活動報告書は、収支報告書作成の基となるため、漏れのないように記載すること。

② 領収書

領収書については、「領収書添付枠」（様式2）に貼り付けること。

領収書の記載事項

政務活動費に充当する支出に係る領収書については、下記の事項の記載を求めるものとする。なお、紙面等の関係上領収書に記載ができない場合には、請求書又は納品書を併せて添付し、内容を明らかにするものとする。

- ① あて名（原則：議員本人名）
- ② 金額
- ③ 発行（受領）年月日
- ④ 発行者（受領者）、発行者印（レシートを除く。）
- ⑤ 内容（領収書但し書きに記載を求めるもの。紙面上の制約がある場合は納品書を添付）
※ レシート等の場合で内容が記載されていない場合は、領収書貼付用紙の余白に記載すること。

③ 支出証明書

領収書を徵しがたい場合は、様式2下段「政務活動費支出証明書」欄に記入すること。

支出証明書によることができる支出

領収書の添付を原則とするが、次の支出については支出証明書による報告を可能とする。

- ① 運賃等（自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃）
- ② その他（預金口座引き落としによる支出等）
※ 預金口座引き落としにより支払いがなされる場合は、当該引き落としを証する預金通帳の写し（該当部分のみ）を添付すること。

④ 県外政務活動結果報告

県外（富山県、福井県を除く。）における政務活動については、「県外政務活動結果報告」（様式3）を作成すること。

⑤ 海外政務活動結果報告

国外における政務活動については、「海外政務活動結果報告」（様式4）を作成すること。

5 収支報告書等の提出

(1) 提出に関する手続き等

① 提出義務

会派の代表者又はその所属議員は、収支報告書及びその報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書その他の支出を証すべき書面の写しを議長に提出しなければならない。

② 提出等の期限

ア 年度分

交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに提出しなければならない。

イ 会派が消滅した場合又は議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名若しくは議会の解散により議員でなくなった場合

会派が消滅した日又は議員でなくなった日の属する月までの分を、その日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

③ 提出後の修正

提出した収支報告書に修正がある場合は、速やかに修正後の収支報告書及び修正箇所を明記した文書（正誤表、理由書）等の関係書類を議長に提出しなければならない。

④ 残余額の返還

会派の代表者又はその所属議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から支出の総額を控除して残余があるときは、残余額を知事に返還しなければならない。

(2) 閲覧

提出された収支報告書は、提出期限の翌日から起算して90日を経過した日の翌日から閲覧に供することとし、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中に行うものとする。

7 政務活動費使途基準表

項目	①【調査研究費】		
	支出費目 会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費	主な支出費目の例	内 容
① 調 査 研 究 費	交通費 会派及び議員が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費	JR、私鉄、バス、地下鉄、航空機、船舶 タクシー等(緊急の場合、公共交通機関が不便であるなど合理的な理由がある場合) レンタカー 高速道路等利用料、駐車料金	<p>○ 実費</p> <p>政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)</p> <p>交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。</p>
	自家用車利用経費 (ガソリン代)	①走行距離で積算する場合 1Km当たり 37円 (本県応招旅費の現行単価) ②按分する場合 1台限り、1/3以内 (この場合は一括して⑨事務費に計上) ※年間を通じて、①、②どちらかの方法を選択	<p>・実績が明確でない場合 1/2を個人使用、1/4を政務調査以外の議員活動、1/4を政務調査活動に伴う費用であると認めるのが相当 (H19.12.20 仙台高裁)</p>
	宿泊料 (国内の場合)	日当	<p>○ 充當できない</p> <p>○ 実費とし、費用弁償の額を上限とする 甲地 14,800円(注1) 乙地 13,300円(注2)</p>
	借上料	会場借上料 機材借上料	<p>○ 実費</p>
	印刷製本費	資料印刷費 (コピー代含む)	<p>○ 実費</p>
	通信運搬費	文書通信費 (郵便料等)	<p>○ 実費</p> <p>文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む。 (他の経費についても同じ)</p>
	講師謝金等	謝金等	<p>○ 実費 (運転手への謝礼も含む)</p>
	委託料	業務委託料 (調査委託料など)	<p>○ 実費</p> <p>調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。 ・調査内容の必要性と成果の反証がないものは認められない (神戸地裁 H23.5.26)</p>

	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
統 く	会費等	会費についての考え方については、25頁「会費として支出するのに適しない例」を参照	<input type="radio"/> 実費 (ただし、懇談を伴う場合は5,000円以内) ・各種議員連盟の会費など	議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかがまず基準になる。 また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではない。 ・不適当な例 土地改良区地区総集会、特養ホーム研修会、体育協会祝賀会(青森地裁 H18.10.20) ・国政報告会における高額(1万円)かつ飲食を伴う参加費は不可(仙台高裁 H23.9.30)
	消耗品費	事務用消耗品 看板製作代	<input type="radio"/> 実費	
	食糧費	会食代、飲食代、茶菓代、弁当代 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<input type="radio"/> 実費 ・懇談会経費(1人当たり)5,000円以内	飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要である。 ・議員同士の懇談会は不可(青森地裁 H18.10.20) ・市議会議員との酒食を伴う県政懇談会は不可(仙台高裁 H23.9.30) ・研修会を行った際の昼食弁当代は不可(京都地裁 H16.9.15) ・飲食店舗等における飲食は不可(東京地裁 H18.4.14)
	茶菓子等	会派または議員主催の会議等での茶菓提供 ・調査研究活動としての会議や研修会等と一体性がある ※ 公職選挙法に抵触しないことが前提	<input type="radio"/> 実費 ・1,000円以内(1人当たり)	・会議に伴う食費とは、コーヒー、茶菓代であり食事等は認められない(H20.3.12 宇都宮地裁) [研修会の場でお茶やお菓子を超えて食事を提供することまでは通常行われない。必要であれば、参加者が自ら負担すべき。]

項目	②【研修費】 1 会派及び議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への会派の所属議員並びに会派及び議員の雇用する職員の参加に要する経費			
	支出費目 研修参加費、交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、講師謝金等、委託料、会費等、消耗品費、食糧費 等			
② 研 修 費	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	研修参加費	研修会、講演会等へ参加する際の負担金、参加費等	○ 実費	「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含む。
	交通費 食糧費		前記の ①調査研究費 の基準に同じ	研修会、講演会等には議員の雇用する職員の参加も可能
項目	③【広聴広報費】 会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費			
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費、委託料、消耗品費 等			
③ 広 聴 広 報 費	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	交通費		前記の ①調査研究費 の基準に同じ	「広聴」は、幅広く県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。
	通信運搬費	文書通信費(郵便料等) インターネット接続料 ホームページのプロバイダ利用料		「県政に関する政策等」の「等」は、会派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである。
	委託料	業務委託料		会場を借りて県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。 広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。
	消耗品費	事務用消耗品 看板製作代		
項目	④【要請陳情等活動費】 会派及び議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費			
	支出費目 交通費、宿泊費、借上料、印刷製本費、通信運搬費 等			
④ 要 請 陳 情 等 活 動 費	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
	交通費		前記の ①調査研究費 の基準に同じ	「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。
	通信運搬費			「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」(⑤会議費)とは区別している。
	「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。			

項目	⑨【事務費】 会派及び議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費		
⑨ 事 務 費	支出費目 修繕費、通信運搬費、消耗品費、備品費、リース料、ガソリン代(按分) 等		
	主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)
	修繕費	事務機器等の備品の修繕 (パソコン、プリンター等)	<input type="radio"/> 実費
		事務所の修繕	<input type="radio"/> 充當できない
	通信運搬費	電話・FAX回線利用料 携帯電話利用料	<input type="radio"/> 按分の場合1/2以内 ・「⑧事務所費」の按分一覧参考 事務所の形態により 1/3~全額
		インターネット接続料	<input type="radio"/> 実費
		切手、はがき、メール便等	<input type="radio"/> 実費
	消耗品費	事務用消耗品	<input type="radio"/> 実費
	備品費	パソコン・コピー機等の事務用機器	<input type="radio"/> 実費 ・取得価格1件10万円以内のもの ※ パソコンは15万円以内 ※ コピー機は按分とし、1/2以内、かつ30万円を上限とする
		電話・FAX等の通信機器 机、椅子	
	自家用車		<input type="radio"/> 充當できない
	リース料	自動車リース代 ・リース期間終了後も所有権移転しない場合に限る ・リース会社との契約に限る	<input type="radio"/> 按分(1/2以内) かつ年間60万円を限度とする ※1台分のみ充當可
		コピー機等事務機器 リース	<input type="radio"/> 按分(1/2以内)
	ガソリン代 (按分)	月毎に按分して充當する場合	<input type="radio"/> 1台限り、1/3以内 ・実績が明確でない場合 1/2を個人使用、1/4を政務調査 以外の議員活動、1/4を政務調査 活動に伴う費用であると認める のが相当(H19.12.20 仙台高裁)

項目	⑩【人件費】 会派及び議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費		
⑩ 人 件 費	支出費目 人件費		
主な支出費目の例	内 容	政務活動費が充当できるもの (積算または充当限度等)	政務活動費判断基準 (全国議長会の考え方、判例等)
人件費	<p>政務活動補助職員に対する給与、賞金、手当、社会保険料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務実態があること ・雇用実態を明らかにする雇用契約書、勤務実績表、給与支払い簿等を備えることが必要 ・源泉徴収票が提出されている、支払いが客観的に確認できる、雇用保険等雇用主の義務が発生する手続きが行われている等が必要 	<p>○ 実費 ・按分の場合 議員が雇用する場合は 1／2以内 かつ月15万円以内 会派が雇用する場合は 2／3以内</p> <p>※議員が雇用する場合、常勤職員は1名に限り充当可能 ※臨時雇用(アルバイト)については実費 ※生計を一にする親族(配偶者、親・子供、兄弟等)を雇用した場合は、充当不可</p>	<p>政務活動に資するための人件費である。</p> <p>・県議会議員政治倫理要綱運用規程を準用</p> <p>※ 会派又は議員の雇用する職員は、会派又は議員が行う政務活動の補助者として、下記の経費の対象に含まれる。</p> <p>(対象経費) ①調査研究費 ②研修費 ④要請陳情等活動費 ⑤会議費(会派が雇用する場合を除く)</p>

12 政務活動費を充当するのに適しない例

(全国議長会の考え方)

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党的広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党组织の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党的役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

« 科 目 別 »

<会議費>

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
- ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
- ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
- ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食
 - [例 「公職選挙法」(第199条の2)]
寄附に該当する経費
(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

<事務所費>

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

《会費として支出するのに適しない例》

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して納める年会費、月会費

- ・個人の立場で加入している団体などに対する会費等

[例]

町内会費、公民館費、壮年会費、P T A会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同志会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等

- ・政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等

- ・議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費

- ・他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費

- ・宗教団体の会費

- ・冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)

- ・飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

別表A 木本議員の調査研究費
(支出を証する書面がないもの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	原告主張の 違法充当額 (円)
1	H26.4.1	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
2	H26.4.2	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
3	H26.4.3	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
4	H26.4.4	ガソリン代	9,990	9,990	9,990
5	H26.4.5	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
6	H26.4.10	ガソリン代	2,849	2,849	2,849
7	H26.4.13	ガソリン代	1,295	1,295	1,295
8	H26.4.16	ガソリン代	185	185	185
9	H26.4.17	ガソリン代	1,554	1,554	1,554
10	H26.4.18	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
11	H26.4.19	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
12	H26.4.20	ガソリン代	1,998	1,998	1,998
13	H26.4.24	ガソリン代	185	185	185
14	H26.4.25	ガソリン代	148	148	148
15	H26.4.26	ガソリン代	185	185	185
16	H26.4.27	ガソリン代	555	555	555
17	H26.4.28	ガソリン代	814	814	814
18	H26.4.28	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
19	H26.4.29	ガソリン代	148	148	148
20	H26.4.29	ガソリン代	703	703	703
21	H26.4.30	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
22	H26.5.2	ガソリン代	555	555	555
23	H26.5.3	ガソリン代	185	185	185
24	H26.5.3	ガソリン代	5,550	5,550	5,550
25	H26.5.4	ガソリン代	999	999	999
26	H26.5.5	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
27	H26.5.6	ガソリン代	10,138	10,138	10,138
28	H26.5.7	ガソリン代	1,776	1,776	1,776
29	H26.5.9	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
30	H26.5.9	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
31	H26.5.10	ガソリン代	1,406	1,406	1,406
32	H26.5.11	ガソリン代	185	185	185
33	H26.5.11	ガソリン代	185	185	185
34	H26.5.11	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
35	H26.5.12	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
36	H26.5.13	ガソリン代	3,515	3,515	3,515
37	H26.5.14	ガソリン代	11,248	11,248	11,248
38	H26.5.15	ガソリン代	555	555	555
39	H26.5.16	ガソリン代	1,961	1,961	1,961
40	H26.5.17	ガソリン代	148	148	148
41	H26.5.18	ガソリン代	185	185	185
42	H26.5.21	ガソリン代	1,295	1,295	1,295
43	H26.5.22	ガソリン代	555	555	555
44	H26.5.23	ガソリン代	703	703	703
45	H26.5.24	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
46	H26.5.24	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
47	H26.5.25	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
48	H26.5.26	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
49	H26.5.27	ガソリン代	703	703	703
50	H26.5.28	ガソリン代	148	148	148

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	原告主張の 違法充当額 (円)
51	H26.5.29	ガソリン代	814	814	814
52	H26.5.31	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
53	H26.5.31	ガソリン代	2,257	2,257	2,257
54	H26.6.1	ガソリン代	185	185	185
55	H26.6.1	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
56	H26.6.2	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
57	H26.6.3	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
58	H26.6.4	ガソリン代	703	703	703
59	H26.6.5	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
60	H26.6.6	ガソリン代	148	148	148
61	H26.6.8	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
62	H26.6.11	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
63	H26.6.12	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
64	H26.6.14	ガソリン代	2,405	2,405	2,405
65	H26.6.15	ガソリン代	333	333	333
66	H26.6.15	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
67	H26.6.16	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
68	H26.6.21	ガソリン代	2,405	2,405	2,405
69	H26.6.22	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
70	H26.6.23	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
71	H26.6.24	ガソリン代	703	703	703
72	H26.6.25	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
73	H26.6.26	ガソリン代	1,295	1,295	1,295
74	H26.6.28	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
75	H26.6.29	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
76	H26.6.30	ガソリン代	1,702	1,702	1,702
77	H26.7.5	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
78	H26.7.6	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
79	H26.7.7	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
80	H26.7.11	ガソリン代	12,210	12,210	12,210
81	H26.7.14	ガソリン代	2,775	2,775	2,775
82	H26.7.15	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
83	H26.7.16	ガソリン代	1,554	1,554	1,554
84	H26.7.17	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
85	H26.7.20	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
86	H26.7.20	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
87	H26.7.21	ガソリン代	1,369	1,369	1,369
88	H26.7.22	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
89	H26.7.23	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
90	H26.7.24	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
91	H26.7.24	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
92	H26.7.25	ガソリン代	296	296	296
93	H26.7.25	ガソリン代	1,554	1,554	1,554
94	H26.7.26	ガソリン代	1,702	1,702	1,702
95	H26.7.27	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
96	H26.7.28	ガソリン代	148	148	148
97	H26.7.29	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
98	H26.7.29	ガソリン代	10,730	10,730	10,730
99	H26.8.2	ガソリン代	666	666	666
100	H26.8.2	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
101	H26.8.3	ガソリン代	703	703	703
102	H26.8.3	ガソリン代	3,182	3,182	3,182
103	H26.8.4	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
104	H26.8.6	ガソリン代	185	185	185
105	H26.8.6	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
106	H26.8.7	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
107	H26.8.9	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
108	H26.8.10	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
109	H26.8.11	ガソリン代	1,480	1,480	1,480

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	原告主張の 違法充当額 (円)
110	H26.8.11	ガソリン代	2,220	2,220	2,220
111	H26.8.12	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
112	H26.8.13	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
113	H26.8.14	ガソリン代	1,702	1,702	1,702
114	H26.8.15	ガソリン代	5,180	5,180	5,180
115	H26.8.16	ガソリン代	555	555	555
116	H26.8.17	ガソリン代	185	185	185
117	H26.8.18	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
118	H26.8.18	ガソリン代	1,924	1,924	1,924
119	H26.8.19	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
120	H26.8.20	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
121	H26.8.22	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
122	H26.8.23	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
123	H26.8.24	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
124	H26.8.25	ガソリン代	8,140	8,140	8,140
125	H26.8.26	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
126	H26.8.28	ガソリン代	814	814	814
127	H26.8.29	ガソリン代	1,406	1,406	1,406
128	H26.8.30	ガソリン代	1,850	1,850	1,850
129	H26.8.30	ガソリン代	4,440	4,440	4,440
130	H26.8.30	ガソリン代	185	185	185
131	H26.9.1	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
132	H26.9.2	ガソリン代	6,475	6,475	6,475
133	H26.9.7	ガソリン代	148	148	148
134	H26.9.7	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
135	H26.9.9	ガソリン代	1,295	1,295	1,295
136	H26.9.10	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
137	H26.9.13	ガソリン代	555	555	555
138	H26.9.15	ガソリン代	6,586	6,586	6,586
139	H26.9.15	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
140	H26.9.16	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
141	H26.9.18	ガソリン代	3,145	3,145	3,145
142	H26.9.21	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
143	H26.9.22	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
144	H26.9.23	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
145	H26.9.23	ガソリン代	1,702	1,702	1,702
146	H26.9.24	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
147	H26.9.24	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
148	H26.9.26	ガソリン代	5,846	5,846	5,846
149	H26.9.27	ガソリン代	666	666	666
150	H26.9.27	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
151	H26.9.28	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
152	H26.9.30	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
153	H26.9.30	ガソリン代	814	814	814
154	H26.10.2	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
155	H26.10.3	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
156	H26.10.4	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
157	H26.10.5	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
158	H26.10.6	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
159	H26.10.9	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
160	H26.10.18	ガソリン代	1,110	1,110	1,110
161	H26.10.19	ガソリン代	1,295	1,295	1,295
162	H26.10.20	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
163	H26.10.21	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
164	H26.10.22	ガソリン代	1,295	1,295	1,295
165	H26.10.23	ガソリン代	185	185	185
166	H26.10.24	ガソリン代	1,702	1,702	1,702
167	H26.10.25	ガソリン代	555	555	555
168	H26.10.25	ガソリン代	1,480	1,480	1,480

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	原告主張の 違法充当額 (円)
169	H26.10.26	ガソリン代	148	148	148
170	H26.10.26	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
171	H26.10.27	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
172	H26.10.27	ガソリン代	148	148	148
173	H26.10.29	ガソリン代	1,702	1,702	1,702
174	H26.10.31	ガソリン代	4,292	4,292	4,292
175	H26.11.2	ガソリン代	407	407	407
176	H26.11.2	ガソリン代	370	370	370
177	H26.11.3	ガソリン代	2,664	2,664	2,664
178	H26.11.3	ガソリン代	1,295	1,295	1,295
179	H26.11.4	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
180	H26.11.7	ガソリン代	148	148	148
181	H26.11.8	ガソリン代	148	148	148
182	H26.11.8	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
183	H26.11.9	ガソリン代	185	185	185
184	H26.11.10	ガソリン代	814	814	814
185	H26.11.12	ガソリン代	814	814	814
186	H26.11.13	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
187	H26.11.13	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
188	H26.11.14	ガソリン代	2,257	2,257	2,257
189	H26.11.15	ガソリン代	10,730	10,730	10,730
190	H26.11.15	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
191	H26.11.17	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
192	H26.11.19	ガソリン代	185	185	185
193	H26.11.19	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
194	H26.11.19	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
195	H26.11.20	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
196	H26.11.23	ガソリン代	185	185	185
197	H26.11.24	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
198	H26.11.27	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
199	H26.11.29	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
200	H26.12.6	ガソリン代	555	555	555
201	H26.12.7	ガソリン代	185	185	185
202	H26.12.8	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
203	H26.12.8	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
204	H26.12.10	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
205	H26.12.11	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
206	H26.12.12	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
207	H26.12.15	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
208	H26.12.16	ガソリン代	1,850	1,850	1,850
209	H26.12.19	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
210	H26.12.20	ガソリン代	14,800	14,800	14,800
211	H26.12.21	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
212	H26.12.24	ガソリン代	555	555	555
213	H26.12.26	ガソリン代	814	814	814
214	H26.12.26	ガソリン代	4,070	4,070	4,070
215	H26.12.28	ガソリン代	148	148	148
216	H27.1.1	ガソリン代	185	185	185
217	H27.1.2	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
218	H27.1.3	ガソリン代	185	185	185
219	H27.1.4	ガソリン代	703	703	703
220	H27.1.5	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
221	H27.1.6	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
222	H27.1.7	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
223	H27.1.8	ガソリン代	555	555	555
224	H27.1.9	ガソリン代	814	814	814
225	H27.1.11	ガソリン代	2,257	2,257	2,257
226	H27.1.12	ガソリン代	5,032	5,032	5,032
227	H27.1.13	ガソリン代	814	814	814

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	原告主張の 違法充当額 (円)
228	H27.1.15	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
229	H27.1.17	ガソリン代	3,034	3,034	3,034
230	H27.1.18	ガソリン代	555	555	555
231	H27.1.18	ガソリン代	185	185	185
232	H27.1.18	ガソリン代	1,850	1,850	1,850
233	H27.1.19	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
234	H27.1.20	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
235	H27.1.21	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
236	H27.1.21	ガソリン代	6,105	6,105	6,105
237	H27.1.22	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
238	H27.1.23	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
239	H27.1.23	ガソリン代	4,070	4,070	4,070
240	H27.1.24	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
241	H27.1.24	ガソリン代	296	296	296
242	H27.1.25	ガソリン代	2,590	2,590	2,590
243	H27.1.26	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
244	H27.1.27	ガソリン代	5,180	5,180	5,180
245	H27.1.27	北陸自動車道利用料	3,390	3,390	3,390
246	H27.1.28	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
247	H27.1.29	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
248	H27.1.31	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
249	H27.2.2	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
250	H27.2.2	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
251	H27.2.3	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
252	H27.2.5	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
253	H27.2.6	ガソリン代	6,179	6,179	6,179
254	H27.2.7	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
255	H27.2.8	ガソリン代	4,070	4,070	4,070
256	H27.2.8	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
257	H27.2.9	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
258	H27.2.9	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
259	H27.2.10	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
260	H27.2.11	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
261	H27.2.11	ガソリン代	3,034	3,034	3,034
262	H27.2.12	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
263	H27.2.13	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
264	H27.2.13	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
265	H27.2.14	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
266	H27.2.15	ガソリン代	3,885	3,885	3,885
267	H27.2.16	ガソリン代	999	999	999
268	H27.2.19	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
269	H27.2.20	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
270	H27.2.21	ガソリン代	4,292	4,292	4,292
271	H27.2.22	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
272	H27.2.28	ガソリン代	814	814	814
273	H27.3.1	ガソリン代	148	148	148
274	H27.3.1	ガソリン代	6,105	6,105	6,105
275	H27.3.2	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
276	H27.3.4	ガソリン代	1,665	1,665	1,665
277	H27.3.4	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
278	H27.3.5	ガソリン代	1,702	1,702	1,702
279	H27.3.6	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
280	H27.3.6	ガソリン代	185	185	185
281	H27.3.7	ガソリン代	185	185	185
282	H27.3.9	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
283	H27.3.11	ガソリン代	814	814	814
284	H27.3.13	ガソリン代	148	148	148
285	H27.3.14	ガソリン代	148	148	148
286	H27.3.15	ガソリン代	3,700	3,700	3,700

乙第40号証
※表B「69」

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	原告主張の 違法充当額 (円)
287	H27.3.15	ガソリン代	370	370	370
288	H27.3.15	ガソリン代	1,924	1,924	1,924
289	H27.3.17	ガソリン代	5,365	5,365	5,365
290	H27.3.19	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
291	H27.3.20	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
292	H27.3.21	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
293	H27.3.22	ガソリン代	2,590	2,590	2,590
294	H27.3.22	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
295	H27.3.22	ガソリン代	148	148	148
296	H27.3.23	ガソリン代	7,400	7,400	7,400
297	H27.3.28	ガソリン代	3,700	3,700	3,700
298	H27.3.30	ガソリン代	148	148	148
299	H27.3.30	ガソリン代	1,480	1,480	1,480
300	H27.3.31	ガソリン代	185	185	185
合計			575,410	575,410	575,410

表B	木本議員の調査研究費（支出を証する書面の提出があるもの）
表D	井出議員の広聴広報費（全額充当することができないと主張するもの）
表K	米光議員の広聴広報費（全額充当することができないと主張するもの）
表M	米澤議員の事務費（2分の1を超えて充当することができないと主張するもの）
表T	山田議員の人事費

別表B 木本議員の調査研究費
(支出を証する書面の提出があるもの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
1	H26.4.7	ETC利用料	6,220	4,400	「ご利用明細書」 政務活動費支出証明書 甲第52号証の1 乙第158号証 乙第159号証 乙第160号証 乙第161号証 乙第94号証 乙第95号証の1	4,400	「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。また、被告の主張について、①当該研修会の目的・内容が明らかではない。②当該視察の目的・内容が明らかではないし、水仙の里公園は議員ではなくても見学できる施設である。③当該視察の目的・内容が明らかではないし、勝興寺は議員ではなくても見学できる施設である。④当該懇談の目的・内容が明らかではない。	「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 ①平成26年1月19日 目的地:TKPカンファレンス、目的:日本会議地方議員連盟研修会 ②平成26年1月30日 目的地:福井市越前水仙の里、目的:水仙の里公園関係施設視察 ③平成26年2月13日 目的地:勝興寺(富山県高岡市)、目的:国宝勝興寺保存改修事業視察 ④平成26年2月15日 目的地:松任総合運動公園体育馆、目的:東京オリンピックについて懇談 ア 地方議会の議員による政務活動は広範に及びうるものであり、議員が交通費を支出して施設視察を行ったり、研修会・講演会等に参加することにより有意義な政務活動が行われる可能性を否定すべきではない。原告が、視察の目的・内容が明らかでないという抽象的な理由のみで当該支出が違法であると主張立証しているに過ぎない場合には、視察先施設や講演会等について、目的地や訪問の目的からして、県政との関連性が認められないことが明白といえない限り、外形的事実の主張立証が尽くされてはいないというべきである。本件目的地や目的は、それ自体からして県政との関連性が認められないものではない。むしろ、観光、文化、スポーツ、教育行政に関連することが明らかである。 イ 目的地が議員だけが見学できる施設等であるかどうかは、有意義な政務活動となるかどうかと無関係であり、誰でも見学できる施設であることは外形的事実を推認させる要素とはならない。 ウ 日本国議とは、皇室を尊び、伝統文化を尊重し、「誇りある日本」の国づくりをめざし、外交と安全保障を実現し、祖国への誇りと愛情をもった青少年の健全育成へ向け、教育改革に取り組み、地方議会よりその動きを起こすための団体であり、各県の連携を保ち、東日本大震災復興対策、沖縄・尖閣諸島の問題、新教育基本法に基づく教育改革、外国人への土地売買禁止条例などの諸課題に取り組んでいる団体である。
2	H26.4.10	入館料	700	700	政務活動費支出証明書 甲第52号証の2	700	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ミュゼふくおかカメラ館の入館料は、ミュゼふくおかカメラ館を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の「会費等」(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 また、 ア 地方議会の議員による政務活動は広範に及びうるものであり、議員が入場料等を支出して施設視察を行うことにより有意義な政務活動が行われる可能性を否定すべきではない。原告が、当該視察の目的・内容が明らかではないという抽象的な理由のみで当該支出が違法であると主張立証しているに過ぎない場合には、当該施設等の名称からして、県政との関連性が認められないことが明白といえない限り、外形的事実の主張立証が尽くされてはいないというべきである。当該施設は、施設の名称からして、県政との関連性が認められないものではない。むしろ、観光、文化、教育行政に関連することが明らかである。 イ 目的地が議員だけが見学できる施設等であるかどうかは、有意義な政務活動となるかどうかと無関係であり、誰でも見学できる施設であることは外形的事実を推認させる要素とはならない。	

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告の主張	被告の主張
3	H26.4.12	運賃	1,860	1,860	政務活動費支出證明書 甲第52号証の3 乙第162号証	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、東京モノレール及び地下鉄等運賃支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。また、当該調査協議の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。	石川県政務調査費運用基準(乙3, p4)に、運賃等(自動券売機で購入する切符代、路線バス運賃)については支出証明書による報告で足りるとされており、政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。東京モノレール及び地下鉄等運賃支出は、東京での政務活動のための交通費実費であり、政務活動費に充当できる(乙3, p7)。また、番号1のア、イと同様。 なお、 目的地:都内 目的:東京オリンピック会場国立競技場予定地視察、日本青年館運営について調査協議である。
4	H26.4.16	イシカワケンスモウレンメイ	15,216	15,216	ご利用明細 甲第52号証の4 乙第96号証 乙第97号証	「北國キヤッショサービスご利用明細」は支出を裏付ける書面ではないし、「シャイシカワケンスモウレンメイ」への支出は、調査研究費の内容に規定された支出ではない。また、当該団体の活動実態が明らかではない。	「北國キヤッショサービスご利用明細書」は支出を裏付ける書面である。 石川県相撲連盟への支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 なお、 ア 地方議会の議員による調査活動は広範に及びうるものであり、議員が特定の団体に年会費等を支払ってその活動に参加することにより有意義な調査活動が行われる可能性を否定すべきではない。原告が、年会費等の名目で団体に対する支出がなされていること、当該団体の活動実態が明らかではないという抽象的な理由のみで当該支出が違法であると主張立証しているに過ぎない場合には、支出先の団体が、その名称からして、専ら議員の立場を離れた個人的資格において参加すべきものであることが明白であるといえない限り、外形的事実の主張立証が尽くされてはいないというべきである。本件年会費の支出先は、その名称からして専ら議員の立場を離れた個人的資格において参加すべきものであることが明白であるとはいえない。むしろ、団体の名称からして県政と関連することが認められるものである。 イ 当該会費支出については、金沢地方裁判所【平成24年(行ウ)第4号政務調査費返還請求事件】、名古屋高等裁判所金沢支部【平成26年(行コ)第9号政務調査費返還請求控訴事件】において、政務調査費からの支出が適法であると認められている。
5	H26.4.16	バーデン・ヴュルテンベルク会	3,080	3,080	ご利用明細票 甲第52号証の5 乙第163号証 乙第164号証	「ご利用明細票」は支出を裏付ける書面ではないし、「バーデン・ヴュルテンベルク会」への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。	「ご利用明細票」は支出を裏付ける書面である。 バーデン・ヴュルテンベルク会への支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8～において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 番号4のア、イと同様。 バーデン・ヴュルテンベルク会とは、ドイツ連邦バーデン・ヴュルテンベルクと日本の相互理解及び親善に寄与することを目的とする団体である。木本議員は、ドイツの最新情報を収集し、国際交流活動に関する県政における諸課題についての調査研究を行った。
6	H26.4.16	年会費	3,000	3,000	領収書 甲第52号証の6	0	
7	H26.4.21	年会費	10,000	10,000	領収書 甲第52号証の7	0	
8	H26.4.21	政務活動・事務所事務・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の8 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41～46号証	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1について按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ビットに業務委託していた。 したがって、有限会社ビットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
9	H26.4.28	入場料	600	600	政務活動費支出證明書 甲第52号証の9	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、「石川テレビ放送、北陸中日新聞、めいてつエムザ主催実行委員会」への「入場料」支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らか	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。入場料は、「レゴブロック」で作った世界遺産展を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の「会費等」(乙3, p8)として政務活動に充当することができる。 なお、番号2のア、イと同様である。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する書面	原告主張の違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
10	H26.4.30	石川県社会教育協会	3,000	3,000	ご利用明細票 甲第52号証の10 乙第166号証 乙第167号証 乙第96号証 乙第97号証	3,000	「ご利用明細票」は支出を裏付ける書面ではないし、「石川県社会教育協会」への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該団体の活動実態が明らかでない。	「ご利用明細票」は支出を裏付ける書面である。 石川県社会教育協会への支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 番号4のア,イと同様。
11	H26.5.5	入場料金 & 駐車料金	3,000	3,000	チケットの半券 政務活動費支出証明書 領収証 甲第52号証の11 乙第94号証	3,000	チケットの半券は支出を裏付ける書面ではないし、ラ・フォル・ジュルネ金沢音楽祭の入場料金及び金沢駅西口時計駐車場の駐車料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかでない。	チケットの半券は支出を裏付ける書面である。 目的地:石川県音楽堂 目的:ラ・フォル・ジュルネ金沢「熱狂の日」音楽祭2014視察 ラ・フォル・ジュルネ金沢音楽祭の入場料金は同音楽祭を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 駐車料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「駐車料金」として、政務活動費に充当することが認められている。 なお、番号1のア,イ、番号2のア,イと同様である。
12	H26.5.7	ETC利用料	8,032	4,900	ご利用明細書 政務活動費支出証明書 甲第52号証の12 乙第168号証 乙第169号証 乙第170号証 乙第171号証 乙第94号証 乙第95号証の2	4,900	「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、被告の主張について、 ①当該懇談会の目的・内容が明らかでないし、富山県のママさんスポーツを振興するための懇談であるならば石川県の事務でも地方行財政の調査研究ではないはずである。 ②当該各視察の内容・目的が明らかでないし、これらは議員ではなくても見学できる施設である。 ③当該各施設の目的・内容が明らかでないし、これらは議員ではなくても見学できる施設である。 ④当該各視察の内容・目的が明らかでないし、これらは議員ではなくても見学できる施設である。	①平成26年2月16日 目的:富山第一ホテル(富山県) 目的:富山県ママさんスポーツ振興懇談会 ②平成26年3月7日 目的地:加賀市立病院立地場所、県九谷焼美術館 目的:加賀市立病院立地場所視察、県九谷焼美術館視察 ③平成26年3月12日 目的地:頬成の森森林科学館、砺波市美術館、福光美術館 目的:視察 ④平成26年3月14日 目的地:富山県近代美術館新築用地、富山県水墨美術館 目的:視察 「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することができる。 なお、番号1のア,イと同様である。
13	H26.5.12	駐車料金	300	300	領収証 甲第52号証の13 乙第94号証	300	金沢駅西口時計駐車場の駐車料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該集いの目的・内容が明らかでない。	目的地:ホテル日航金沢 目的:PFUブルーキャッツ感謝の集い 駐車料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「駐車料金」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のア,イと同様。 PFUブルーキャッツとは、石川県かほく市を本拠地とする女子バレーボールチームである。PFUブルーキャッツ感謝の集いでは、PFUブルーキャッツの戦績や今後の方針等について報告がなされたものであり、県内のスポーツ行政についての調査を行った。
14	H26.5.13	入館料 & 能越自動車道利用料金	710	710	入館券 政務活動費支出証明書 領収書 甲第52号証の14 乙第94号証	710	チケットの半券は支出を裏付ける書面ではないし、城端曳山会館の入場料及び能越自動車道通行料金支出は、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかでないし、誰でも見学できる企画展である。	目的地:城端曳山会館 目的:企画展視察チケットの半券は支出を裏付ける書面である。 城端曳山会館の入場料金は同会館を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費として政務活動費に充当することができる。 駐車料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「駐車料金」として、政務活動費に充当することができる。 番号1のア,イ、番号2のア,イと同様である。
15	H26.5.13	日本中国朱鷺保護協会	10,000	10,000	ご利用明細票 甲第52号証の15 乙第172号証 乙第173号証 乙第96号証 乙第97号証	10,000	「ご利用明細票」は支出を裏付ける書面ではないし、「NPO法人 日本中国朱鷺保護協会」への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該団体の活動実態が明らかでない。	「ご利用明細票」は支出を裏付ける書面である。 NPO法人日本中国朱鷺保護協会への支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することができる。 番号4のア,イと同様。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告の主張	被告の主張
16	H26.5.16	昼食会費	3,000	3,000	領収証 甲第52号証の16 乙第96号証 乙第97号証	平成26年度金沢駐屯地協力会昼食会費支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 金沢駐屯地協力会の活動実態が明らかではない。	平成26年度金沢駐屯地協力会昼食会費への支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 金沢駐屯地協力会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする団体であり、県内の防衛・防災活動や金沢駐屯地の役割についての調査を行った。 なお、金沢駐屯地協力会の会費支出については、金沢地方裁判所【平成24年(行ウ)第4号政務調査費返還請求事件】、名古屋高等裁判所金沢支部【平成26年(行コ)第9号政務調査費返還請求控訴事件】において、政務調査費からの支出が適法であると認められている。
17	H26.5.19	年会費	5,000	5,000	領収書 甲第52号証の17	0	
18	H26.5.19	政務活動・事務所事務・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の18 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ビットに業務委託していた。 したがって、有限会社ビットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
19	H26.5.21	年会費	6,000	6,000	領収書 甲第52号証の19	0	
20	H26.5.24	駐車料金	300	300	領収証 甲第52号証の20 乙第94号証	石川県石引駐車場の駐車料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 当該総会の目的・内容が明らかではない。	目的地:石川県生涯学習センター 目的:石川県社会教育協会総会 駐車料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「駐車料金」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。 石川県社会教育協会とは、石川県における社会教育の振興に寄与することを目的に昭和21年3月に設立された団体である。
21	H26.5.26	観覧料	800	800	チケットの半券 政務活動費支出證明書 甲第52号証の21	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、長谷川等伯展の観覧料支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	チケットの半券は支出を裏付ける書面である。 長谷川等伯展の観覧料は長谷川等伯展を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号2のアイと同様。
22	H26.5.27	総会懇親会費	7,000	5,000	領収証 甲第52号証の22	(一財)石川県交通安全協会の総会懇親会費支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該団体の活動実態が明らかではない。	(一財)石川県交通安全協会の総会懇親会費支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として、懇談を伴う場合でも5000円まで支出が認められており、政務活動費に充当することができる。 一般財団法人石川県交通安全協会とは、交通安全活動を積極的に推進することを目的とする団体であり、木本議員は、一般財団法人石川県交通安全協会総会懇親会に席することにより、県内の交通行政について調査研究を行った。
23	H26.5.29	総会負担金	7,000	5,000	領収書 甲第52号証の23	河北都市防犯協会の総会負担金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該団体の活動実態が明らかではない。	河北都市防犯協会の総会負担金支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 河北都市防犯協会は、犯罪の無い安全な社会の実現をめざし、県民の防犯思想の高揚、少年の健全育成、暴力追放及び善良な風俗の保持に務めるほか、防犯施策に関する調査研究及び指導支援を行い、もって防犯活動の発展に寄与することを目的とする団体である。木本議員は河北都市防犯協会の総会に出席して、県内の防犯施策についての調査研究を行った。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
24	H26.6.2	自由席券等	1,600	1,600	チケットの半券 領収書 乙第67号証	1,600	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、スペシャルランチコンサート及び駐車料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。当該コンサートは議員ではなくても入場できるものである。	番号2のア,イと同様。
25	H26.6.3	年会費	2,000	2,000	領収証 甲第52号証の24	0		
26	H26.6.9	ETC利用料 金	10,410	6,590	「ご利用明細書」 政務活動費支出証明書 甲第52号証の25 乙第162号証 乙第174号証 乙第94号証 乙第95号証の3	6,590	「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、被告の主張について、 ①当該視察の目的・内容が明らかではないし、誰でも見学できる施設である。 ②当該視察の目的・内容が明らかではないし、誰でも見学できる施設である。 ③当該陳情活動の目的・内容が明らかではないし、当該活動は石川県の事務、地方行財政の調査研究ではない。 ④当該視察の目的・内容が明らかではないし、誰でも見学できる施設である。	①平成26年3月22日 目的地:高岡市万葉歴史館 目的:企画展視察 ②平成26年4月4日 目的地:福井別院(福井県越前市) 目的:スリランカ至宝展視察 ③平成26年4月11日 目的地:衆議院第2議員会館 目的:佐々木紀衆議院議員への陳情活動 ④平成26年4月12日 目的地:都内 目的:東京オリンピック会場予定地視察 「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のア,イと同様。
27	H26.6.13	ホッコクシンブンセイケイ コンワカイ	90,432	90,432	ご利用明細 甲第52号証の26 乙第96号証 乙第97号証	90,432	「北國キャッシュサービスご利用明細」は支出を裏付ける書面ではないし、「ホッコクシンブンセイケイコンワカイ」への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該懇話会の活動実態が明らかではない。	「北國キャッシュサービスご利用明細」は支出を裏付ける書面である。 北國新聞政経懇話会への支出は、同懇話会出席して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号4のア,イと同様。
28	H26.6.20	政務活動・事務 所事務 ・ホームページ管 理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の27 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	43,200	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1について按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ビットに業務委託していた。 したがって、有限会社ビットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
29	H26.6.20	年会費	3,000	3,000	領収書 甲第52号証の28	0		
30	H26.6.20	半期分 会費	3,000	3,000	領収書 甲第52号証の29	0		
31	H26.6.20	年会費	13,000	13,000	領収書 甲第52号証の30	0		

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
32	H26.7.7	ETC利用料	8,700	5,120	「ご利用明細書」 政務活動費支出証明書 甲第52号証の31 乙第94号証 乙第95号証の4	5,120	<p>「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。また、被告の主張について</p> <p>①当該視察の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。</p> <p>②当該視察の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。</p> <p>③当該陳情活動の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。</p>	<p>①平成26年5月3日 目的地:白山ろくテーマパーク、遊泉寺銅山跡地 目的:視察</p> <p>②平成26年5月6日 目的地:永平寺、鯖江市西山公園、紫式部公園(鯖江市) 目的:視察</p> <p>③平成26年5月9日 目的地:小松市博物館、サイエンスヒルズこまつ 目的:日中友好書画交流展、視察</p> <p>「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。</p>
33	H26.7.12	入館料	1,320	1,320	チケットの半券 政務活動費支出証明書 甲第52号証の32 乙第175号証	1,320	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、高山祭屋台会館及び千光寺円空仏寺宝館の両入館料支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 高山祭屋台会館及び千光寺円空仏寺宝館の入館料は、両館を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号2のアイと同様。
34	H26.7.18	政務活動・事務所事務 ・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の33 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	43,200	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1の限度で按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ビットに業務委託していた。 したがって、有限会社ビットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支払されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
35	H26.7.27	駐車料金	400	400	領収書 甲第52号証の34 乙第176号証 乙第94号証	400	石川県立音楽堂駐車場の駐車料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該大会の目的・内容が明らかではない。	目的地:県立音楽堂 目的:健民運動50周年記念大会 駐車料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「駐車料金」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。 健民運動は、美しい郷土づくりと豊かな暮らしの実現に向けて、県民一人ひとりがそれぞれできることを行う活動であり、県内全域で行われる「ふるさとのツバメ総調査」や、子どもたちの夢の実現を手助けする「子どもドリームフェスティバル事業」など、さまざまな活動を行っており、同運動の50周年記念大会が行われた。
36	H26.7.30	宿泊代	14,500	13,300	領収証 甲第52号証の35 乙第165号証	13,300	宿泊代としての「ホテル おがわ」への支出は、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該宿泊の必要性や目的が明らかではない。	石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「宿泊料」として、1万3300円までは政務活動費に充当することが認められている。 番号のアイと同様 7月29日から7月30日まで、北信越県議会議長OB研修会が行われ、YKK黒部工場、道の駅螢気楼、北陸新幹線黒部宇奈月駅、小川温泉、ミュゼふくおかカメラ館等を視察した際の宿泊費用である。
37	H26.7.30	入館料	1,000	1,000	チケットの半券 政務活動費支出証明書 甲第52号証の36	1,000	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ミュゼ ふくおかカメラ館の入館料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ミュゼふくおかカメラ館の入館料は、ミュゼふくおかカメラ館を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の「会費等」(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号2のアイと同様。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告の主張	被告の主張
38	H26.8.7	地域視察負担金	20,000	20,000	領収書 甲第52号証の37、 乙98~100 乙第165号証	能登総合開発促進協議会地域視察負担金として能登総合開発促進協議会への支出は、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 当該視察の目的・内容が明らかではない。	能登総合開発促進協議会地域視察負担金は、同視察により県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号1のア,イと同様。 能登総合開発促進協議会地域視察とは、能登地域の開発促進のために、第3セクター鉄道における観光型列車の運行状況等について調査をするため、京都府の北近畿タンゴ鉄道等の視察を行ったものであり、地域視察負担金は旅費等として支払われたものである。
39	H26.8.7	ETC利用料	11,490	2,880	「ご利用明細書」 政務活動費支出証明書 甲第52号証の38 乙第94号証 乙第95号証の5	「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該講演会の目的・内容が明らかではない。	平成26年5月29日 目的地:山中座(加賀市) 目的:山中温泉観光協会講演会「観光列車の取り組みについて」聴講 「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のア,イと同様。
40	H26.8.20	政務活動・事務所事務・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の39 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1の限度で按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ピットに業務委託していた。 したがって、有限会社ピットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支払されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
41	H26.8.25	入館料	200	200	チケットの半券 甲第52号証の40	「ごあんない」は支出を裏付ける書面ではないから、調査研究費支出ではない。 また、当該入館の必要性や目的が明らかではない。	「ごあんない」は入館料を支払ったことの証拠となるものであり、支出を裏付ける書面である。 当該支出は、「はたや記念館 ゆめおーれ勝山」の入場料である。 番号2のア,イと同様。
42	H26.8.29	世界連邦運動協会金沢支部	10,000	5,000	ご利用明細票 甲第52号証の41 乙第177号証 乙第178号証 乙第96号証 乙第97号証	「ご利用明細票」は支出を裏付ける書面ではないし、「世界連邦運動協会金沢支部」への支出は調査研究費の内容と規定された支出ではない。 また、当該団体の活動実態が明らかではない。	「ご利用明細票」は支出を裏付ける書面である。 「世界連邦運動協会金沢支部」への支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 番号4のア,イと同様。 世界連邦運動協会とは、世界の恒久平和の実現を目的に世界連邦運動を展開し、日本国民の相互理解と運動推進に関わる調査研究を行う団体であり、エネルギー開発や平和問題、教育行政等について調査研究を行った。
43	H26.9.2	バスツアー料金	3,800	3,800	チケットの半券 政務活動費支出証明書 甲第52号証の42	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、「風の盆ツアー料金」支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 当該支出は、「越中八尾おわら 風の盆」の交通費である。風の盆ツアー料金支出は、風の盆を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号1のア,イと同様。
44	H26.9.5	往復交通費と宿泊料金	27,070	27,070	領収書 甲第52号証の43、 乙101	「往復交通費と宿泊代金」としての東日本ツーリスト株式会社への支出は、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	京都及び大阪を視察するための交通費及び宿泊費であり、調査研究費の交通費として支出が認められる。 番号1のア,イと同様。 県外政務活動結果報告のとおり。
45	H26.9.5	入館料	2,500	2,500	チケットの半券 政務活動費支出証明書 甲第52号証の44、 乙101	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、「美術館」及び「あべのハルカス」の「入館料」の両支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 角屋もてなしの文化美術館の入館料及びあべのハルカス展望台の入場料は、これらを視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号2のア,イと同様。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
46	H26.9.17	石川県海青協	2,000	2,000	振替払込請求書兼受領証 甲第52号証の45 乙第179号証 乙第96号証 乙第97号証	2,000	振替払込請求書兼受領証は支出を裏付ける書面ではないし、「NPO法人 石川県海青協」への支出は 調査研究費の内容に規定された支出ではない。また、当該団体に支出した理由が明らかではない。	振替払込請求書兼受領証は支出を裏付ける書面である。「NPO法人石川県海青協」への支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 番号4のアイと同様。 NPO法人石川県海外青年交流協議会とは、日本と海外の青年交流の相互の理解と友好親善に努めることを目的とする協議会であり、国際交流に関する県政課題について調査研究を行った。
47	H26.9.18	能越自動車道料金	400	400	領収書 甲第52号証の46 乙第94号証	400	能越自動車道通行料金の両支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 いずれの調査も目的・内容が明らかでないし、当該各施設は誰でも見学できるものである。	目的地:砺波市、高岡市 目的:砺波市合併10周年記念事業調査、能越自動車道と新幹線新高岡駅アクセス道路について現地調査 能越自動車道料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。
48	H26.9.19	政務活動・事務所事務 ・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の47 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	43,200	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1の限度で按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ピットに業務委託していた。 したがって、有限会社ピットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
49	H26.9.23	駐車料金	300	300	領収書 甲第52号証の48 乙第94号証	300	武蔵東洋パーキングの駐車料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 当該意見交換の目的・内容が明らかでない。	目的地:ラシック(金沢市武蔵) 目的:金沢市中央商店街の活性化についての意見交換 駐車料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「駐車料金」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様
50	H26.9.26	入館料 & 駐車料金	700	700	領収証 領収書 甲第52号証の49 乙第94号証	700	南砺市立相倉民俗館の入館料及び世界遺産相倉合掌造り集落保存協力金の両支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 当該視察調査の目的・内容が明らかでない。	目的地:富山県南砺市相倉 目的:世界遺産相倉合掌造り集落保存の取組み視察調査 南砺市立相倉民族館の入館料及び世界遺産相倉合掌造り集落保存協力金の支出は、これらを視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号1のアイ、番号2のアイと同様である。
51	H26.9.28	駐車料金	400	400	領収書 甲第52号証の50 乙第94号証	400	石川県立音楽堂駐車場の駐車料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 当該公演・懇談会の目的・内容が明らかでない。	目的地:石川県音楽堂、ホテル金沢 目的:加賀山昭の会民謡金沢公演、懇談会 駐車料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「駐車料金」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。
52	H26.9.30	意見交換会会費	7,000	5,000	領収書 甲第52号証の51	5,000	河北都市町会区長会連合会意見交換会会費としての河北都市町会区長会連合会への支出は 調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該団体の活動実態が明らかでない。	河北都市町会区長会連合会意見交換会会費としての支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 河北都市町会区長会連合会とは、河北都市の町会長・区長の団体であり、木本議員は意見交換会に参加することによって、河北郡の地域の課題についての調査を行った。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
53	H26.10.7	ETC利用料	9,190	5,370	「ご利用明細書」 政務活動費支出證明書 甲第52号証の52 乙第94号証 乙第95号証の6	5,370	「ご利用明細書」及び政務活動費支出證明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。また、被告の主張について、 ①当該研修会の目的・内容が明らかでないし、当該研究会は石川県の事務、地方行財政の調査研究ではない。 ②当該視察の目的・内容が明らかでないし、当該イベントは誰でも見学できるものである。	①平成26年7月29日 目的地:YKK黒部工場、道の駅蜃気楼、北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅、小川温泉、ミュゼふくおかカメラ館 目的:北信越県議会議長OB研修会 ②平成26年8月3日 目的地:砺波庄川チューリップ公園 目的:夏イベント視察 「ご利用明細書」及び政務活動費支出證明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のア.イと同様。
54	H26.10.9	石川県旅行業協会	281,965	253,965	預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書) 甲第52号証の53、 乙102 乙第165号証	253,965	預金払戻請求書・預金口座振替による振込受付書(兼手数料受取書)は支出を裏付ける書面ではないし、石川県旅行業協会への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかでない。	預金払戻請求書・預金口座振替により振込受付書(兼手数料受取書)は支出を裏付ける書面である。 石川県旅行業協会への支出は、タイを視察して県政に活かすための政務活動のための交通費等であり、調査研究費の「交通費」として政務活動費に充当することが認められている。 海外政務活動結果報告のとおり。
55	H26.10.20	政務活動・事務所事務・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の54 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	43,200	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1の限度で按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ビットに業務委託していた。 したがって、有限会社ビットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
56	H26.10.26	入館料	500	500	チケットの半券 政務活動費支出證明書 甲第52号証の55	500	政務活動費支出證明書は支出を裏付ける書面ではないし、石川県七尾美術館の入館料支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかでない。	政務活動費支出證明書は支出を裏付ける書面であり、石川県七尾美術館の入場料支出は、石川県七尾美術館を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会頻度(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号2のア.イと同様。
57	H26.10.31	駐車料金 & 入館料	970	970	領収証 チケットの半券 政務活動費支出證明書 甲第52号証の56 乙第94号証	970	政務活動費支出證明書は支出を裏付ける書面ではないし、富山市城址公園駐車場の駐車料金及び「富山市郷土博物館」の「入館料」の両支出は、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 当該講演会は石川県の事務、地方行財政の調査研究ではないし、当該視察の目的・内容が明らかでない。	目的地:富山市民プラザ、富山市郷土博物館 目的:憲法改正講演会聴講、富山市郷土博物館企画展視察 政務活動費支出證明書は支出を裏付ける書面であり、富山市城址公園駐車場の駐車料金及び富山市郷土博物館の入場料支出は、これらを視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の交通費(乙3, p7)・会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号1のア.イ、番号2のア.イと同様。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
58	H26.11.7	ETC利用料	11,980	6,960	「ご利用明細書」 政務活動費支出証明書 甲第52号証の57 乙第94号証 乙第95号証の7	6,960	<p>「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。また、被告の主張について、</p> <p>①当該視察調査の目的・内容が明らかではない。</p> <p>②当該視察の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。</p> <p>③当該各視察の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。</p> <p>④当該視察の目的・内容が明らかではないし、誰でも見学できる施設である。</p>	<p>①平成26年8月25日 目的地:国道157号線白峰地区(福井県勝山市) 目的:国道157号線白峰地区土砂崩れ復旧工事現場視察、勝山市街づくり事業視察調査</p> <p>②平成26年8月30日 目的地:加賀市 目的:国指定法皇山横穴古墳群等視察、重伝建「加賀東谷」、内水面水産センター視察</p> <p>③平成26年9月2日、3日 目的地:富山市八尾町、高岡市 目的:八尾町及び高岡市の観光街づくりの取り組み視察</p> <p>④平成26年9月15日 目的地:富山県上市町 目的:森林セラピーロード視察</p> <p>「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。</p>
59	H26.11.19	政務活動・事務所事務・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の58 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	43,200	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1の限度で按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ピットに業務委託していた。 したがって、有限会社ピットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
60	H26.11.27	ホッコクシンブンセイケイ コンワカイ	90,432	60,288	ご利用明細 甲第52号証の59 乙第96号証 乙第97号証	60,288	「北國キャッシュサービスご利用明細」は支出を裏付ける書面ではないし、「ホッコクシンブンセイケイコンワカイ」への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。	「北國キャッシュサービスご利用明細」は支出を裏付ける書面である。 北國新聞政経懇話会への支出は、同懇話会出席して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号4のアイと同様。
61	H26.12.8	ETC利用料	10,950	7,370	ご利用明細 甲第52号証の60. 乙102 乙第94号証 乙第95号証の8	7,370	<p>「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。</p> <p>また、被告の主張について、</p> <p>①当該各視察の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。</p> <p>②当該調査の目的・内容が明らかではないし、誰でも見学できる施設である。</p> <p>③当該視察の目的・内容が明らかではなく、石川県の議会活動や議員有志の海外旅行の可能性がある。</p>	<p>①平成26年9月18日 目的地:砺波市、高岡市 目的:砺波市合併10周年記念事業調査、能越自動車道と新幹線新高岡駅アクセス道路について現地調査</p> <p>②平成26年9月26日 目的地:富山県南砺市相倉 目的:世界遺産相倉合掌造り集落保存の取組み調査</p> <p>③平成26年10月9日、13日 目的地:タイ 目的:県議会海外視察(タイ)</p> <p>「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。海外政務活動結果報告のとおり。</p>
62	H26.12.19	下期分 会費	3,000	3,000	領収書 甲第52号証の61	0		
63	H26.12.19	年会費	10,000	10,000	領収証 甲第52号証の62	0		

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
64	H26.12.19	政務活動・事務所事務・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の63 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	43,200	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1の限度で按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ビットに業務委託していた。 したがって、有限会社ビットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
65	H26.12.20	入館料	500	500	チケットの半券 政務活動費支出証明書 甲第52号証の64	500	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、「若狭三方縄文博物館」の「入館料」支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 若狭三方縄文博物館の入場料支出は、若狭三方縄文博物館を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号2のアイと同様。
66	H27.1.7	ETC利用料	14,960	7,730	「ご利用明細書」 政務活動費支出証明書 甲第52号証の65 乙第180号証 乙第181号証 乙第182号証 乙第94号証 乙第95号証の9	7,730	「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、被告の主張について、 ①当該研修会の目的・内容が明らかではない。 ②憲法改正講演会は石川県の事務や地方行財政の調査研究ではないし、企画展は誰でも見学できるものである。 ③当該各視察の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。	①平成26年10月30日 目的地:ホテルフジタ福井 目的:北陸3県議会議員研修会 ②平成26年10月31日 目的地:富山市民プラザ、富山市郷土博物館 目的:憲法改正講演会聴講、富山市郷土博物館企画展視察 ③平成26年11月15日 目的地:福井市、勝山市 目的:北陸新幹線福井駅・中部縦貫自動車道整備状況現地視察 「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。
67	H27.1.12	入館料	500	500	チケットの半券 政務活動費支出証明書 甲第52号証の66	500	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、「魯山人寓居跡いろは草庵」の「入館料」支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 魯山人寓居跡いろは草庵の入場料支出は、魯山人寓居跡いろは草庵を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 番号2のアイと同様。
68	H27.1.19	政務活動・事務所事務・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の67 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	43,200	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1の限度で按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ビットに業務委託していた。 したがって、有限会社ビットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
69	H27.1.27	入館料 & 北陸自動車道通行料金	3,390	3,390	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、「加賀市鴨池観察館」の「入館料」支出並びに北陸自動車道通行料金は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該調査の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。	3,390	チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、「加賀市鴨池観察館」の「入館料」支出並びに北陸自動車道通行料金は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該調査の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。	目的地: 加賀市鴨池観察館 目的: 加賀市鴨池観察館、国指定文化財坂網漁の伝承についての調査 チケットの半券及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。加賀市鴨池観察館の入場料支出及び北陸自動車道通行料金は、加賀市鴨池観察館を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)及び高速道路等利用料(乙3, p7)として政務活動費に充当することができる。 番号1のアイ、番号2のアイと同様。
70	H27.1.31	会費 & 駐車料金	3,400	3,400	領収書 領収証 甲第52号証の68 乙第94号証	3,400	おかだ直樹新春国政報告会の会費としての自由民主党石川県参議院選挙区第二支部への支出及び香林坊地下駐車場の駐車料金の両支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該報告会の目的・内容が明らかではない。	目的地: 金沢東急ホテル 目的: 岡田直樹参議院議員国政報告会 おかだ直樹新春国政報告会の会費としての支出は、同報告会に出席して得た知見を県政に活かすための支出であり、調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することができる。 駐車料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「駐車料金」として、政務活動費に充当することが認められている。 石川県選出の参議院議員である岡田直樹議員からの国政に関する報告会であり、石川県に関する国政の状況についての報告を聞いて、石川県内での各種政策検討にあたって必要な情報を収集した。 番号1のアイと同様。
71	H27.2.6	カホクチクニッチュウユウコウキョウウカイ	10,000	3,000	「ご利用明細書」 甲第52号証の69 乙第96号証 乙第97号証	3,000	「のとしん キャッシュサービス ご利用明細書」は支出を裏付ける書面ではないし、「カホクチクニッチュウユウコウキョウウカイ」への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該団体の活動実態が明らかではない。	「のとしん キャッシュサービスご利用明細書」は支出を裏付ける書面である。河北地区日中友好協会への支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 番号4のアイと同様。 河北地区日中友好協会とは、日本と中国の相互理解、友好促進を深め、アジアと世界平和・安定に貢献することを目的としている団体であり、国際交流における石川県の諸課題について調査研究を行った。河北地区日中友好協会と同じ目的を有している小松地区日中友好協会及び羽咋市日中友好協会に対する会費支出については、金沢地方裁判所【平成24年(行ウ)第4号政務調査費返還請求事件】、名古屋高等裁判所金沢支部【平成26年(行コ)第9号政務調査費返還請求控訴事件】において、政務調査費からの支出が適法であると認められている。
72	H27.2.9	ETC利用料	5,340	1,560	「ご利用明細書」 政務活動費支出証明書 甲第52号証の70 乙第94号証 乙第95号証の10	1,560	「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではないし、誰でも見学できる施設である。	平成26年12月8日 目的地: サイエンスヒルズ小松 目的: サイエンスヒルズ小松イルミネーション視察 「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。
73	H27.2.11	会費(会食費含む)	10,000	5,000	領収書 甲第52号証の71	5,000	梁山会(石川県青年団OB会)の会費(会食会費を含む)としての同会へ支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として、懇談を伴う場合でも5000円までの支出が認められており、政務活動費に充当することができる。 なお、梁山会とは、石川県青年団OB会のことである。青年の生活向上や住みよい郷土社会の建設を目指すこと等を目的として活動する石川県青年団のOB会に参加することにより、石川県内の各種政策検討にあたって必要な情報を収集した。	梁山会(石川県青年団OB会)の会費(会食会費を含む)としての同会へ支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として、懇談を伴う場合でも5000円までの支出が認められており、政務活動費に充当することができる。 なお、梁山会とは、石川県青年団OB会のことである。青年の生活向上や住みよい郷土社会の建設を目指すこと等を目的として活動する石川県青年団のOB会に参加することにより、石川県内の各種政策検討にあたって必要な情報を収集した。
74	H27.2.14	はせ浩「新春国政報告会」会費	3,000	3,000	領収書 甲第52号証の72	3,000	はせ浩「新春国政報告会」会費としてのはせ浩連合後援会への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該新春国政報告会の内容が明らかではない。	はせ浩「新春国政報告会」会費としての支出は、同報告会に出席して得た知見を県政に活かすための支出であり、調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することができる。 石川県選出の衆議院議員であるはせ浩議員からの国政に関する報告会であり、石川県に関する国政の状況についての報告を聞いて、石川県内での各種政策検討にあたって必要な情報を収集した。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
75	H27.2.20	政務活動・事務所事務・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の73 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	43,200	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1の限度で按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ピットに業務委託していた。 したがって、有限会社ピットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
76	H27.2.21	駐車料金	200	200	領収証 甲第52号証の74 乙 第94号証	200	富山空港有料駐車場の駐車料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該調査の目的・内容が明らかではない。	目的地:富山空港 目的:富山空港駐車場、富山上海便運航についての調査駐車料金は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「駐車料金」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。
77	H27.2.22	懇談会会費	15,000	5,000	ご利用明細票 甲第52号証の75 乙第183号証	5,000	ご利用明細票は支出を裏付ける書面ではないし、「加賀山紋北国芸術賞受賞懇談会会費」としての株式会社 加賀山への支出は、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該懇談会の会費支出を政務活動費として充当できるという主張は理解しがたい。	ご利用明細票は支出を裏付ける書面である。 加賀山紋北国芸術賞受賞懇談会の会費支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として、懇談を伴う場合でも5000円までの支出が認められており、政務活動費に充当することができる。 民謡で北國芸術賞を受賞した加賀山紋の受賞懇親会に参加して、石川県内の文化、芸術に関する調査を行った。
78	H27.2.28	総会会費	2,000	2,000	領収の書面 甲第52号証の76	2,000	平成26年度河北都市卓球協会総会会費としての河北都市卓球協会への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該団体の活動実態が明らかではない。	平成26年度河北都市卓球協会総会の会費支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することが認められている。 河北都市卓球協会とは、河北都市における卓球の振興を目的として活動する団体であり、木本議員は、河北都市卓球協会の総会に出席することにより、県内のスポーツ行政に関する調査を行った。
79	H27.3.1	能越自動車道料金	200	200	領収書 甲第52号証の77 乙 第94号証	200	能越自動車道利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 当該視察の目的・内容が明らかではないし、能越道は誰でも見学できる施設である。	目的地:能越道 目的:視察 能越自動車道利用料金支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。
80	H27.3.3	お茶 茶菓子代	13,000	13,000	領収証 甲第52号証の78 乙 第103号証	13,000	お茶 お菓子代 40人分 としての LIQUOR HOUSE ヒガシ への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 お茶・お菓子代30人分の支出を政務活動費として充当できるという被告の主張は理解しがたい。	お茶・お菓子代40人分としての支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「食糧費」の「茶菓子等」として、実費1000円(1人当たり)が認められているところ、本件の支出は1人当たり325円程度であり、政務活動費に充当することができる。 宇ノ気地区県政報告会に係るお茶・お茶菓子代である。1人あたり325円程度であり、運用基準で認められている(1人あたり千円以下)。
81	H27.3.4	役員会費(懇談会)	5,000	2,500	領収書 甲第52号証の79 乙第96号証 乙第97号証	2,500	日本会議石川県本部役員会費(懇談会)としての日本会議石川県本部への支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、日本会議の活動内容が明らかではない。	日本会議石川県本部役員会費(懇談会)への支出は、同会に出席して得た知見を県政に活かすための支出であり、調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することができる。 なお、木本議員は日本会議石川県本部役員の立場も有していることから、按分して、半額を政務活動費から充当している。 番号4のアイと同様。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
82	H27.3.9	ETC利用料	3,770	1,950	「ご利用明細書」 政務活動費支出証明書 甲第52号証の80 乙第184号証 乙第185号証 乙第94号証 乙第95号証の11	1,950	「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、ETC利用料金支出は調査研究費の内容に規定された支出ではない。また、被告の主張について、 ①当該各視察の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。 ②当該懇談の目的・内容が明らかではないし、石川県の事務でも地方行財政の調査研究でもない。 ③当該視察の目的・内容が明らかではないし、誰でも見学できる施設である。	①平成26年12月20日 目的地:若狭三方縄文博物館、明通寺 目的:視察 ②平成27年1月11日 目的地:松任総合運動公園体育館 目的:白山市産業振興について懇談 ③平成27年1月12日 目的地:魯山人寓居跡いろは草庵 目的:企画展視察「ご利用明細書」及び政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 ETC利用料金は高速道路の利用料金であるところ、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。
83	H27.3.13	お茶 茶菓子代	9,750	9,750	領収証 甲第52号証の81 乙第104号証	9,750	お茶 お菓子代 30人分 としての LIQUOR HOUSE ヒガシへの支出は 調査研究費の内容に規定された支出ではない。 お茶・お菓子代30人分の支出を政務活動費として充当できるという被告の主張は理解しがたい。	お茶・お菓子代30人分としての支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「食糧費」の「茶菓子等」として、実費1000円(1人当たり)が認められているところ、本件の支出は1人当たり325円であり、政務活動費に充当することが認められる。 宇野気本町地区県政報告会に係るお茶・お茶菓子代である。 番号80と同様。
84	H27.3.15	入館料	500	500	入館券 甲第52号証の82	500	入館券は支出を裏付ける書面ではないし、石川県九谷焼美術館への入館料支出は 調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	入館券は支出を裏付ける書面である。 石川県九谷焼美術館の入場料支出は、石川県九谷焼美術館を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費として政務活動費に充当することができる。 番号2のアイと同様。
85	H27.3.17	能越自動車道料金	400	400	領収書 領収書 甲第52号証の83	400	能越自動車道利用料金の両支出は、いずれも、調査研究費の内容に規定された支出ではない。	目的地:伏木港、富山新港 目的:運行状況についての視察調査 能越自動車道利用料金支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。
86	H27.3.20	政務活動・事務所事務・ホームページ管理	86,400	86,400	領収証 甲第52号証の84 乙第165号証 乙第38号証 乙第39号証 乙第41~46号証	43,200	調査研究費支出ではない事務所事務及びホームページ管理を含めた支出であるから、支出額の2分の1の限度で按分充当支出とするべきである。	木本議員の事務所と自由民主党石川県かほく市第一支部(以下「第一支部」という)の事務所は同じ場所に所在しているところ、第一支部は、木本議員の政務活動に関する事務と第一支部に関する事務とを一括して、1か月17万2800円(消費税込み)で有限会社ピットに業務委託していた。 したがって、有限会社ピットに対する委託料の半額である1か月8万6400円について、政務活動費から充当することができる。 木本議員から第一支部にされた支出は、この業務委託費のうち、木本議員が負担すべき部分(業務委託費の2分の1)の支払であり、適法に按分充当支出されている。 木本議員の第一支部に対する支払については、過去にこれが適法である旨の判決が繰り返しなされ、確定している。
87	H27.3.20	年会費	6,000	6,000	領収書 甲第52号証の85	0		
88	H27.3.20	年会費	6,000	6,000	領収書 甲第52号証の86	0		
89	H27.3.20	年会費	12,000	12,000	領収書 甲第52号証の87	0		
90	H27.3.20	年会費	6,000	6,000	領収書 甲第52号証の88	0		

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の主張
91	H27.3.21	チケット代（懇談会）	10,000	5,000	領収証 甲第52号証の89	5,000	懇談会チケット代としての石川県台湾華僑総会への支出は、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該総会で得られた知見の内容が明らかではない。	懇談会チケット代としての石川県台湾華僑総会への支出は、同会に出席して得た知見を県政に活かすための支出であり、調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することができる。 石川県台湾華僑総会とは、石川県内に在住する台湾人華僑・留学生相互の親睦交流および情報交換と共に、台湾と日本両国民の相互理解と友好交流を促進し、台日の文化、経済などのあらゆる分野での交流を推進する団体である。木本議員は、石川県台湾華僑総会の懇談会に参加することによって、石川県と台湾との国際交流等についての調査を行った。
92	H27.3.22	能越自動車道料金	400	400	領収書 領収書 甲第52号証の90 乙第94号証	400	能越自動車道利用料金の両支出は、いずれも、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではないし、これらは誰でも見学できる施設である。	目的地：高岡市 目的：北陸新幹線高岡駅及び周辺商店街視察調査 能越自動車道利用料金支出は、石川県政務活動費運用基準(乙3, p7)に「高速道路等利用料」として、政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。
93	H27.3.23	航空券代金等々	143,410	143,410	領収証 政務活動費支出証明書 甲第52号証の91. 乙105 乙第186号証	143,410	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、航空券代金、ホテル宿泊代及び新幹線運賃の6支出は、調査研究費の内容と規定された支出ではない。 また、当該視察の目的・内容が明らかではない。	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 航空券代金、ホテル宿泊代及び新幹線運賃の6支出は、中国を視察して県政に活かすための政務活動のための交通費等であり、調査研究費の「交通費」として政務活動費に充当することが認められている。 番号1のアイと同様。 海外政務活動結果報告のとおり
94	H27.3.23	入館料	2,700	2,700	政務活動費支出証明書 甲第52号証の92. 乙105 乙第187号証	2,700	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、3施設への入館料支出は、すべて、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該各視察の目的・内容が明らかではない。	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 3施設への入館料支出は、3施設を視察して県政に活かすための支出であり、調査研究費の会費等(乙3, p8)として政務活動費に充当することができる。 海外政務活動結果報告のとおり。 番号2のアイと同様。
95	H27.3.28	航空券宿泊代タクシーレタ	39,790	39,790	領収証 領収書 政務活動費支出証明書 甲第52号証の93. 乙106	39,790	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面ではないし、「航空券・宿泊代」、タクシー運賃及び「京浜急行電車運賃」の各支出は、いずれも、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該各支出の原因となる政務活動の内容が明らかではない。	政務活動費支出証明書は支出を裏付ける書面である。 航空券・宿泊代、タクシー運賃及び京浜急行電車運賃の各支出は、調査研究費の「交通費」として政務活動費に充当することができますが認められている。 番号1のアイと同様。 県外政務活動結果報告のとおり。
96	H27.4.6	イシカワケンニッパクキヨウカイ	10,216	10,216	「ご利用明細」 甲第52号証の94 乙第96号証 乙第97号証	10,216	「北國キャッシングサービスご利用明細」は支出を裏付ける書面ではないし、「イシカワケンニッパクキヨウカイ」への支出は、調査研究費の内容に規定された支出ではない。 また、当該団体の活動実態が明らかではない。	「北國キャッシングサービスご利用明細」は支出を裏付ける書面である。 石川県日伯協会への支出は、石川県政務調査費運用基準(乙3, p8)において調査研究費の「会費等」として政務活動費に充当することができますが認められている。 番号4のアイと同様。
合計			2,123,253	1,977,197		1,370,797		

別表C 井出議員の広聴広報費(2分の1を超えて充当することができないと主張するもの)

番号	支出日	支出内容	支払額 (円)	充当額 (円)	支払額 と充当額 の差額 (円)	支出し額 を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.9.30	ゆうメール特別 90通	6,030	6,030	0	領収証書 甲第53号証の2 乙第145号証 乙第151～153号証	3,015	広聴広報費の経費には政務活動費の側面と並出議員を宣伝する後援会活動の側面があるゆえにこの1枚分が当支払額の2分の1を超過するから、当該支出額は違法支出額である。	広聴広報費について、条例では、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費適用基準(マニュアル)において、「「県政に関する政策等」の場合は、会派の政策、議員の政策、議員の議員の政策等などを含むものである」と記載されていることからもして3p9)、原告が主張するような広聴広報費の経費には政務活動費の側面と并出議員を宣伝する後援会活動の側面があるという理由のみによって、広聴広報費の政策活動費からの支出において2分の1に区分しなければならないものではない。
2	H26.10.1	ゆうメール特別 23通	1,541	1,541	0	領収証書 甲第53号証の3 乙第145号証 乙第151～153号証	770	広聴広報費の経費には政務活動費の側面と並出議員を宣伝する後援会活動の側面があるゆえにこの1枚分が当支払額の2分の1を超過するから、当該支出額は違法支出額である。	広聴広報費について、条例では、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費適用基準(マニュアル)において、「「県政に関する政策等」の場合は、会派の政策、議員の政策、議員の議員の政策等などを含むものである」と記載されていることからもして3p9)、原告が主張するような広聴広報費の経費には政務活動費の側面と并出議員を宣伝する後援会活動の側面があるという理由のみによって、広聴広報費の政策活動費からの支出において2分の1に区分しなければならないものではない。
3	H26.12.17	ゆうメール特別 6,438通	495,726	413,105	82,621	領収証書 政務活動費支出証明書 甲第53号証の4 乙第107号証	165,242	広聴広報費の経費には政務活動費の側面と並出議員を宣伝する後援会活動の側面があるゆえにこの1枚分が当支払額の2分の1を超過するから、当該支出額は違法支出額である。	広聴広報費について、条例では、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費適用基準(マニュアル)において、「「県政に関する政策等」の場合は、会派の政策、議員の政策、議員の議員の政策等などを含むものである」と記載されていることからもして3p9)、原告が主張するような広聴広報費の経費には政務活動費の側面と并出議員を宣伝する後援会活動の側面があるという理由のみによって、広聴広報費の政策活動費からの支出において2分の1に区分しなければならないものではない。
4	H26.12.25	IT通信印刷・製本	885,600	738,000	147,600	領収証書 政務活動費支出証明書 甲第53号証の5 乙第107号証	295,200	広聴広報費の経費には政務活動費の側面と並出議員を宣伝する後援会活動の側面があるゆえにこの1枚分が当支払額の2分の1を超過するから、当該支出額は違法支出額である。	広聴広報費について、条例では、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費適用基準(マニュアル)において、「「県政に関する政策等」の場合は、会派の政策、議員の政策、議員の議員の政策等などを含むものである」と記載されていることからもして3p9)、原告が主張するような広聴広報費の経費には政務活動費の側面と并出議員を宣伝する後援会活動の側面があるという理由のみによって、広聴広報費の政策活動費からの支出において2分の1に区分しなければならないものではない。
5	H26.12.25	IT通信撮影、企画、編集	699,840	583,200	116,640	領収証書 政務活動費支出証明書 甲第53号証の5 乙第107号証	233,280	広聴広報費の経費には政務活動費の側面と並出議員を宣伝する後援会活動の側面があるゆえにこの1枚分が当支払額の2分の1を超過するから、当該支出額は違法支出額である。	広聴広報費について、条例では、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費適用基準(マニュアル)において、「「県政に関する政策等」の場合は、会派の政策、議員の政策、議員の議員の政策等などを含むものである」と記載されていることからもして3p9)、原告が主張するような広聴広報費の経費には政務活動費の側面と并出議員を宣伝する後援会活動の側面があるという理由のみによって、広聴広報費の政策活動費からの支出において2分の1に区分しなければならないものではない。
6	H26.12.26	ゆうメール特別 10通	770	641	129	領収証書 政務活動費支出証明書 甲第53号証の6 乙第107号証	256	広聴広報費の経費には政務活動費の側面と並出議員を宣伝する後援会活動の側面があるゆえにこの1枚分が当支払額の2分の1を超過するから、当該支出額は違法支出額である。	広聴広報費について、条例では、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費適用基準(マニュアル)において、「「県政に関する政策等」の場合は、会派の政策、議員の政策、議員の議員の政策等などを含むものである」と記載されていることからもして3p9)、原告が主張するような広聴広報費の経費には政務活動費の側面と并出議員を宣伝する後援会活動の側面があるという理由のみによって、広聴広報費の政策活動費からの支出において2分の1に区分しなければならないものではない。
7	H27.1.9	ホームページ更新費用	79,866	39,933	40,933	領収証書 政務活動費支出証明書 甲第53号証の7	0		

8	H27.1.31	中庄町公民館使用料	2,000	2,000	甲第53号証の9 乙第145号証 乙第148号証 乙第150号証	領収証
9	H27.2.12	浜開発町公民館使用料	5,000	5,000	甲第53号証の10 乙第145号証 乙第149号証 乙第150号証	領収証
						1,789,450

D 別表 井出議員の広聴広報費(全額充当することができないと主張するもの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.6.10	【 支出理由記載がない】	27,540	13,770	振替払込金受領証・ 振替受付票 政務活動費支用證明書 甲第53号証の1 乙第145号証	13,770	「振替払込金受領証・振替受付票」及び 政務活動費支出證明書は支出を裏付ける 書面ではないから政務活動費の広報広報費 支出しとは認められない。	条例12条2項には、「当該取支報告書に記載された政務活動費の支出に係る領収書 その他の支出しする書面の写しを併せて提出しなければならない」と規定されている ところ、「振込払込金受領証・振替受付票」は支出を証する書面である。
2	H26.10.16	往復はがき等	8,564	8,564	領収証書 乙第68号証 乙第145号証	8,564	政務活動の広報広報活動に必要であると する証拠が提出されていないはがき 購入代金及び当該支用額 経費には該当しないから当該支用額 は違法支出額である。	電子申請システムで行った報酬金の窓口での費用であり、広報広報費には該当 する。また、別野氏に発送請求を行ったにもかかわらず、領収書には該当していない。
3	H27.1.29	【「但し」書き欄の記載がない】	2,000	2,000	領収書 甲第53号証の8 乙第145号証 乙第146号証 乙第150号証	2,000	「領収書」の但し書きに支出理由の記載 がないから政務活動費の広報広報費支出と は認められない。	「領収書」の但し書きに支出理由の記載 がないから政務活動費の広報広報費支出と は認められない。
4	H27.2.1	福島公民館集会室使用料	3,000	3,000	領収証 甲第53号証の10 乙第145号証 乙第147号証 乙第150号証	3,000	井出徹朗後援会への支出であるから政務 活動費の広報広報費支出とは認められない が、井出徹朗が県政報告会からの 福島町公民館会室使用料として支払ったものであり、石川県政活動費運用基準 (ミニマムルール)において金券を借りて県政報告会や広報広報費の会員費(乙39号) が広報広報費になるとされていることからも、違法支出ではない。	領収証の宛先は「井出徹朗後援会」となっているが、井出徹朗が県政報告会の乙からの 福島町公民館会室使用料として支払ったものであり、石川県政活動費運用基準 (ミニマムルール)において金券を借りて県政報告会や広報広報費の会員費(乙39号) が広報広報費になるとされていることからも、違法支出ではない。

41,104	27,334
--------	--------

-61,420	27,334
---------	--------

別表E 室谷議員の広聴広報費(2分の1を超えて充当できることができないと主張するもの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
----	-----	------	------------	------------	--------------	-----------------------	-------	-------

1	H26.4.14	ホームページ作成管理委託料	60,000	30,000	甲第54号証の1 領収書	0
2	H26.4.17	議会だより H26年4月号 15,000部	170,000	170,000	甲第54号証の2 乙第80号証 領収書	85,000
3	H26.4.23	ラベル RB13 ~100	1,728	1,728	甲第54号証の3 領収証	864
4	H26.5.1	封筒代 並びに 印刷代	16,200	16,200	甲第54号証の4 領収書	8,100
5	H26.5.2	カナザワケーブルテレビインターネット接続料	3,780	3,780	乙第63号証 ご請求明細書 政務活動費支出証明書 甲第54号証の5 (1,890)	1,890
6	H26.5.23	議会報告 5月号	82,900	82,900	甲第54号証の6 乙第81号証 領収書	41,450
7	H26.5.31	【 支出理由記載がない 】	25,099	25,099	甲第54号証の7 領収書	12,549
8	H26.6.2	カナザワケーブルテレビインターネット接続料	3,780	3,780	乙第63号証 ご請求明細書 政務活動費支出証明書 甲第54号証の8 (1,890)	1,890
9	H26.6.6	議会報告 6月号	82,900	82,900	甲第54号証の9 乙第82号証 領収書	41,450

10	H26.7.1	石川の財政広報 17,000冊	領収書	399,000	399,000	甲第54号証の10 乙第87号証	199,500
----	---------	--------------------	-----	---------	---------	---------------------	---------

「広報広聴の姿勢として活用したのであれば、当該支出額は一括に2分の1に組み合せられなければならないものではなし得ない。」

11	H26.7.2	カナザワケーブルテレビ インターネット接続料	3,780	3,780 政務活動費支弁證明書 甲第54号証の11 (1,890) 乙第63号証	1,890	「インターネット」には政務活動費の削減面と 室谷議員を宣伝する議会活動の削減面が あるゆえに2分の1を支出とするべき であるから、当該支弁額は違法支出額である。 政務活動費充當支弁額は違法支出額である。
12	H26.7.7	エーワンラベル用紙	2,036	2,036 領收証 甲第54号証の12	1,018	原告は、「当該発送用のラベル用紙であれば、 当該支弁額は違法支出額である」として、広聴広報費は一律に2分の1に倍分しなけ ればならないと主張しているが、広聴広報費であるということだけでは2分の1に倍分しな ければならないものではない。
13	H26.7.30	【 支出理由記載がない 】	24,494	24,494 領收書 甲第54号証の13	12,247	原告は、「広聴広報費の2分の1を超える改政活動費 は違法支出額である」として、広聴広報費は一律に2分の1に倍分しなければなら ないことを主張しているが、広聴広報費であるということだけでは2分の1に倍分しなければなら ないものではない。
14	H26.8.4	カナザワケーブルテレビ インターネット接続料	3,780	3,780 「領收書」に支出理由記載がないものの 「議金報告」に2枚提出された送付と手書きがあ るため広聴広報費支出と推認できるとして、 広聴広報費充當支弁額は違法支出額である。	1,890	原告は、「議金報告」に2枚提出された送付と手書きがあ るため広聴広報費支出と推認できるとして、 広聴広報費充當支弁額は違法支出額である。
15	H26.9.2	カナザワケーブルテレビ インターネット接続料	3,780	3,780 「議金報告」に支出理由記載がないものの 「議金報告」に2枚提出された送付と手書きがあ るため広聴広報費支出と推認できるとして、 広聴広報費充當支弁額は違法支出額である。	1,890	原告は、「議金報告」に2枚提出された送付と手書きがあ るため広聴広報費支出と推認できるとして、 広聴広報費充當支弁額は違法支出額である。
16	H26.9.3	議会報告 9月号	83,000	83,000 領收書 甲第54号証の16 乙第83号証	41,500	原告は、「議金報告」に2枚提出された送付と手書きがあ るため広聴広報費支出と推認できるとして、 広聴広報費充當支弁額は違法支出額である。
17	H26.9.4	【 支出理由記載がない 】	37,724	37,724 議会報告 9月号	18,862	原告は、「議金報告」に2枚提出された送付と手書きがあ るため広聴広報費支出と推認できるとして、 広聴広報費充當支弁額は違法支出額である。
18	H26.9.14	ビジネスプリンターアンク	3,282	3,282 領收証 甲第54号証の18	1,641	原告は、「議金報告」に2枚提出された送付と手書きがあ るため広聴広報費支出と推認できるとして、 広聴広報費充當支弁額は違法支出額である。
19	H26.9.30	県議会報告 10月号	83,000	83,000 領收書 甲第54号証の19 乙第84号証	41,500	原告は、「議金報告」に2枚提出された送付と手書きがあ るため広聴広報費支出と推認できるとして、 広聴広報費充當支弁額は違法支出額である。

20	H26.10.2	カナザワケーブルテレビ 인터넷 네트워크 접속료	3,780	3,780 (1,890)	ご請求明細書 政務活動費支出証明書 甲第54号証の20 乙第63号証	1,890	<p>「インターネットには政務活動費の側面があるゆえに2分の1を超えるべきであるから、当該支出額は2分の1を超えるべき政務活動費充当支出来る。</p>	室谷議員は、인터넷 네트워크 접속료について2分の1に按分している。また、充当額は1890円に修正されている。 H28 2 23解正
21	H26.11.4	カナザワケーブルテレビ 인터넷 네트워크 접속료	3,780	3,780 (1,890)	ご請求明細書 政務活動費支出証明書 甲第54号証の21 乙第63号証	1,890	<p>「インターネットには政務活動費の側面があるゆえに2分の1を超えるべきであるから、当該支出額は2分の1を超えるべき政務活動費充当支出来る。</p>	室谷議員は、인터넷 네트워크 접속료について2分の1に按分している。また、充当額は1890円に修正されている。 H28 2 23解正
22	H26.11.25	県議会報告 11月・12月号	199,800	199,800 (1,890)	領収書 甲第54号証の22 乙第85号証	99,900	<p>「県議会報告川には政務活動費の側面があるゆえに2分の1を超えるべきであるから、当該支出額は2分の1を超えるべき政務活動費充当支出来る。</p>	室谷議員が行う県議に關する政策等の広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニュアル)の課題などを含むものである」と記載されていることからも、原告が主張するような「県議会報告川には政務活動費の側面があるという理由のみによって、広報広報費の政務活動費から支出來ないものではない。
23	H26.12.2	カナザワケーブルテレビ 인터넷 네트워크 접속료	3,780	3,780 (1,890)	ご請求明細書 政務活動費支出証明書 甲第54号証の23 乙第63号証	1,890	<p>「インターネットには政務活動費の側面があるゆえに2分の1を超えるべきであるから、当該支出額は2分の1を超えるべき政務活動費充当支出来る。</p>	室谷議員は、인터넷 네트워크 접속료について2分の1に按分している。また、充当額は1890円に修正されている。 H28 2 23解正
24	H26.12.4	【 支出理由記載がない】	4,309	4,309 (1,890)	領収書 甲第54号証の24	2,154	<p>「領収書」に支出理由記載がないものの、「議金だ(し)」と書きされており、「議金だ(し)」と手書きがあるため広報広報費支出と推定できるとして、広報広報費の経費支出では当該支出額は2分の1を超えてあることだけでは2分の1に按分しなければならないものではない。</p>	原告は、「広報広報費の経費支出では当該支出額の2分の1を超える政務活動費支出来ない」と記載しているところ、石川県政務活動費運用基準(マニュアル)によると、「議金だ(し)」と手書きがあるため広報広報費であるといふことが、広報広報費支出額は2分の1を超える政務活動費支出来る。
25	H27.1.5	カナザワケーブルテレビ 인터넷 네트워크 접속료	3,780	3,780 (1,890)	ご請求明細書 政務活動費支出証明書 甲第54号証の25 乙第63号証	1,890	<p>「インターネットには政務活動費の側面があるゆえに2分の1を超えるべきであるから、当該支出額は2分の1を超えるべき政務活動費充当支出来る。</p>	室谷議員は、인터넷 네트워크 접속료について2分の1に按分している。また、充当額は1890円に修正されている。 H28 2 23解正
26	H27.1.26	議会報告 1月号	345,600	345,600 (1,890)	領収証 お買上げ明細 甲第54号証の26 乙第88号証	172,800	<p>「議金報告川には政務活動費の側面があるゆえに2分の1を超えるべきであるから、当該支出額は2分の1を超えるべき政務活動費支出来る。</p>	原告は、「広報広報費の経費支出では当該支出額の2分の1を超える政務活動費支出来ない」と記載されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニュアル)によると、「議金だ(し)」と手書きがあるため広報広報費であるといふことが、広報広報費支出額は2分の1を超える政務活動費支出来る。
27	H27.2.1	【 支出理由記載がない】	24,796	24,796 (1,890)	領収書 甲第54号証の27	12,398	<p>「領収書」に支出理由記載がないものの、「議金だ(し)」と書きされており、「議金だ(し)」と手書きがあるため広報広報費支出と推定できるとして、広報広報費の経費支出では当該支出額は2分の1を超える政務活動費支出来る。</p>	原告は、「広報広報費の経費支出では当該支出額の2分の1を超える政務活動費支出来ない」と記載されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニュアル)によると、「議金だ(し)」と手書きがあるため広報広報費であるといふことが、広報広報費支出額は2分の1を超える政務活動費支出来る。
28	H27.2.2	カナザワケーブルテレビ 인터넷 네트워크 접속료	3,780	3,780 (1,890)	ご請求明細書 政務活動費支出証明書 甲第54号証の28 乙第63号証	1,890	<p>「인터넷 네트워크」には政務活動費の側面と自ら宣伝する後援会活動の側面があるゆえに2分の1を超えるべきであるから、当該支出額は2分の1を超えるべき政務活動費支出来る。</p>	室谷議員は、인터넷 네트워크 접속료について2分の1に按分している。また、充当額は1890円に修正されている。 H28 2 23解正

29	H27.2.27	県議会報告 H27年3月号	83,000	83,000	甲第54号証の29 乙第86号証	領収書	41,500
30	H27.3.1	【 支出理由記載がない】	17,841	17,841	甲第54号証の30	領収書	8,920
31	H27.3.2	カナザワケーブルテレビ インターネット接続料	3,780	3,780	甲第54号証の31 (1,890) 乙第63号証	ご請求明細書 改修活動費支岡出證明書	1,890
32	H27.3.26	ゆうメール特別 569通	38,123	38,123	甲第54号証の32	領収証書	19,061
合計							1,796,412 (1,775,622)
							883,204

別表F 吉崎議員の広聴広報費(2分の1を超えて充当することができないと主張するもの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.4.4	第一種定形 区内特別基(定)	33通 179通	14,699	14,699 領収証書 改修活動費支岡出證明書 甲第55号証の1 乙第108号証	7,349	「県政報告書」には改修活動費の削面と吉崎議員を宣伝する後援会活動の削面があるから、当該「窓内状」郵送費用も2分の1を超える改修活動費充当支出額は違法である。	「金派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県改修活動費適用基準(マニユアリ)において、「県政に関する政策等の『等』は、会派の政策、議員の政策、議員の政策理念、国政の課題などを含むものである」と記載されていることからも(23p9)、原告が主張するような「県政報告書」には改修活動費の削面と吉崎議員を宣伝する後援会活動の削面があるという理由のみによって、広聴広報費の改修活動費からの支出において2分の1に接分しなければならないものではない。
2	H26.4.11	区内特別基(定) 第一種定形	111通 86通	14,757	14,757 領収証書 改修活動費支岡出證明書 甲第55号証の2 乙第108号証	7,378	「県政報告書」には改修活動費の削面と吉崎議員を宣伝する後援会活動の削面があるから、当該「窓内状」郵送費用も2分の1を超える改修活動費充当支出額は違法である。	「金派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県改修活動費適用基準(マニユアリ)において、「県政に関する政策等の『等』は、会派の政策、議員の政策、議員の政策理念、国政の課題などを含むものである」と記載されていることからも(23p9)、原告が主張するような「県政報告書」には改修活動費の削面と吉崎議員を宣伝する後援会活動の削面があるという理由のみによって、広聴広報費の改修活動費からの支出において2分の1に接分しなければならないものではない。

3	H26.4.26	区内特別基(定) 105通 第一種定形 3通	7,281	7.281	領收証書 政務活動費支出証明書 甲第55号証の3 乙第108号証	3,640
4	H26.5.8	通常葉書インク 800枚	41,600	41,600	領收証書 政務活動費支出証明書 甲第55号証の4 乙第108号証 乙第109号証	20,800
5	H26.5.28	第一種定形 367通	30,094	30,094	領收証書 政務活動費支出証明書 甲第55号証の5 乙第109号証 乙第110号証	15,047
6	H26.5.30	駐車料 (金沢都ホテル)	4,300	4,300	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の6 (0)	2,150
7	H26.6.6	第一種定形 164通	13,448	13,448	領收証書 政務活動費支出証明書 甲第55号証の7 乙第111号証	6,724
8	H26.6.8	会場使用料 (金沢都ホテル)	90,000	90,000	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の8 乙第108号証	45,000
9	H26.6.8	駐車料 (金沢都ホテル)	1,800	1,800	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の9 乙第108号証	900
10	H26.6.9	区内特別基(定) 第一種定形 62通	27,663	27,663	領收証書 政務活動費支出証明書 甲第55号証の10 乙第112号証	13,831

11	H26.6.10	第一種定形 100通	8,200	8,200	領收証書 政務活動費支出證明書 甲第55号証の11 乙第112号証	4,100
12	H26.6.27	会場使用料 (グランドホテル白山)	30,000	30,000	領收証 政務活動費支出證明書 甲第55号証の12 乙第109号証	15,000
13	H26.6.27	会場使用料 (グランドホテル白山)	30,000	30,000	領收証 政務活動費支出證明書 甲第55号証の13 乙第110号証	15,000
14	H26.7.12	会場使用代 (グランドホテル白山)	150,000	150,000	領收証 政務活動費支出證明書 甲第55号証の14 乙第111号証	75,000
15	H26.7.31	会場使用料 (金沢都ホテル)	88,000	88,000	領收証 政務活動費支出證明書 甲第55号証の15 乙第112号証	44,000
16	H26.8.14	第一種定形 62通	5,084	5,084	領收証 政務活動費支出證明書 甲第55号証の16 乙第113号証	2,542
17	H26.8.18	会場使用料 (天祥閣別館 祥)	49,992	49,992	領收証 政務活動費支出證明書 甲第55号証の17 乙第114号証	24,996
18	H26.8.19	第一種定形 40通	17,148	17,148	領收証書 政務活動費支出證明書 甲第55号証の18 乙第113号証	8,574

19	H26.9.4	会場使用料 (グランドホテル白山)	45,280	45,280	領収証 改務活動費支出證明書 甲第55号証の19 乙第113号証	22,640
20	H26.9.18	白山市営駐車場	300	300 (0)	駐車券 未 領收書 改務活動費支出證明書 甲第55号証の20 乙第188号証	150
21	H26.10.1	会場使用料 (金沢都ホテル)	95,000	95,000	領収証 改務活動費支出證明書 甲第55号証の21 乙第115号証	47,500
22	H26.10.1	駐車料 (金沢都ホテル)	2,500	2,500	領収証 改務活動費支出證明書 甲第55号証の22 乙第115号証	1,250
23	H26.10.17	区内特別基(定) 100通 第一種定形	4,000	7,028	領収証 改務活動費支出證明書 甲第55号証の23 乙第116号証 乙第117号証	3,514
24	H26.11.5	会場使用料 (グランドホテル白山)	34,920	34,920	領収証 改務活動費支出證明書 甲第55号証の24 乙第116号証	17,460
25	H26.11.22	会場使用料 (金沢都ホテル)	100,000	100,000	領収証 改務活動費支出證明書 甲第55号証の25 乙第117号証	50,000
26	H26.11.22	駐車料 (金沢都ホテル)	2,200	2,200	領収証 改務活動費支出證明書 甲第55号証の26 乙第117号証	1,100

		領収証書		領収証書		領収証書		領収証書	
		政務活動費支出証明書 甲第55号証の28 乙第93号証 乙第118号証		政務活動費支出証明書 甲第55号証の29 乙第93号証 乙第118号証		政務活動費支出証明書 甲第55号証の30 乙第93号証 乙第118号証		政務活動費支出証明書 甲第55号証の31 乙第118号証 乙第188号証	
27	H26.12.5	区内特別基(定) 214通	第一種定形 54通	18,766	18,766	9,383			
28	H26.12.24	第一種定形 9,793通	第一種定形 381通	593,253	474,602	177,976	甲第55号証の27 乙第154号証		
29	H26.12.24	区内特別基(定) 613通	区内特別基(定) 613通	47,201	37,760	14,160	領収証書 政務活動費支出証明書 甲第55号証の29 乙第93号証 乙第118号証		
30	H26.12.24	区内特別基(定) 244通	第一種定形 21通	19,180	15,344	5,754	「県政報告」には政務活動費の側面と吉崎議員を宣伝する後援会活動の側面があり、これらに2分の1按分充当支出とするべきであるから、当該「県政報告書送付料」費用も2分の1を超える政務活動費充当支出額は違法支出額である。		
31	H26.12.24	区内特別基(定) 255通	区内特別基(定) 107通	19,635	19,635	9,817	領収証書 政務活動費支出証明書 甲第55号証の31 乙第118号証 乙第188号証		
32	H26.12.24	区内特別基(定) 169通	区内特別基(定) 107通	7,918	6,334	2,375	領収証書 政務活動費支出証明書 甲第55号証の32 乙第93号証 乙第118号証		
33	H27.1.8	区内特別基(定) 169通	区内特別基(定) 26通	13,455	13,455	6,727	領収証書 政務活動費支出証明書 甲第55号証の33 乙第119号証		
34	H27.1.9	区内特別基(定) 100通	区内特別基(定) 100通	6,700	6,700	3,350	「県政報告」には政務活動費の側面と吉崎議員を宣伝する後援会活動の側面があり、これらに2分の1按分充当支出とするべきであるから、当該「区内特別基(定) 100通」の1を超える政務活動費充当支出額は違法支出額である。		

35	H27.1.14	駐車料 (金沢都ホテル)	1,800	1,800 (0)	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の35 乙第188号証	900
36	H27.2.3	区内特別基(定) 第一種定形 7通	9,351	9,351 甲第55号証の36 乙第155号証	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の37 乙第156号証	4,675
37	H27.2.13	第一種定形 33通	2,706	2,706 甲第55号証の38 乙第157号証	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の38 乙第157号証	1,353
38	H27.2.17	区内特別基(定) 第一種定形 56通	21,945	21,945 甲第55号証の38 乙第157号証	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の38 乙第157号証	10,972
39	H27.2.18	会議・部屋使用料 (グランドホテル白山)	36,060	36,060 甲第55号証の39 乙第119号証	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の39 乙第119号証	18,030
40	H27.2.20	駐車料 (金沢都ホテル)	2,100	2,100 甲第55号証の40 乙第188号証	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の40 乙第188号証	1,050
41	H27.2.23	ホテルご利用代 (グランドホテル白山)	53,570	53,570 甲第55号証の41 乙第120号証	領收証 政務活動費支出証明書 甲第55号証の41 乙第120号証	26,785
			1,631,422 (1,618,995)			748,952

別表G 中村議員の広聴広報費(2分の1を超えて充当することのできないと主張するもの)

番号	支出日	支出内容	支払額 (円)	充当額 (円)	支出を証する書面	原告主張の違法支払額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.4.23	通常葉書 500枚	26,000	19,500	領収証書 甲第56号証の1 乙第121号証	6,500	「領收証書」に支出理由記載はないが、「上記26,000円の中 3／4の19,500円を充当する」との手書きがあるので広聴広報費支出しと推認できるものの、広聴広報費経費支当該支出手は、県政報告会の業内のための業者の代金であり、政務活動費から充当することはできない。県政報告会では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して役分をして充当しているのであり、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に接分しかしていないものではない。	広聴広報費について、余削では、「余派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユアル)において、「『県政』に関する政策等』の内等は、余派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである」と記載されている(乙-3p9)。
2	H26.4.25	通常葉書 500枚	26,000	19,500	領収証書 甲第56号証の2 乙第121号証	6,500	「領收証書」に支出理由記載はないが、「上記26,000円の中 3／4の19,500円を充当する」との手書きがあるので広聴広報費支出しと推認できるものの、広聴広報費経費支当該支出手は、県政報告会の業内のための業者の代金であり、政務活動費から充当することはできない。県政報告会では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して役分をして充当しているのであり、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に接分しかしていないものではない。	広聴広報費について、余削では、「余派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユアル)において、「『県政』に関する政策等』の内等は、余派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである」と記載されている(乙-3p9)。
3	H26.4.28	通常葉書 500枚	26,000	19,500	領収証書 甲第56号証の3 乙第121号証	6,500	「領收証書」に支出理由記載はないが、「上記26,000円の中 3／4の19,500円を充当する」との手書きがあるので広聴広報費支出しと推認できるものの、広聴広報費経費支当該支出手は、県政報告会の業内のための業者の代金であり、政務活動費から充当することはできない。県政報告会では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して役分をして充当しているのであり、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に接分しかしていないものではない。	広聴広報費について、余削では、「余派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユアル)において、「『県政』に関する政策等』の内等は、余派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである」と記載されている(乙-3p9)。
4	H26.4.30	通常葉書 500枚	26,000	19,500	領収証書 甲第56号証の4 乙第121号証	6,500	「領收証書」に支出理由記載はないが、「上記49,920円の中 3／4の19,500円を充当する」との手書きがあるので広聴広報費支出しと推認できるものの、広聴広報費経費支当該支出手は、県政報告会の業内のための業者の代金であり、政務活動費から充当することはできない。県政報告会では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して役分をして充当しているのであり、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に接分しかしていないものではない。	広聴広報費について、余削では、「余派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユアル)において、「『県政』に関する政策等』の内等は、余派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである」と記載されている(乙-3p9)。
5	H26.5.16	往復葉書 480枚	49,920	37,440	領収証書 甲第56号証の5 乙第122号証	12,480	「領收証書」に支出理由記載はないが、「上記49,920円の中 3／4の37,440を充当する」との手書きがあるので広聴広報費支出しと推認できるものの、広聴広報費経費支当該支出手は、県政報告会の業内のための業者の代金であり、政務活動費から充当することはできない。県政報告会では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して役分をして充当しているのであり、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に接分しかなければならないものではない。	広聴広報費について、余削では、「余派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユアル)において、「『県政』に関する政策等』の内等は、余派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである」と記載されている(乙-3p9)。

6	H26.5.16	往復葉書 320枚	領収証書 甲第56号証の5 乙第122号証	33,280	24,960	8,320	「領収証書」に支出理由記載はないが、「上記32,280円の中 3／4 24,960を支当する」との手書きがある。この他の領収書は、金額の改変、譲員の改変、國の譲出などを含むものと規定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユアル)において、「県政に関する政策等の『等』は、金額の改変、譲員の改変、國の譲出などを含むものと規定されている(乙369)。」とある。領収報告書の案内のための費用の代金であり、政務活動費から充当することができる。領収報告書では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して区分をしており、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に按分しなければならないものではない。
7	H26.7.22	会場借上 5／30県政報告会	領収証書 甲第56号証の7 乙第143号証	346,500	259,875	86,625	「領収書」に支出理由記載はないが、「上記26,000円の内 3／4 19,500円を支当する」との手書きがある。この他の領収書は、「会場借上(音響費を含む)県政報告会の「会場料」は、金額の改変、譲員の改変、國の譲出などを含むものと記載されている(乙369)。」とある。領収報告書の案内のための費用の代金であり、政務活動費から充当することができる。領収報告書では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して区分をしており、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に按分しなければならないものではない。
8	H26.9.8	葉書 ②104円×250枚	領収書 甲第56号証の8 乙第123号証	26,000	19,500	6,500	「領収書」に支出理由記載がないが、「上記26,000円の内 3／4 19,500円を支当する」との手書きがある。この他の領収書は、「会場借上(音響費を含む)県政報告会の「会場料」は、金額の改変、譲員の改変、國の譲出などを含むものと記載されている(乙369)。」とある。領収報告書の案内のための費用の代金であり、政務活動費から充当することができる。領収報告書では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して区分をしており、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に按分しなければならないものではない。
9	H26.9.8	葉書 ②104円×250枚	領収書 甲第56号証の9 乙第123号証	26,000	19,500	6,500	「領収書」に支出理由記載はないが、「上記26,000円の内 3／4 19,500円を支当する」との手書きがある。この他の領収書は、「会場借上(音響費を含む)県政報告会の「会場料」は、金額の改変、譲員の改変、國の譲出などを含むものと記載されている(乙369)。」とある。領収報告書の案内のための費用の代金であり、政務活動費から充当することができる。領収報告書では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して区分をしており、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に按分しなければならないものではない。
10	H26.9.8	葉書 ②104円×250枚	領収書 甲第56号証の10 乙第123号証	26,000	19,500	6,500	「領収書」に支出理由記載はないが、「上記26,000円の内 3／4 19,500円を支当する」との手書きがある。この他の領収書は、「会場借上(音響費を含む)県政報告会の「会場料」は、金額の改変、譲員の改変、國の譲出などを含むものと記載されている(乙369)。」とある。領収報告書の案内のための費用の代金であり、政務活動費から充当することができる。領収報告書では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して区分をしており、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に按分しなければならないものではない。
11	H26.9.8	葉書 ②104円×250枚	領収書 甲第56号証の11 乙第123号証	26,000	19,500	6,500	「領収書」の墨書きの「会議室使用料」と、「上記5,400円の内 3／4 1,450円を支当する」との手書きがある。この他の領収書は、「会場借上(音響費を含む)県政報告会の「会場料」は、金額の改変、譲員の改変、國の譲出などを含むものと記載されている(乙369)。」とある。領収報告書では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して区分をしており、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に按分しなければならないものではない。
12	H26.9.27	会議室使用料 (ホテルエコ東京F)	領収書 甲第56号証の15 乙第143号証	5,400	4,050	1,250	「領収書」の墨書きの「会議室使用料」と、「上記5,400円の内 3／4 1,450円を支当する」との手書きがある。この他の領収書は、「会場借上(音響費を含む)県政報告会の「会場料」は、金額の改変、譲員の改変、國の譲出などを含むものと記載されている(乙369)。」とある。領収報告書では、食事をしながら意見交換をしている時間もあることを考慮し、実態に則して区分をしており、広聴広報費の政務活動費からの支出において2分の1に按分しなければならないものではない。

13	H26.11.25	会場費 9／18 県政報告会	368,800	276,600	領収証 甲第56号証の17 乙第143号証	92,200
14	H26.11.28	往復葉書 100枚	10,400	7,800	領収証書 甲第56号証の18 乙第124号証	2,600
15	H26.11.28	往復葉書 400枚	41,600	31,200	領収証書 甲第56号証の18 乙第124号証	10,400
16	H26.12.8	葉書 ②52円×500枚	26,000	17,333	領収書 甲第56号証の19 乙第125号証	4,333
17	H26.12.9	葉書 ②52円×500枚	26,000	17,333	領収書 甲第56号証の20 乙第125号証	4,333
18	H26.12.10	葉書 ②52円×500枚	26,000	17,333	領収書 甲第56号証の21 乙第125号証	4,333
19	H26.12.15	通常葉書 500枚	26,000	17,333	領収証書 甲第56号証の22 乙第125号証	4,333

20	H26.12.16	葉書(年賀以外)	26,000	19,500 (17,333)	領収書 甲第56号証の23 乙第64号証 乙第65号証 乙第125号証	6,500
21	H27.1.5	往復葉書 300枚	31,200	20,800	領収証書 甲第56号証の24 乙第126号証	5,200
22	H27.1.7	往復葉書 250枚	26,000	17,333	領収証書 甲第56号証の25 乙第126号証	4,333
23	H27.1.16	会場使用代 12／5 県政報告会	220,500	165,375	領収証 甲第56号証の26 乙第143号証	55,125
24	H27.2.10	看板 1／15 日射ホテル新潟県政報告会	27,000	18,000	領収証 甲第56号証の27 乙第143号証	4,500
25	H27.2.27	会場費 1／15 県政報告会	487,546	325,030	領収証 甲第56号証の28 乙第143号証	81,257

合計		1,433,295 (1,431,128)		440,122
----	--	--------------------------	--	---------

別表H 中村議員の広聴広報費(全額充当することができないと主張するもの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
----	-----	------	------------	------------	--------------	-----------------------	-------	-------

別表Ⅰ 善田議員の広聴広報費(2分の1を超えて充当することができないと主張するものの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 遡法支出額 (円)	被告の反論
----	-----	------	------------	------------	--------------	-----------------------	-------

1	H26.6.3	通常葉書等 52円 260枚	13,520	13,520	領収証書 甲第57号証の1 乙第128号証 乙第129号証	6,760	「領收證書」に支外出理由記載はないが、 「通常葉書等」に金を支払う際に開帳する政策等の広報広 報活動に要する経費と推定されているから、石川県政務活動費運用基準(マニユ アル)において、「県政に関する政策等」の開帳は、会派の政策、議員の政策・理念、國 政の課題などを含むものであると記載されている(乙3-9)。 該款支出しは、県政報告会の案内のための葉書の代金であつて、政務活動費から支出 することができるものであり、広報広報費であるといふことだけで政務活動費からの支出 において2分の1に接分しなければならないものではない。
2	H26.6.27	26夏葉書 52円 150枚	7,800	7,800	領収証書 甲第57号証の5 乙第130号証 乙第131号証	3,900	広報広報費に要する経費と推定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユ アル)において、「県政に関する政策等」の開帳は、会派の政策、議員の政策・理念、國 政の課題などを含むものであると記載されている(乙3-9)。 該款支出しは、県政報告会の案内のための葉書の代金であつて、政務活動費から支出 することができるものであり、広報広報費であるといふことだけで政務活動費からの支出 において2分の1に接分しなければならないものではない。
3	H26.7.19	82円普通切手 40個	3,280	3,280	領収証書 甲第57号証の11 乙第132号証 乙第133号証	1,640	広報広報費に要する経費と推定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユ アル)において、「県政に関する政策等」の開帳は、会派の政策、議員の政策・理念、國 政の課題などを含むものであると記載されている(乙3-9)。 該款支出しは、県政報告会のお茶請入代金であるから、政務活動費から支出するこ とができるものであり、広報広報費であるといふことだけで政務活動費からの支出にお いて2分の1に接分しなければならないものではない。
4	H26.7.25	(6／22 県政報告会)	31,080	7,248	北園キャッシュユービス ご利用明細 請求書 政務活動費支出証明書 甲第57号証の12 乙第144号証	3,624	広報広報費に要する経費と推定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユ アル)において、「県政に関する政策等」の開帳は、会派の政策、議員の政策・理念、國 政の課題などを含むものであると記載されている(乙3-9)。 該款支出しは、県政報告会のお茶請入代金であるから、政務活動費から支出するこ とができるものであり、広報広報費であるといふことだけで政務活動費からの支出にお いて2分の1に接分しなければならないものではない。
5	H26.7.25	(6／29 県政報告会)	31,080	10,872	北園キャッシュユービス ご利用明細 請求書 政務活動費支出証明書 甲第57号証の12 乙第144号証	5,436	広報広報費に要する経費と推定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユ アル)において、「県政に関する政策等」の開帳は、会派の政策、議員の政策・理念、國 政の課題などを含むものであると記載されている(乙3-9)。 該款支出しは、県政報告会のお茶請入代金であるから、政務活動費から支出するこ とができるものであり、広報広報費であるといふことだけで政務活動費からの支出にお いて2分の1に接分しなければならないものではない。
6	H26.7.25	(振込手数料)	432	251	北園キャッシュユービス ご利用明細 請求書 政務活動費支出証明書 甲第57号証の12 乙第144号証	125	広報広報費に要する経費と推定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユ アル)において、「県政に関する政策等」の開帳は、会派の政策、議員の政策・理念、國 政の課題などを含むものであると記載されている(乙3-9)。 該款支出しは、県政報告会のお茶請入代金であるから、政務活動費から支出するこ とができるものであり、広報広報費であるといふことだけで政務活動費からの支出にお いて2分の1に接分しなければならないものではない。
7	H26.9.12	通常葉書 52円 200枚	10,400	10,400	領収証書 甲第57号証の13 乙第134号証	5,200	「領收證書」に支外出理由記載はないが、 「通常葉書」の購入代金は、広報 費支出しとしているから広報広報費の絏 費と推定できるとしても、当該支出額の2分 の1を超える政務活動費は還付支出しであ る。
8	H27.3.10	(広報誌送付用袋)	64,311	48,233	報知社込請求書受領証 アスクル請求書 政務活動費支出証明書 甲第57号証の14 乙第80号証	24,116	「広報誌送付用袋」の購入代金は、広報 費支出しとしているから広報広報費の絏 費と推定できるとしても、当該支出額の2分 の1を超える政務活動費は還付支出しであ る。

9	H27.3.26	県政報告誌案内 (同梹包)	34,560	25,920	領収証 甲第57号証の16 乙第89号証	8,640
10	H27.3.26	せんだい善彦 広報誌 Vol. 4	691,200	518,400	領収証 甲第57号証の17 乙第89号証	172,800
11	H27.3.31	ホームページ リニューアル代	181,440	136,080	領収証 甲第57号証の18 乙第136号証	45,360
		合計				782,004
						277,601

別表J 善田議員の広聴広報費(全額充当することができないと主張するもの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告の主張	被告の反論
1	H26.6.22	【「但」書きに記載がない】	9,100	9,100	領収証 甲第57号証の2 乙第144号証	9,100	「領收書」の但書きに支出理由の記載がないという理由のみによって、政務活動費が「領收書」の但書きに支出理由の記載がないという理由のみによって、政務活動費が「領收書」の但書きに支出理由の記載がないものでない。
2	H26.6.22	【「但し」書きに記載がない】	10,150	10,150	領収証 甲第57号証の3 乙第144号証	10,150	「領收書」の但書きに支出理由の記載がないものでない。 和原子・洋真子店の「領收証」には但書き記載があるにもかかわらず、支出理由の記載がないから広聴広報費支出とは認められない。政務活動費について、朱原では、「金派及び議員が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」と規定されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニユアル)において、「県政に関する政策等の『等』は、金派の政策、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである」と記載されている(乙369)。原告が主張するような「政務活動費の経費の割合」と善田議員を宮伝する後援会活動の範囲がある「ホームページニューヨーク」の代金であるという理由のみによって、2分の1に按分されなければならないとのではない。

3	H26.6.26	【「但し」書きに記載がない】	17,005	17,005	領収証 甲第57号証の4 乙第144号証	17,005	17,005	「領収書」の但し書きに支出理由の記載がないという理由のみによつて、政務活動費が違法支出となるものではない。 なお、本支支出は、県政報告金のお支票代である。 広報活動費について、条例では、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広報活動において、「県政に関する政策等」の等式は、会派の政策、議員の政策・理念、広報活動費などと記載されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニアル)において、「県政に関する政策等」の等式は、会派の政策、議員の政策・理念、広報活動費などと記載されている(乙3p9)。
4	H26.6.30	【「但し」書きに記載がない】	23,500	23,500	領収証 甲第57号証の6 乙第144号証	23,500	23,500	「領収書」の但し書きに支出理由の記載がないという理由のみによつて、政務活動費が違法支出となるものではない。 なお、本支支出は、県政報告金のお支票代である。 広報活動費について、条例では、「会派及び議員が行う県政に関する政策等の広報活動において、「県政に関する政策等」の等式は、会派の政策、議員の政策・理念、広報活動費などと記載されているところ、石川県政務活動費運用基準(マニアル)において、「県政に関する政策等」の等式は、会派の政策、議員の政策・理念、広報活動費などと記載されている(乙3p9)。
5	H26.7.6	【「但し」書きに記載がない】	16,848	16,848	領収証 甲第57号証の7 乙第144号証	16,848	16,848	「領収書」の但し書きには「領收証」には但し書き及び支払年月日記載があるが、支出理由等の記載がないから広報活動費支出とは認められない。 なお、政務活動費証明書に県政報告金との記載はあるが、支出証拠とは認めない。
6	H26.7.15	【「但し」書きに記載がない】	12,960	12,960	領収証 甲第57号証の8 乙第144号証	12,960	12,960	「領収書」の但し書きには「領收証」には但し書き記載があるにもかかわらず、支出理由の記載がないから広報活動費支出とは認められない。 なお、政務活動費証明書に県政報告金との記載はあるが、支出証拠とは認めない。
7	H26.7.15	【「但し」書きに記載がない】	6,720	6,720	領収証 甲第57号証の9 乙第144号証	6,720	6,720	「たや酒店」の「領收証」には但し書き記載があるにもかかわらず、支出理由の記載がないから広報活動費支出とは認められない。 なお、政務活動費証明書に県政報告金との記載はあるが、支出証拠とは認めない。
8	H26.7.15	【「品名」の記載がない】	20,200	20,200	領収証 甲第57号証の10 乙第144号証	20,200	20,200	東庄「清水屋」の「領收証」には「品名」等の記載が印刷されているが、「品名」等の書き込みがないから広報活動費支出とは認められない。 なお、政務活動費証明書に県政報告金との記載はあるが、支出証拠とは認めない。

9	H26.9.12	季節のおもいで 第3集 82円 20枚	1,640	領収証書 甲第57号証の13 乙第135号証	1,640	「領収証書」による記念切手の購入代 金であるから広聴広報費支出とは認められ ない。	1,640
10	H27.3.13	ゆうメール特別 13. 04.通【後援会】	339,144	領収証書 甲第57号証の15	254,358	「寄付金受取証」の「ゆうメール 特別料金であるから広聴広報費支出とは 認められない。	254,358

別表K 米光議員の広聴広報費(全額充当することができないと主張するもの)

支出内容		支出を証する書面		原告の主張		被告の反論	
番号	支出日	支出額(円)	充当額(円)	原告主張の違法支出額(円)	違法支出額(円)	被告主張の違法支出額(円)	違法支出額(円)
1	H26.4.28	ガソリン代(37円)	666	【政務活動報告書】 乙第137号証 乙第69号証 乙第138号証 乙第139号証	666	ガソリン代は広報活動費ではないし、当該支出を要付ける政務活動費ではない。当該支出去る書面でないやうに、当該支出は違法支出である。	金番及び議員が行なう県政に関する政策等の広報活動に要する経費と想定されるところ、石川県政活動費運営基準(マニアル)において、「県政に関する政策等の「等」は、会員の政策、議員の政策、理念、課題などを含むものである」と記載されていることから(3p9)、「議会だより」の制作費用は政務活動費から充当することができる。
2	H26.7.11	【 支出理由記載がない 】	24,864	振替払込請求書 兼受領証 甲第58号証の1 乙第90号証	24,864	「振替払込請求書兼受領証」には支出理由記載がないが、この他の広報活動費の経費支出を証する書類を証していなかったから、広報活動費支出としては認められない。	金番及び議員が行なう県政に関する政策等の広報活動に要する経費と想定されるところ、石川県政活動費運営基準(マニアル)において、「県政に関する政策等の「等」は、会員の政策、議員の政策、理念、課題などを含むものである」と記載されていることから(3p9)、「議会だより」の制作費用は政務活動費から充当することができる。
3	H26.7.16	【 「但」書きに記載がない 】	10,800	領収証 甲第58号証の2	5,400	「領収証」には但書き記載があるにもかかわらず、支出理由を記載していないから、広報活動費の経費支出とは認められない。	金番及び議員が行なう県政に関する政策等の広報活動に要する経費と想定されるところ、石川県政活動費運営基準(マニアル)において、「県政に関する政策等の「等」は、会員の政策、議員の政策、理念、課題などを含むものである」と記載されていることから(3p9)、「議会だより」の制作費用は政務活動費から充当することができる。
4	H26.7.17	議会だより	54,000	領収証 甲第58号証の3 乙第90号証	54,000	「領収証」の但書き記載欄に「議会だより」とは記載されているものの、内容があつては認められないものであるから、当該支出も広報活動費の経費支出とは認められない。	金番及び議員が行なう県政に関する政策等の広報活動に要する経費と想定されるところ、石川県政活動費運営基準(マニアル)において、「県政に関する政策等の「等」は、会員の政策、議員の政策、理念、課題などを含むものである」と記載されていることから(3p9)、「議会だより」の制作費用は政務活動費から充当することができる。

			振込依頼書	
			(兼預金払請求書 甲第58号証の4 乙第66号証 (253.152)乙第71、72号証 乙第140号証)	
5	H26.7.29	【 支出理由記載がない】	316,440	316,440 (常預金払請求書 甲第58号証の4 乙第66号証 (253.152)乙第71、72号証 乙第140号証)
6	H26.8.7	通常葉書等 52円 100枚	5,200	5,200 領収証書 甲第58号証の5 乙第141号証
7	H26.8.11	通常葉書等 52円 200枚	10,400	10,400 領収証書 甲第58号証の6 乙第141号証
8	H26.9.22	(HPプロバイダー使用料)	9,180	6,885 政務活動費支出証明書 甲第58号証の7
9	H26.10.22	(HPプロバイダー使用料)	9,180	6,885 政務活動費支出証明書 甲第58号証の8
10	H26.10.30	【 支出理由記載がない】	54,000	54,000 預金払請求書 預金口座振替書 (兼預込手数料受取書) 甲第58号証の9 乙第91号証
11	H26.11.14	【 支出理由記載がない】	40,848	40,848 振込払請求書 兼受領証 甲第58号証の10 乙第91号証
12	H26.11.25	(HPプロバイダー使用料)	9,180	6,885 政務活動費支出証明書 甲第58号証の11
13	H26.12.22	(HPプロバイダー使用料)	9,180	6,885 政務活動費支出証明書 甲第58号証の12

14	H27.1.15	【 支出理由記載ががない 】	86,400	86,400	預金払戻請求書 預金口座振替書 による振込手数料受取書 甲第58号証の13 乙第69号証	86,400	預金払戻請求書 預金口座振替書 による振込手数料受取書 甲第58号証の13 乙第69号証	86,400
15	H27.1.22	(HPプロバイダー使用料)	9,180	6,885	改修活動費支出証明書 甲第58号証の14	6,885	改修活動費支出証明書 甲第58号証の14	6,885
16	H27.2.13	【 支出理由記載ががない 】	43,808	43,808	振込払請求書 兼受領証 甲第58号証の15	43,808	振込払請求書 兼受領証 甲第58号証の15	43,808
17	H27.2.23	(HPプロバイダー使用料)	9,180	6,885	改修活動費支出証明書 甲第58号証の16	6,885	改修活動費支出証明書 甲第58号証の16	6,885
18	H27.3.6	通常葉書 52円 500枚	26,000	26,000	甲第58号証の17 乙第142号証	26,000	甲第58号証の17 乙第142号証	26,000
19	H27.3.12	【 支出理由記載がない 】	187,704	187,704	振込金受取書 (振込手数料受取書) 甲第58号証の18 乙第92号証	187,704	振込金受取書 (振込手数料受取書) 甲第58号証の18 乙第92号証	187,704
20	H27.3.23	プロバイダー使用料	9,180	6,868	改修活動費支出証明書 乙第70号証 乙第69号証	6,868	改修活動費支出証明書 乙第70号証 乙第69号証	6,868
21	H27.3.31	議会だより増刷	77,760	77,760	甲第58号証の19 乙第92号証	77,760	甲第58号証の19 乙第92号証	77,760
合計			981,668	(918,380)		981,668		981,668

別表L 米澤議員の事務費(2分の1を超えて充当することができないと主張するもの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H27.1.16	文具代	1,000	1,000	領收証 甲第59号証の74	500	政治活動費の事務費については、2分の1未満に於ける場合は必ず2分の1に倍分しなければならないということはなく、全額が政治活動費に充當していることのみを理由として違法支出にならぬものではない。なお、「文具代」の内訳は、ペン及び用紙である。(甲59の74)	

別表M 米澤議員の事務費(全額充当することができないと主張するもの)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.4.3	(コピー機リース料)	25,935	12,967	通帳 政治活動費支出証明書 甲第59号証の1	0		
2	H26.4.3	【 払込手数料 】	216	108	ご利用明細 政治活動費支出証明書 甲第59号証の2	108	「払込手数料は事務費の内容ではない」と「北國キャッシュサービスご利用明細」及び「政治活動費支出証明書」は支出を裏付ける書面ではないから、政治活動費の事務費支出とは認められない。	払込手数料は政治活動費に必要な物品の購入、役務の提供等の支払いのために必要なものであり、代金の一割もしくは二割の支払いであつて、当然に政治活動費からの支出が認められる。また、北國キャッシュサービス利用明細が支出を裏付ける書面であることは明らかである。
3	H26.4.10	【 払込手数料 】	216	108	ご利用明細 政治活動費支出証明書 甲第59号証の3	108	「払込手数料は事務費の内容ではない」と「北國キャッシュサービスご利用明細」及び「政治活動費支出証明書」は支出を裏付ける書面ではないから、政治活動費の事務費支出とは認められない。	払込手数料は政治活動費に必要な物品の購入、役務の提供等の支払いのために必要なものであり、代金の一割もしくは二割の支払いであつて、当然に政治活動費からの支出が認められる。また、北國キャッシュサービス利用明細が支出を裏付ける書面であることは明らかである。
4	H26.4.16	【 携帯電話 】	19,184	9,592	通帳 政治活動費支出証明書 甲第59号証の4	9,592	政治活動費用は、事務費の内訳に該当していないから、「ソフトバンクABへの支出来の1枚分が当支出来である」として、担当支出来は、全額、違法支出である。	携帯電話料は、議員の調査研究その他の活動に資するために更なる費用である。石川県政活動費運用マニュアル(乙3p12)においても、お弁当料が支拂うべきものと定められている。

5	H26.4.23	(コピー機カウンター料)	3,219	1,609	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の5	0	
6	H26.4.25	【 自動車リース代 】	95,970	47,985	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の6	47,985	「自動車リース代」は、事務費の内容には 該当しないから、「リース料(支払額の分の 1便分)光当支用であるとしても当該光当額 は改修費出費である。 」
7	H26.4.30	電話料金	8,601	4,300	電話料金等領収証 改修活動費支出証明書 甲第59号証の7	0	
8	H26.5.1	筆記用具等	3,316	1,658	領收書 改修活動費支出証明書 甲第59号証の8	0	
9	H26.5.7	(コピー機リース料)	25,935	12,967	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の9	0	
10	H26.5.7	(ガリソン代)	14,802	4,933	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の10	0	
11	H26.5.16	【 携帯電話料金 】	18,790	9,395	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の11	9,395	携帯電話使用料金は、事務費の内容に 該当しないから、ソフトバンクへの 支出額の分の1便分が光当支用であると しても、光当支用額は、全額、改修費で ある。
12	H26.5.20	【 事務備品 】	3,993	1,996	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の12 乙第53号証	1,996	「事務備品」の具体的な改修費であること わからず、改修活動費の事務費であるから 改修費として認められる。なお、事務備品名は乙第53号証の 光当支用額でも全額が改修費である。
13	H26.5.23	(コピー機カウンター料)	1,575	787	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の13	0	

14	H26.5.25	【自動車リース代】	95,970	47,985	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の14	47,985	「自動車リース代」は、事務費の内容には該当しないから、「リース料」支払額の2分の1を法支額であるとしても当該先当該は違法支出額である。	自動車リース料は、職員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費である。石川県政務活動費運用マニュアル(乙3p12)においても、自動車リース料が事務費として定められている。
15	H26.6.2	電話料金	8,570	4,285	通帳 〔ページ番号〕/ 〔総ページ数〕	0		
16	H26.6.3	(コピ一機リース料)	25,935	(12,967) 12,888	通帳 〔12,967〕政務活動費支出証明書 甲第59号証の16 乙第56号証 〔H2B 1.27修正〕 〔H2B 7.3.是証〕	0		
17	H26.6.4	(ガソリン代)	18,606	6,201	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の17	0		
18	H26.6.16	【携帯電話】	21,664	10,832	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の18	10,832	携帯電話使用料金は、車両費の内容には該当しないから、ソフトバンクABへの支出手数料が当支額であるとしても、先当支出額で支出手数料が当支額である。	携帯電話利用料は、職員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費である。石川県政務活動費運用マニュアル(乙3p12)においても、携帯電話利用料が事務費として定められている。
19	H26.6.23	(コピ一機カウンター料)	2,721	1,360	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の19	0		
20	H26.6.25	【自動車リース代】	95,970	47,985	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の20	47,985	「自動車リース代」は、事務費の内容には該当しないから、「リース料」支払額の2分の1を法支額であるとしても当該先当該は違法支出額である。	自動車リース料は、職員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費である。石川県政務活動費運用マニュアル(乙3p12)においても、自動車リース料が事務費として定められている。
21	H26.6.30	電話料金	8,617	4,308	電話料金等領取証 政務活動費支出証明書 甲第59号証の21	0		
22	H26.7.3	(コピ一機リース料)	25,935	12,967	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の22	0		

23	H26.7.4	(ガソリン代)	19,154 (H27) 10 修正	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の23 乙第59号証 フ第74号証	(6,384 6,385 108)	0	
24	H26.7.10	【 払込手数料 】	216	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の24	108	「挿込手数料」は事務費の内容ではない し、「北國キャッシュユービー」に利用明細 のために必要なものであり、代金の一端ともいふべきものであつて、当然に 政務活動費からの支出が認められる。また、「北國キャッシュユービー」を利用 明細」が支出を要付ける書面であることは明らかである。	
25	H26.7.16	【 携帯電話 】	22,181	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の25	11,090	「挿込手数料」は事務費の内容ではない し、「北國キャッシュユービー」に利用明細 及び「政務活動費支出証明書」は支出を 要付ける書面ではないから、政務活動費 の事務費支出とは認められない。	
26	H26.7.22	(コピー機トナー料 及びファイル)	24,916	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の26	12,458	携帯電話使用料金は、事務費の内容に は該当してないから、ソフトバンクNEへの 支払額の1/2が先当支出額であると しても、先当支出額は、全額、遠洋支出来 ある。	
27	H26.7.23	(コピー機カウンターメーター料)	6,836	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の27	3,418		
28	H26.7.25	【 自動車リース代 】	95,970	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の28	47,985	「自動車リース代」は、事務費の内容には 該当しないから、「リース料」支払額の1/2が 先当支出額であるとしても当該先当額 は遠洋支出来である。	
29	H26.7.30	針N.10-1M	486	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の29	243	文房堂鶴和店のレシート 政務活動費支出証明書 甲第59号証の29	47,985
30	H26.7.31	電話料金	8,963	電話料金等領収証 政務活動費支出証明書 甲第59号証の30	4,481		
31	H26.8.4	【 払込手数料 】	216	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の31	108	「挿込手数料」は事務費の内容ではない し、「北國キャッシュユービー」に利用明細 及び「政務活動費支出証明書」は支出を 要付ける書面ではないから、政務活動費 の事務費支出とは認められない。	

32	H26.8.4	(コピー機リース料)	25,935	12,967	通帳	0		
33	H26.8.4	(ガソリン代)	22,480	7,493	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の33	0		
34	H26.8.18	【 携帯電話料金 】	20,524	10,262	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の34	10,262	携帯電話使用料金は、事務費の内容には該当していないから、ソフバンクNMBへの支払額の2分の1を分充当支出来額であるとしても、充当支出来額は、全額、違法支出来額である。	
35	H26.8.20	【 事務消耗品 】	7,160	3,580	通帳 政務活動費支出証明書 乙第54号証	3,580	「事務消耗品」の具体的な事務用品名を記載する書面が添付されていないから2分の1充当支出来額であるとしても、支出来額は、全額、違法支出である。	
36	H26.8.25	(カウンター料)	3,116	1,558	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の36	0		
37	H26.8.25	【 自動車リース代 】	95,970	47,985	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の37	47,985	「自動車リース代」は、事務費の内容には該当しないから、「リース料」支払額の2分の1を分充当支出来であるとしても、当該充當額は違法支出来額である。	
38	H26.9.1	電話料金	8,790	4,395	電話料金等領収証 政務活動費支出証明書 甲第59号証の38	0		
39	H26.9.3	(コピー機複合機リース料)	25,935	12,967	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の39	0		
40	H26.9.4	(ガソリン代)	26,508	(8,835) 8,869 (H26.1.27修正)	通帳 政務活動費支出証明書 甲第56号証の40 乙第73号証 乙第73号証	0		

41	H26.9.9	【 コーヒー代・振込手数料 】 コーヒーフレッシュ	6,888	3,444	ご利用額 NALXなるわ店のレシート 政務活動費支出証明書 甲第59号証 乙第62号証	3,348	【コーヒー代・振込手数料】は事務費 の支出であることを裏付ける書類を添付し て下さいから、2分の1充当支出席で済み しても、支出額は、全額、違法支出である。 事務所での調査研究や相談、要望など来客との打ち合わせに出たための コーヒー代及びコピー代金であり、石川県政務活動費運用マニュアル(乙3p8)において、茶葉 手数料は、代金の一部ともいふべきものであり、当然に、政務活動費から充 当することが認められるものである。
42	H26.9.16	【 携帯電話料金 】	21,726	10,863	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の42	10,863	携帯電話利用料は、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な 経費である。石川県政務活動費運用マニュアル(乙3p12)においても、携帯 電話利用料が事務費として定められている。
43	H26.9.24	(カウンター料金)	13,005	6,502	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の43	0	携帯電話使用料金は、事務費の内訳に は該当していないから、ソフトバンクNEへの 支出額の2分の1の按分充当支出席であると しても、当該充当支出席額は、全額、違法支出 額である。
44	H26.9.25	(ガソリン代)	5,284	1,761	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の44	0	自動車リース料は、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な 経費である。石川県政務活動費運用マニュアル(乙3p12)においても、自動 車リース料が事務費として定められている。
45	H26.9.25	【 自動車リース代 】	95,970	47,985	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の45	47,985	「自動車リース代」は、事務費の内訳には 該当しないから、「リース料」支出額の分の 接分充当支出席であるとしても当該光当額 は違法支出席である。
46	H26.9.30	電話料金	8,883	4,441	電話料金等領収証 政務活動費支出証明書 甲第59号証の46	0	
47	H26.10.3	(コピー機リース料)	25,935	12,868	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の47 乙第56号証 乙第73号証 (H28. 1 27修正)	0	「コピー機リース料」は、事務費の内訳には 該当していない。荒木空調工業への私の 受領書の欄等欄には26.9月お水代金と 記載されているから、充当支出席は、全額、 違法支出席である。
48	H26.10.6	(ペットボトル)	5,400	2,700	払込受領書 政務活動費支出証明書 甲第59号証の48 乙第55号証	2,700	【ペットボトル】は、事務費の内訳には 該当していない。荒木空調工業への私の 受領書の欄等欄には26.9月お水代金と 記載されているから、充当支出席は、全額、 違法支出席である。
49	H26.10.6	(ガソリン代)	26,153	8,716	通帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の49	0	

50	H26.10.10	【 払込手数料 】	216	108	ご利用明細 改修活動費支出証明書 甲第59号証の50	108	「賃込手数料」は事務費の内容ではない し、「北國キャッシュユースカード」に付いて、改修活動費一括払いの手帳面ではあるが、改修活動費の支出し額が記載されていない。 改修活動費支出手帳面ではないから、改修活動費の支出とは認められない。
51	H26.10.16	【 携帯電話料金 】	23,564	11,782	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の51	11,782	「北國キャッシュユースカード」に付いて、改修活動費一括払いの手帳面ではあるが、改修活動費の支出とは認められない。 携帯電話利用料は、調査研究その他の活動に資するための必要な経費である。石川県改修活動費運用マニュアル(乙3p12)においても、携帯電話利用料が事務費として定められている。
52	H26.10.23	(コピー機カウンター料金)	3,635	1,817	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の52	0	「賃込手数料」は事務費の内容ではない し、「北國キャッシュユースカード」に付いて、改修活動費一括払いの手帳面ではあるが、改修活動費の支出とは認められない。 改修活動費用支出手帳面ではないから、ソフ・シンクMBへの支出手帳の1枚分充当支出手額は、全額、違法支出手額である。
53	H26.10.25	【 自動車リース代 】	95,970	47,985	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の53	47,985	「自動車リース代」は、事務費の内容には該当しないから、「リース料」支払額の2分の1枚分充当支出手額であるとしても当額充当額は違法支出手額である。
54	H26.11.4	【 払込手数料 】	216	108	ご利用明細 改修活動費支出証明書 甲第59号証の54	108	「賃込手数料」は事務費の内容ではない し、「北國キャッシュユースカード」に付いて、改修活動費一括払いの手帳面ではあるが、改修活動費の支出とは認められない。
55	H26.11.4	(コピー機リース代)	25,935	12,868	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の55 乙第56号証 乙第73号証 (H28.1.27修正)	0	「賃込手数料」は事務費の内容ではない し、「北國キャッシュユースカード」に付いて、改修活動費一括払いの手帳面ではあるが、改修活動費の支出とは認められない。
56	H26.11.4	(ガソリン代)	12,193	4,063	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の56	0	「賃込手数料」は事務費の内容ではない し、「北國キャッシュユースカード」に付いて、改修活動費一括払いの手帳面ではあるが、改修活動費の支出とは認められない。
57	H26.11.17	【 携帯電話料金 】	20,394	10,197	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の57	10,197	「自動車リース代」は、事務費の内容には該当しないから、「リース料」支払額の2分の1枚分充当支出手額であるとしても当額充当額は違法支出手額である。
58	H26.11.25	【 自動車リース代 】	95,970	47,985	通 帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の58	47,985	「自動車リース代」は、事務費の内容には該当しないから、「リース料」支払額の2分の1枚分充当支出手額であるとしても当額充当額は違法支出手額である。

59	H26.11.25	(コピー機カウンター料金)	3,748	1,874	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の59	0	
60	H26.11.27	【 払込手数料 】	216	108	ご利用明細 改修活動費支出証明書 甲第59号証の60	108	「払込手数料」は事務費に必要な物品の購入、販売の提供等の支払いのため必要なものであり、代金の一部ともいべきものであつて、当然に改修活動費からの支出が認められる。また、「北國キャッシュサービス利用明細」が支出を算入する事面ではあることは明らかである。
61	H26.12.1	電話料金	8,905	4,452	電話料金等領収証 改修活動費支出証明書 甲第59号証の61	0	
62	H26.12.3	(コピー機リース代)	25,935	12,967	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の62	0	
63	H26.12.4	(ガソリン代)	26,050	8,682	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の63	0	
64	H26.12.4	【 払込手数料 】	216	108	ご利用明細 改修活動費支出証明書 甲第59号証の64	108	「払込手数料」は事務費の内容ではない。「北國キャッシュサービス利用明細」は改修活動費からの支出を算入する事面ではあるから、改修活動費の事務費支出とは認められない。
65	H26.12.4	【 ホームページ 連絡費・輸込料金 】	4,325	2,162	ご利用明細 改修活動費支出証明書 甲第59号証の65	0	
66	H26.12.16	【 携帯電話料金 】	21,921	10,960	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の66	10,960	携帯電話使用料金は、事務費の内容には該当しないから、ソフトバンクNEへの支払額の分の控除が算入されるとしても、当該光当支出額は、会員、通常、違法出費である。石川県被差別者研究ミニユアール(乙39p12)においても、携帯電話料金が事務費として認められている。
67	H26.12.22	(コピー機トナー料金)	9,153	4,576	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の67	0	

68	H26.12.24	(コピー機カウンター料金)	4,293	2,146	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の68	0	
69	H27.1.5	【 仮込手数料 】	216	108	二 利用明細 政務活動費支出証明書 甲第59号証の69	108	「仮込手数料」は事務費の内容ではない ために必要なものであり、代金の一筆ともいふべきものであつて、当然に 政務活動費からの支出が認められる。また、「北國キャッシュユーザー」サービス利用 額相当が支出を算付ける事務費ではないから、政務活動費 の事務費支出とは認められない。
70	H27.1.5	(コピー機リース代)	25,935	12,967	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の70	0	
71	H27.1.5	電話料金	8,943	4,471	電話料金等領收証 政務活動費支出証明書 甲第59号証の71	0	
72	H27.1.5	(ガソリン代)	13,874	4,624	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の72	0	
73	H27.1.16	【 携帯電話料金 】	26,697	13,348	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の73	13,348	帳務電話利用料は、事務費の内容に 該当していないから、ソフトドックNBへの 支出額の2分の1を分光当支用額であると して、先当支用額は、全額、遠法支用額で ある。
74	H27.1.23	【 備品 (パソコン) 】	64,584	32,292	領收書 政務活動費支出証明書 甲第59号証の75 乙第60号証	32,292	「パソコンの購入代金として不合理的な金額ではなく、石川県政治活動費運用 マニュアルにおいてパソコンの購入代金は事務費として認められている(こ3 回)」と認知できず、政務活動費の事務費支出ではな いから当該支用額は遠法支用額である。
75	H27.1.23	(コピー機カウンター料金)	6,849	3,424	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の76	0	
76	H27.1.25	【 自動車リース代 】	95,970	47,985	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第59号証の77	47,985	「自動車リース代」は、事務費の内容には 該当しないから、「リース料」支用額の2分の 1を分光当支用額としても当該光当額 は遠法支用額である。

77	H27.2.2	電話料金	10,403	5,201	電話料金等領収証 改修活動費支出証明書 甲第59号証の78	0	
78	H27.2.3	(コピー機リース代)	25,935	12,967	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の79	0	
79	H27.2.4	(ガソリン代)	18,387	6,128	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の80	0	
80	H27.2.16	【 携帯電話料金 】	16,610	8,305	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の81	8,305	旅費電話使用料金は、車旅費の内容には該当しないから、ソフトバンクMBへの支出額の2分の1様分充当支拂であるとして、未當支出額は、全額、遠洋支拂である。
81	H27.2.17	赤鉛筆、ゴム付鉛筆	1,102	551	文具整備和店のレシート 改修活動費支出証明書 甲第59号証の82	0	
82	H27.2.23	(コピー機カウンター料金)	9,107	4,553	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の83	0	
83	H27.2.25	【 自動車リース代 】	95,970	47,985	通帳 改修活動費支出証明書 甲第59号証の84	47,985	「自動車リース代」は、車旅費の内容には該当しないから、リース料」支拂額の2分の1様分充当支拂であるとしても当社先当拂は遠法支拂である。
84	H27.2.26	事務用品	6,000	3,000	領收証 改修活動費支出証明書 甲第59号証の85	0	
85	H27.3.2	電話料金	9,358	4,679	電話料金等領収証 改修活動費支出証明書 甲第59号証の86	0	

86	H27.3.4	(ガソリン代)	12,588	4,196	通帳 改修活動費支出明細書 甲第59号証の87	0	
87	H27.3.16	【 携帯電話料金 】	16,899	8,449	通帳 改修活動費支出明細書 甲第59号証の88	8,449 天理市への1往復が事務費として定められている。 （改修活動費の2分の1が支当出額であると して、先当支出額は、全額、運法支出額で ある。）	携帯電話料金は、事務費の内額には該算していないから、ノットレイングへの 旅費である。石川県改修活動費運用マニュアル(乙3p12)においても、係 電話料金が事務費として定められている。
88	H27.3.25	【 自動車リース代 】	95,970	47,985	通帳 改修活動費支出明細書 甲第59号証の89	47,985 「自動車リース代」は、高所費の内額には該算しないから、リース料支当額の2分の1が支当出額であるとしても当該未当額 は運法支出額である。	自動車リース料は、属員の調査研究その他の活動に資するための必要な 経費である。石川県改修活動費運用マニュアル(乙3p12)においても、自動 車リース料が事務費として定められている。
				1,011,014 (1,011,290)		697,798	

別表N 稲村議員の人事費

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	原告主張の違法支 出額 (円)	原 告 の 主 張
1	H26.4.9	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の1 乙第7号証 乙第44～49号 <small>印一枚面</small>	改修活動補助給与は2分の1の1垛分充当支 出としているものの、当該「改修活動補助」 者の雇用実態を証すべき書面を福村議員は 議長へ提出していないから、当該が当 支出額は、全額、違法支出額である。
2	H26.5.10	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の2 乙第7号証 乙第44～49号 <small>印一枚面</small>	改修活動補助給与は2分の1の1垛分充当支 出としているものの、当該「改修活動補助」 者の雇用実態を証すべき書面を福村議員は 議長へ提出していないから、当該が当 支出額は、全額、違法支出額である。
3	H26.6.11	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の3 乙第7号証 乙第44～49号 <small>印一枚面</small>	改修活動補助給与は2分の1の1垛分充当支 出としているものの、当該「改修活動補助」 者の雇用実態を証すべき書面を福村議員は 議長へ提出していないから、当該が当 支出額は、全額、違法支出額である。
4	H26.7.10	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の4 乙第7号証 乙第44～49号 <small>印一枚面</small>	改修活動補助給与は2分の1の1垛分充当支 出としているものの、当該「改修活動補助」 者の雇用実態を証すべき書面を福村議員は 議長へ提出していないから、当該が当 支出額は、全額、違法支出額である。
5	H26.8.11	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の5 乙第7号証 乙第44～49号 <small>印一枚面</small>	改修活動補助給与は2分の1の1垛分充当支 出としているものの、当該「改修活動補助」 者の雇用実態を証るべき書面を福村議員は 議長へ提出していないから、当該が当 支出額は、全額、違法支出額である。
6	H26.9.11	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の6 乙第7号証 乙第44～49号 <small>印一枚面</small>	改修活動補助給与は2分の1の1垛分充当支 出としているものの、当該「改修活動補助」 者の雇用実態を証るべき書面を福村議員は 議長へ提出していないから、当該が当 支出額は、全額、違法支出額である。
7	H26.10.14	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の7 乙第7号証 乙第44～49号 <small>印一枚面</small>	改修活動補助給与は2分の1の1垛分充当支 出としているものの、当該「改修活動補助」 者の雇用実態を証るべき書面を福村議員は 議長へ提出していないから、当該が当 支出額は、全額、違法支出額である。
8	H26.11.10	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の8 乙第7号証 乙第44～49号 <small>印一枚面</small>	改修活動補助給与は2分の1の1垛分充当支 出としているものの、当該「改修活動補助」 者の雇用実態を証るべき書面を福村議員は 議長へ提出していないから、当該が当 支出額は、全額、違法支出額である。

9	H26.12.11	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の9 乙第7号証 乙第44～49号	150,000
10	H27.1.13	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の10 乙第7号証 乙第44～49号	150,000
11	H27.2.10	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の11 乙第7号証 乙第44～49号	150,000
12	H27.3.10	政務活動補助給与	300,000	150,000	甲第60号証の12 乙第7号証 乙第44～49号	150,000
						1,800,000

別表〇 向出議員の人事費

被告の反論						
番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出来証する 書面	原告の主張
1	H26.4.4	4月分給与	329,610	150,000	領收証 甲第61号証の1 乙第8号証 乙第44～49号	「4月分給与」は、按分を充当としているものの、当該費用を証する書面を議員は贈呈へ提出していないから、当該充当額は、全額、違法支出額である。
2	H26.5.2	5月分給与	329,610	150,000	領收証 甲第61号証の2 乙第8号証 乙第44～49号	「5月分給与」は、按分を充当としているものの、当該費用を証する書面を議員は贈呈へ提出していないから、当該充当額は、全額、違法支出額である。
3	H26.6.5	給与(6月分)	329,610	150,000	領收証 甲第61号証の3 乙第8号証 乙第44～49号	「給与(6月分)」は、按分を充当としているものの、当該費用を証する書面を議員は贈呈へ提出していないから、当該充当額は、全額、違法支出額である。

4	H26.7.4	給与7月分	329,610	150,000	甲第61号証の4 乙第8号証 乙第44～49号証	150,000	領収証	「給与7月分」は、按分充当支出しとしているものの、当該用実態を証する書面を福村議員は議長へ提出しないから、最終充当支出額は、全額、遠法支出額である。なお、向出議員の人事費支出が遠法であることはない。(乙4～乙49)。
5	H26.8.5	給与8月分	329,610	150,000	甲第61号証の5 乙第8号証 乙第44～49号証	150,000	領収証	「給与8月分」は、按分充当支出しとしているものの、当該用実態を証する書面を福村議員は議長へ提出しないから、最終充当支出額は、全額、遠法支出額である。なお、向出議員の人事費支出が遠法であることはない。(乙4～乙49)。
6	H26.9.5	9月分給与	329,610	150,000	甲第61号証の6 乙第8号証 乙第44～49号証	150,000	領収証	「9月分給与」は、按分充当支出しとしているものの、当該用実態を証する書面を福村議員は議長へ提出しないから、最終充当支出額は、全額、遠法支出額である。
7	H26.10.3	10月分給与	329,610	150,000	甲第61号証の7 乙第8号証 乙第44～49号証	150,000	領収証	「10月分給与」は、按分充当支出しとしているものの、当該用実態を証する書面を福村議員は議長へ提出しないから、最終充当支出額は、全額、遠法支出額である。
8	H26.11.5	11月分給与	329,610	150,000	甲第61号証の8 乙第8号証 乙第44～49号証	150,000	領収証	「11月分給与」は、按分充当支出しとしているものの、当該用実態を証する書面を福村議員は議長へ提出しないから、最終充当支出額は、全額、遠法支出額である。
9	H26.12.5	12月分給与	329,610	150,000	甲第61号証の9 乙第8号証 乙第44～49号証	150,000	領収証	「12月分給与」は、按分充当支出しとしているものの、当該用実態を証する書面を福村議員は議長へ提出しないから、最終充当支出額は、全額、遠法支出額である。
10	H26.12.26	1月分給与	329,610	150,000	甲第61号証の10 乙第8号証 乙第44～49号証	150,000	領収証	「1月分給与」は、按分充当支出しとしているものの、当該用実態を証する書面を福村議員は議長へ提出しないから、最終充当支出額は、全額、遠法支出額である。
11	H27.2.5	2月分給与	329,610	150,000	甲第61号証の11 乙第8号証 乙第44～49号証	150,000	領収証	「2月分給与」は、按分充当支出しとしているものの、当該用実態を証する書面を福村議員は議長へ提出しないから、最終充当支出額は、全額、遠法支出額である。
12	H27.3.5	3月分給与	329,610	150,000	甲第61号証の12 乙第8号証 乙第44～49号証	150,000	領収証	「3月分給与」は、按分充当支出しとしているものの、当該用実態を証する書面を福村議員は議長へ提出しないから、最終充当支出額は、全額、遠法支出額である。

宇野議員の人事別表

被告の反論						
番号	支出日	支出内容	支出を証する書面	原告の主張	原告の主張	
1	H26.4.18	4月給与	領収証 甲第62号証の1 乙第9号証	支出額 (円) 150,000	充當額 (円) 310,000	原告主張の違法支出額 (円) 150,000
2	H26.5.20	5月給与	領収証 甲第62号証の2 乙第9号証	支出額 (円) 150,000	充當額 (円) 310,000	原告主張の違法支出額 (円) 150,000
3	H26.6.20	6月給与	領収証 甲第62号証の3 乙第9号証	支出額 (円) 150,000	充當額 (円) 310,000	原告主張の違法支出額 (円) 150,000
4	H26.7.18	7月給与	領収証 甲第62号証の4 乙第9号証	支出額 (円) 150,000	充當額 (円) 310,000	原告主張の違法支出額 (円) 150,000
5	H26.8.20	8月給与	領収証 甲第62号証の5 乙第9号証	支出額 (円) 150,000	充當額 (円) 310,000	原告主張の違法支出額 (円) 150,000
6	H26.9.19	9月給与	領収証 甲第62号証の6 乙第9号証	支出額 (円) 150,000	充當額 (円) 310,000	原告主張の違法支出額 (円) 150,000
7	H26.10.20	10月給与	領収証 甲第62号証の7 乙第9号証	支出額 (円) 150,000	充當額 (円) 310,000	原告主張の違法支出額 (円) 150,000

8	H26.11.20	11月給与	310,000	150,000	領収証 甲第62号証の8 乙第9号証	150,000
9	H26.12.19	12月給与	310,000	150,000	領収証 甲第62号証の9 乙第9号証	150,000
10	H27.1.20	1月給与	310,000	150,000	領収証 甲第62号証の10 乙第9号証	150,000
11	H27.2.20	2月給与	310,000	150,000	領収証 甲第62号証の11 乙第9号証	150,000
12	H27.3.20	3月給与	310,000	150,000	領収証 甲第62号証の12 乙第9号証	1,800,000

別表Q 不破議員の人物費

被告の反論					
番号	支出日	支出内容	支出額(円)	充当額(円)	原告主張の主張 原告主張の違法支払額(円)
1	H26.4.30	4月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の1 乙第10号証
2	H26.5.31	5月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の2 乙第10号証

3	H26.6.19	平成26年度 労働保険	57,158	28,579	領収証 甲第63号証の3 乙第10号証	28,579	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。
4	H26.6.30	6月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の4 乙第10号証	132,500	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。
5	H26.7.31	7月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の5 乙第10号証	132,500	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。
6	H26.8.31	8月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の6 乙第10号証	132,500	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。
7	H26.9.30	9月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の7 乙第10号証	132,500	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。
8	H26.10.31	10月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の8 乙第10号証	132,500	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。
9	H26.11.30	11月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の9 乙第10号証	132,500	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。
10	H26.12.31	12月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の10 乙第10号証	132,500	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。
11	H27.1.31	1月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の11 乙第10号証	132,500	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。
12	H27.2.28	2月分 給料 交通費	265,000	132,500	領収証 甲第63号証の12 乙第10号証	132,500	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することには必要 ではない(乙3p3参照)、議長に雇用実態を証すべき書面 を提出していないから、これが外形式的実態となることはな い。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のと おりである。

別表R 金原議員の人事費

13	H27.3.31	3月分 給料 交通費	265,000	132,500	甲第63号証の13 乙第10号証	132,500	1,618,579
3月分給料及び交通費は2つの1枚分を当該支出しするもの、当該雇用実態を証する書面を提出しない場合、金原議員は議長へ提出していないから、当該が外形的事実となることはない。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第10号証のとおりである。							

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張 の違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.4.1	運転委託料 4月～9月分の前払金	120,000	60,000 <small>(0)</small>	領收証 甲第64号証の1 乙第6号証	60,000	「運転委託料」は人件費の内容に該当しないから、2分の1枚分が当支出しとしているが、当該先当支出額は、全額、違法支出されており、任意返済みである(乙6)。	金原議員から政務活動費に充當しない旨の修正がなされているから、2分の1枚分が当支出しとしているが、当該先当支出額は、全額、違法支出されており、任意返済みである(乙6)。
2	H26.4.24	4月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の2 乙第11号証	125,500	4月給与は2分の1枚分先当支出としているものの、当該雇用実態を証する書面を提出していないから、5月給与は少額が当支出額は、全額、違法支出である。	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙33参照)、議長に雇用実態を証すべき書面を提出していないでも、これが外形的事実となることはない。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第11号証のとおりである。
3	H26.5.23	5月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の3 乙第11号証	125,500	5月給与は2分の1枚分先当支出としているものの、当該雇用実態を証する書面を提出していないから、6月給与は少額が当支出額は、全額、違法支出である。	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙33参照)、議長に雇用実態を証すべき書面を提出していないでも、これが外形的事実となることはない。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第11号証のとおりである。
4	H26.6.25	6月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の4 乙第11号証	125,500	6月給与は2分の1枚分先当支出としているものの、当該雇用実態を証する書面を提出していないから、7月賞与は少額が当支出額は、全額、違法支出である。	雇用実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙33参照)、議長に雇用実態を証すべき書面を提出していないでも、これが外形的事実となることはない。また、雇用実態を証すべき書面は、乙第11号証のとおりである。
5	H26.7.10	7月賞与	292,000	24,500	領收証 甲第64号証の5 乙第11号証	24,500		

6	H26.7.25	7月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の6 乙第11号証	125,500	甲第64号証の6 乙第11号証
7	H26.8.25	8月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の7 乙第11号証	125,500	甲第64号証の7 乙第11号証
8	H26.9.25	9月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の8 乙第11号証	125,500	甲第64号証の8 乙第11号証
9	H26.10.24	10月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の9 乙第11号証	125,500	甲第64号証の9 乙第11号証
10	H26.11.25	11月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の10 乙第11号証	125,500	甲第64号証の10 乙第11号証
11	H26.12.15	12月賞与	292,000	24,500	領收証 甲第64号証の11 乙第11号証	24,500	甲第64号証の11 乙第11号証
12	H26.12.25	12月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の12 乙第11号証	125,500	甲第64号証の12 乙第11号証
13	H27.1.23	1月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の13 乙第11号証	125,500	甲第64号証の13 乙第11号証
14	H27.2.25	2月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の14 乙第11号証	125,500	甲第64号証の14 乙第11号証
15	H27.3.25	3月給与	251,000	125,500	領收証 甲第64号証の15 乙第11号証	125,500	甲第64号証の15 乙第11号証

別表S 吉田議員の人物費

1,615,000
(1,555,000)

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する書面	原告主張の違法支払額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.4.30	人物費として	135,000	135,000	領收証 甲第65号証の1 乙第12、13号証 乙第47～49号証	135,000	吉田議員は「人物費として」105,000円及び30,000円を全額充当支払しており、当該支出している政務活動補助者の雇用実態を証する書面を請求長へ提出していないから、各支外出額は、違法支出額である。	費用実態を正すべく書面を請求長に提出することは必要な事ではない(乙3号証)。請求長に費用実態を正すべく書面を提出していないから、これが外的的実態となることはない。また、費用実態を正すべく書面は、乙第12号証及び乙第13号証の12月迄は、請求長の人物費支給が済んでおり支給が済んであることについては、附行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙47～乙49号証)。
2	H26.5.30	人物費として	135,000	135,000	領收証 甲第65号証の2 乙第12、13号証 乙第47～49号証	135,000	吉田議員は「人物費として」105,000円及び30,000円を全額充当支払しており、当該支出している政務活動補助者の雇用実態を証する書面を請求長へ提出していないから、各支外出額は、違法支出額である。	費用実態を正すべく書面を請求長に提出することは必要な事ではない(乙3号証)。請求長に費用実態を正すべく書面を提出していないから、これが外的的実態となることはない。また、費用実態を正すべく書面は、乙第12号証及び乙第13号証の12月迄は、請求長の人物費支給が済んでおり支給が済んであることについては、附行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙47～乙49号証)。
3	H26.6.30	人物費として	131,000	131,000	領收証 甲第65号証の3 乙第12、13号証 乙第47～49号証	131,000	吉田議員は「人物費として」101,000円及び30,000円を全額充当支払しており、当該支出している政務活動補助者の雇用実態を証する書面を請求長へ提出していないから、各支外出額は、違法支出額である。	費用実態を正すべく書面を請求長に提出することは必要な事ではない(乙3号証)。請求長に費用実態を正すべく書面を提出していないから、これが外的的実態となることはない。また、費用実態を正すべく書面は、乙第12号証及び乙第13号証の12月迄は、請求長の人物費支給が済んでおり支給が済んであることについては、附行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙47～乙49号証)。
4	H26.7.31	人物費として	142,000	142,000	領收証 甲第65号証の4 乙第12、13号証 乙第47～49号証	142,000	吉田議員は「人物費として」112,000円及び30,000円を全額充当支払しており、当該支出している政務活動補助者の雇用実態を証する書面を請求長へ提出していないから、各支外出額は、違法支出額である。	費用実態を正すべく書面を請求長に提出することは必要な事ではない(乙3号証)。請求長に費用実態を正すべく書面を提出していないから、これが外的的実態となることはない。また、費用実態を正すべく書面は、乙第12号証及び乙第13号証の12月迄は、請求長の人物費支給が済んでおり支給が済んであることについては、附行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙47～乙49号証)。
5	H26.8.29	人物費として	144,000	144,000	領收証 甲第65号証の5 乙第12、13号証 乙第47～49号証	144,000	吉田議員は「人物費として」114,000円及び30,000円を全額充当支払しており、当該支出している政務活動補助者の雇用実態を証する書面を請求長へ提出していないから、各支外出額は、違法支出額である。	費用実態を正すべく書面を請求長に提出することは必要な事ではない(乙3号証)。請求長に費用実態を正すべく書面を提出していないから、これが外的的実態となることはない。また、費用実態を正すべく書面は、乙第12号証及び乙第13号証の12月迄は、請求長の人物費支給が済んでおり支給が済んであることについては、附行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙47～乙49号証)。
6	H26.9.30	人物費として	135,000	135,000	領收証 甲第65号証の6 乙第12、13号証 乙第47～49号証	135,000	吉田議員は「人物費として」105,000円及び30,000円を全額充当支払しており、当該支出している政務活動補助者の雇用実態を証する書面を請求長へ提出していないから、各支外出額は、違法支出額である。	費用実態を正すべく書面を請求長に提出することは必要な事ではない(乙3号証)。請求長に費用実態を正すべく書面を提出していないから、これが外的的実態となることはない。また、費用実態を正すべく書面は、乙第12号証及び乙第13号証の12月迄は、請求長の人物費支給が済んでおり支給が済んであることについては、附行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙47～乙49号証)。
7	H26.10.31	人物費として	128,000	128,000	領收証 甲第65号証の7 乙第12、13号証 乙第47～49号証	128,000	吉田議員は「人物費として」98,000円及び30,000円を全額充当支払しており、当該支出している政務活動補助者の雇用実態を証する書面を請求長へ提出していないから、各支外出額は、違法支出額である。	費用実態を正すべく書面を請求長に提出することは必要な事ではない(乙3号証)。請求長に費用実態を正すべく書面を提出していないから、これが外的的実態となることはない。また、費用実態を正すべく書面は、乙第12号証及び乙第13号証の12月迄は、請求長の人物費支給が済んでおり支給が済んであることについては、附行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙47～乙49号証)。

別表T 山田議員の人事費

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支岡額 (円)	原告の主張
1	H26.4.11	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の1 乙第18~20号証 乙第47~49号証	5,000	「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。この他に改修活動費の内容を証する書面は、第18号から20号迄の2枚である。また、人件費の支岡額は、全額、違法支岡額において認められている。(乙7~乙9号証)。
8	H26.11.28	人件費として	128,000	128,000	領收証 甲第65号証の8 乙第12、13号証 乙第47~49号証	128,000	吉田議員は「人件費として198,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出していないから、各支出額は、違法支出額である。吉田議員は「人件費として」91,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出していないから、各支出額は、違法支出額である。
9	H26.12.26	人件費として	121,000	121,000	領收証 甲第65号証の9 乙第12、13号証 乙第47~49号証	121,000	吉田議員は「人件費として」91,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出していないから、各支出額は、違法支出額である。吉田議員は「人件費として」91,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出していないから、各支出額は、違法支出額である。
10	H27.1.30	人件費として	135,000	135,000	領收証 甲第65号証の10 乙第12、13号証 乙第47~49号証	135,000	吉田議員は「人件費として」105,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出しているから、各支出額は、違法支出額である。吉田議員は「人件費として」105,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出しているから、各支出額は、違法支出額である。
11	H27.2.27	人件費として	108,000	108,000	領收証 甲第65号証の11 乙第12、13号証 乙第47~49号証	108,000	吉田議員は「人件費として」78,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出しているから、各支出額は、違法支出額である。吉田議員は「人件費として」78,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出しているから、各支出額は、違法支出額である。
12	H27.3.31	人件費として	118,000	118,000	領收証 甲第65号証の12 乙第12、13号証 乙第47~49号証	118,000	吉田議員は「人件費として」88,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出しているから、各支出額は、違法支出額である。吉田議員は「人件費として」88,000円及び30,000円を全額充当支出しており、当該支出している改修活動補助者の雇用実態を証する書面を館長へ提出しているから、各支出額は、違法支出額である。
						1,560,000	1,560,000

被 告 の 反 論
山田議員は皆無との理由から自ら署名することを拒んでおり、このため、返紙手のアルバイト代は人件費として改修活動費の支岡額が当たらないのである。運転手を証する書面は第18号から20号迄の2枚である。また、人件費の支岡額は、全額、違法支岡額において認められている。(乙7~乙9号証)。

2	H26.4.18	運転手アルバイト代	5,000	領収書 甲第66号証の2 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000	甲第66号証の2 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
3	H26.4.24	運転手アルバイト代	5,000	領収書 甲第66号証の3 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000	甲第66号証の3 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
4	H26.4.26	運転手アルバイト代	5,000	領収書 甲第66号証の4 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000	甲第66号証の4 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
5	H26.4.28	運転手アルバイト代	3,000	領収書 甲第66号証の5 乙第18～20号証 乙第47～49号証	3,000	甲第66号証の5 乙第18～20号証 乙第47～49号証	3,000
6	H26.4.30	運転手アルバイト代	5,000	領収書 甲第66号証の6 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000	甲第66号証の6 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
7	H26.4.30	平成26年4月分 給 料 平成26年4月分 アルバイト代	168,200	領収書 甲第66号証の7 乙第14～17号証	84,100	甲第66号証の7 乙第14～17号証	84,100
8	H26.5.8	運転手アルバイト代	5,000	領収書 甲第66号証の8 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000	甲第66号証の8 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
9	H26.5.13	運転手アルバイト代	5,000	領収書 甲第66号証の9 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000	甲第66号証の9 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
10	H26.5.14	運転手アルバイト代	5,000	領収書 甲第66号証の10 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000	甲第66号証の10 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
11	H26.5.15	運転手アルバイト代	5,000	領収書 甲第66号証の11 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000	甲第66号証の11 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他のに政務活動費の人件費の内容を正する書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。

（ア）（イ）（ロ）

（ア）（イ）（ロ）

22	H26.6.11	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の22 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
23	H26.6.12	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の23 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
24	H26.6.14	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の24 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
25	H26.6.15	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の25 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
26	H26.6.16	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の26 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
27	H26.6.18	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の27 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
28	H26.6.21	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の28 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
29	H26.6.24	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の29 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
30	H26.6.26	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の30 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
31	H26.6.27	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の31 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書

32	H26.6.28	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の32 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
33	H26.6.30	平成26年6月分 給料 平成26年6月分 アルバイト代	159,100	79,550	領収書 甲第66号証の33 乙第14～17号証	79,550
34	H26.7.1	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の34 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
35	H26.7.2	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の35 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
36	H26.7.3	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の36 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
37	H26.7.8	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 乙第75号証 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
38	H26.7.9	運転手アルバイト代	3,000	3,000	領収書 甲第66号証の37 乙第18～20号証 乙第47～49号証	3,000
39	H26.7.10	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の38 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
40	H26.7.18	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の40 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
41	H26.7.19	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の40 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000

山田謹員は賃原上の理由から自ら運転することを出る限り受け取らなければならぬ。このため、運転手アルバイト代を支給する場合で、運転手アルバイトを依頼しているものであり、運転手アルバイト代は人件費として改修活動費から支給するものである。また、人件費の内容を示す書面は乙第18号から乙第20号のとおりである。なお、山田謹員の運転手アルバイト代支出手法であることにについては、銀行、名古屋高等教養研究所金沢支所及び最高級研究所において認められていない(47-2-0)。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他の改修活動費の内容を示す書面もないから、当該支出額は、全額、運法支出額である。

山田謹員は賃原上の理由から自ら運転することを出る限り受け取らなければならぬ。このため、運転手アルバイト代は人件費として改修活動費から支給するものである。また、人件費の内容を示す書面は乙第18号から乙第20号のとおりである。なお、山田謹員の運転手アルバイト代支出手法であることにについては、銀行、名古屋高等教養研究所金沢支所及び最高級研究所において認められていない(47-2-0)。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他の改修活動費の内容を示す書面もないから、当該支出額は、全額、運法支出額である。

山田謹員は賃原上の理由から自ら運転することを出る限り受け取らなければならぬ。このため、運転手アルバイト代は人件費として改修活動費から支給するものである。また、人件費の内容を示す書面は乙第18号から乙第20号のとおりである。なお、山田謹員の運転手アルバイト代支出手法であることにについては、銀行、名古屋高等教養研究所金沢支所及び最高級研究所において認められていない(47-2-0)。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他の改修活動費の内容を示す書面もないから、当該支出額は、全額、運法支出額である。

山田謹員は賃原上の理由から自ら運転することを出る限り受け取らなければならぬ。このため、運転手アルバイト代は人件費として改修活動費から支給するものである。また、人件費の内容を示す書面は乙第18号から乙第20号のとおりである。なお、山田謹員の運転手アルバイト代支出手法であることにについては、銀行、名古屋高等教養研究所金沢支所及び最高級研究所において認められていない(47-2-0)。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他の改修活動費の内容を示す書面もないから、当該支出額は、全額、運法支出額である。

山田謹員は賃原上の理由から自ら運転することを出る限り受け取らなければならぬ。このため、運転手アルバイト代は人件費として改修活動費から支給するものである。また、人件費の内容を示す書面は乙第18号から乙第20号のとおりである。なお、山田謹員の運転手アルバイト代支出手法であることにについては、銀行、名古屋高等教養研究所金沢支所及び最高級研究所において認められていない(47-2-0)。

42	H26.7.21	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の41 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
43	H26.7.23	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の42 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
44	H26.7.24	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の43 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
45	H26.7.25	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の44 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
46	H26.7.26	運転手アルバイト代	3,000	3,000	甲第66号証の45 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
47	H26.7.27	運転手アルバイト代	3,000	3,000	甲第66号証の46 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
48	H26.7.29	運転手アルバイト代	8,000	8,000	甲第66号証の47 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
49	H26.7.30	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の48 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
50	H26.7.31	平成26年7月分 給料 平成26年7月分 アルバイト代	159,800	79,550	甲第66号証の49 乙第14～17号証 乙第78号証	領収書
51	H26.8.6	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の50 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書

62	H26.9.7	運転手アルバイタ代	5,000	5,000	甲第66号証の61 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
63	H26.9.10	運転手アルバイタ代	5,000	5,000	甲第66号証の62 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
64	H26.9.12	運転手アルバイタ代	3,000	3,000	甲第66号証の63 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
65	H26.9.13	運転手アルバイタ代	3,000	3,000	甲第66号証の64 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
66	H26.9.21	運転手アルバイタ代	5,000	5,000	甲第66号証の65 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
67	H26.9.22	運転手アルバイタ代	5,000	5,000	甲第66号証の66 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
68	H26.9.29	運転手アルバイタ代	5,000	5,000	甲第66号証の67 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
69	H26.9.30	平成26年9月分 給料 平成26年9月分 アルバイタ代	179,400	89,700	甲第66号証の68 乙第14～17号証	領収書
70	H26.10.5	運転手アルバイタ代	5,000	5,000	甲第66号証の69 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書
71		運転手アルバイタ代	10,000	10,000	甲第66号証の70 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書

72	H26.10.23	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の71 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書	5,000	「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他に改修活動費の内容を証する書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
73	H26.10.24	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の72 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書	5,000	「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他に改修活動費の内容を証する書面はないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
74	H26.10.25	運転手アルバイト代	3,000	3,000	甲第66号証の73 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書	3,000	「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他に改修活動費の内容を証する書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
75	H26.10.29	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の74 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書	5,000	「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他に改修活動費の内容を証する書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
76	H26.10.31	平成26年10月分 給料 平成26年10月分 アルバイト代	169,600	84,800	甲第66号証の75 乙第14～17号証	領収書	84,800	「給料」及び「アルバイト代」は、いずれも、雇用契約を証する書面がないから、いずれの支出額も、全額、違法支出額である。
77	H26.11.2	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の76 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書	5,000	「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他に改修活動費の内容を証する書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
78	H26.11.3	運転手アルバイト代	3,000	3,000	甲第66号証の77 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書	3,000	「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他に改修活動費の内容を証する書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
79	H26.11.18	運転手アルバイト代	3,000	3,000	甲第66号証の78 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書	3,000	「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他に改修活動費の内容を証する書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
80	H26.11.26	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の79 乙第18～20号証 乙第47～49号証	領収書	5,000	「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していないし、この他に改修活動費の内容を証する書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。

90	H27.1.4	運転手アルバイト代	3,000	3,000	甲第66号証の87 乙第18～20号証	3,000	甲第66号証の87 乙第47～49号証	3,000	領収書
91	H27.1.8	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の88 乙第18～20号証	5,000	甲第66号証の88 乙第47～49号証	5,000	領収書
92	H27.1.15	運転手アルバイト代	3,000	3,000	甲第66号証の89 乙第18～20号証	3,000	甲第66号証の89 乙第47～49号証	3,000	領収書
93	H27.1.16	運転手アルバイト代	3,000	3,000	甲第66号証の90 乙第18～20号証	3,000	甲第66号証の90 乙第47～49号証	3,000	領収書
94	H27.1.26	運転手アルバイト代	3,000	3,000	甲第66号証の91 乙第18～20号証	3,000	甲第66号証の91 乙第47～49号証	3,000	領収書
95	H27.1.27	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の92 乙第18～20号証	5,000	甲第66号証の92 乙第47～49号証	5,000	領収書
96	H27.1.29	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の93 乙第14～17号証	5,000	甲第66号証の93 乙第14～17号証	5,000	領収書
97	H27.1.30	平成27年1月分 給料代	181,850	85,150	甲第66号証の94 乙第14～17号証	85,150	甲第66号証の94 乙第14～17号証	85,150	領収書
98	H27.1.31	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の95 乙第18～20号証	5,000	甲第66号証の95 乙第47～49号証	5,000	領収書
99	H27.2.1	運転手アルバイト代	5,000	5,000	甲第66号証の96 乙第18～20号証	5,000	甲第66号証の96 乙第47～49号証	5,000	領収書

山田謹哉は被訴上の理由から原告にすることを出でる限り受け付けておりこのため、被訴活動のため自働車で移動する場合で、運転手アルバイトを依頼しているのであり、運転手のアルバイト代は人件費として改務活動費から充当してあるものである。また、人件費の内容を示すする書面は乙第18号から乙第20号迄のところである。なお、山田謹哉の運転手アルバイト代を支出する請求法であることは、贈行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められてゐる(乙47～乙49頁)。

山田謹哉は被訴上の理由から原告にすることを出でる限り受け付けておりこのため、被訴活動のため自働車で移動する場合で、運転手アルバイトを依頼しているのであり、運転手のアルバイト代は人件費として改務活動費から充当してあるものである。また、人件費の内容を示すする書面は乙第18号から乙第20号迄のところである。なお、山田謹哉の運転手アルバイト代を支出する請求法であることは、贈行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められてゐる(乙47～乙49頁)。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していない、この他に改務活動費の内容を示すする書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。

山田謹哉は被訴上の理由から原告にすることを出でる限り受け付けておりこのため、被訴活動のため自働車で移動する場合で、運転手アルバイトを依頼しているのであり、運転手のアルバイト代は人件費として改務活動費から充当してあるものである。また、人件費の内容を示すする書面は乙第18号から乙第20号迄のところである。なお、山田謹哉の運転手アルバイト代を支出する請求法であることは、贈行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められてゐる(乙47～乙49頁)。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していない、この他に改務活動費の内容を示すする書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。

山田謹哉は被訴上の理由から原告にすることを出でる限り受け付けておりこのため、被訴活動のため自働車で移動する場合で、運転手アルバイトを依頼しているのであり、運転手のアルバイト代は人件費として改務活動費から充当してあるものである。また、人件費の内容を示すする書面は乙第18号から乙第20号迄のところである。なお、山田謹哉の運転手アルバイト代を支出する請求法であることは、贈行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められてゐる(乙47～乙49頁)。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していない、この他に改務活動費の内容を示すする書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。

山田謹哉は被訴上の理由から原告にすることを出でる限り受け付けておりこのため、被訴活動のため自働車で移動する場合で、運転手アルバイトを依頼しているのであり、運転手のアルバイト代は人件費として改務活動費から充当してあるものである。また、人件費の内容を示すする書面は乙第18号から乙第20号迄のところである。なお、山田謹哉の運転手アルバイト代を支出する請求法であることは、贈行、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められてゐる(乙47～乙49頁)。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当していない、この他に改務活動費の内容を示すする書面もないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。

110	H27.2.27	平成27年2月分 給料 平成27年2月分 アルバイト代	167,150	83,575	領収書 甲第66号証の107 乙第14～17号証	83,575
111	H27.2.28	運転手アルバイト代	3,000	3,000	領収書 甲第66号証の108 乙第18～20号証 乙第47～49号証	3,000
112	H27.3.4	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の109 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
113	H27.3.6	運転手アルバイト代	3,000	3,000	領収書 甲第66号証の110 乙第18～20号証 乙第47～49号証	3,000
114	H27.3.7	運転手アルバイト代	3,000	3,000	領収書 甲第66号証の111 乙第18～20号証 乙第47～49号証	3,000
115	H27.3.8	運転手アルバイト代	3,000	3,000	領収書 甲第66号証の112 乙第18～20号証 乙第47～49号証	3,000
116	H27.3.13	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の113 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
117	H27.3.14	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の114 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
118	H27.3.22	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の115 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000
119	H27.3.23	運転手アルバイト代	5,000	5,000	領収書 甲第66号証の116 乙第18～20号証 乙第47～49号証	5,000

「給料」及び「アルバイト代」は、いずれも、雇用契約をなすする旨面を添付していなければならぬ(平成27年3月版)。賃金に賃用条件を定すべき旨面を賃金面に提出することは必要ではない(平成27年3月版)。賃金に賃用条件を定すべき旨面を提出しないで、これが契約的要件となることはない。また、賃用条件を定すべき旨面は、乙第14号証から乙第17号証とのどおりである。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。この他に改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

「運転手アルバイト代」は、人件費の内容に該当しない。改修活動費の内容を証する書面もないから、改修活動費の支払額は、全額、違法支出額である。

別表Ⅰ 田中議員の人事費

120	H27.3.31	平成27年3月分 給 料 平成27年5月分 アルバイト代	166,100	領收書 甲第66号証の117 乙第14～17号証	83,050	83,050	83,050	1,484,550 (1,479,900)
-----	----------	---------------------------------	---------	--------------------------------	--------	--------	--------	---------------------------------

「給料」及び「アルバイト代」は、いずれも、雇用実態を示すべき書面を提出していないても、これが外的証明となることはない。また、雇用実態を示す書面は、乙第1号証から乙第17号証のとおりである。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出来証する 書面	原告主張の支 出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.4.25	政務活動に係る 人件費として(4月分)	150,000	150,000	領收証 甲第67号証の1 乙第21、22号証 乙第44～49号証	150,000	支出来であるゆえに政務活動費の入件費の 内習に該当していないから、当該支出額 は、違法支出額である。	田中議員は、株式会社サンアールホールディングスと労働者派遣契約に関する基本契約を締結して実績において労働者の派遣を行つてしまつたが故に(乙21、22)、田中議員 が役員をしている会社への支出であるという理由によつて、被賃活動費から人件費として該当するにこれが違法などなものではない。なお、田中議員の人件費支給が違法であるこ とについては、御所、名古屋高崎裁判所金沢支那部及び最高裁判所において認められて いる(乙44～乙49)。
2	H26.5.25	政務活動に係る 人件費として(5月分)	150,000	150,000	領收証 甲第67号証の2 乙第21、22号証 乙第44～49号証	150,000	支出来であるゆえに政務活動費の入件費の 内習に該当していないから、当該支出額 は、違法支出額である。	田中議員は、株式会社サンアールホールディングスと労働者派遣契約に関する基本契約を締結して、実際に労働者の派遣を行つて請求を行つたが(乙21、22)、田中議員 が役員をしていて会社への支出であるという理由によつて、被賃活動費から人件費とし て該当するにこれが違法などるものではない。なお、田中議員の人件費支給が違法であるこ とについては、御所、名古屋高崎裁判所金沢支那部及び最高裁判所において認められて いる(乙44～乙49)。
3	H26.6.25	政務活動に係る 人件費として(6月分)	150,000	150,000	領收証 甲第67号証の3 乙第21、22号証 乙第44～49号証	150,000	支出来であるゆえに政務活動費の入件費の 内習に該当していないから、当該支出額 は、違法支出額である。	田中議員は、株式会社サンアールホールディングスと労働者派遣契約に関する基本契約を締 結して、実際に労働者の派遣を行つて請求を行つたが(乙21、22)、田中議員 が役員をしていて会社への支出であるという理由によつて、被賃活動費から人件費とし て該当するにこれが違法などるものではない。なお、田中議員の人件費支給が違法であるこ とについては、御所、名古屋高崎裁判所金沢支那部及び最高裁判所において認められて いる(乙44～乙49)。
4	H26.7.25	政務活動に係る 人件費として(7月分)	150,000	150,000	領收証 甲第67号証の4 乙第21、22号証 乙第44～49号証	150,000	支出来であるゆえに政務活動費の入件費の 内習に該当していないから、当該支出額 は、違法支出額である。	田中議員は、株式会社サンアールホールディングスと労働者派遣契約に関する基本契約を締 結して、実際に労働者の派遣を行つて請求を行つたが(乙21、22)、田中議員 が役員をしていて会社への支出であるという理由によつて、被賃活動費から人件費とし て該当するにこれが違法などるものではない。なお、田中議員の人件費支給が違法であるこ とについては、御所、名古屋高崎裁判所金沢支那部及び最高裁判所において認められて いる(乙44～乙49)。
5	H26.8.25	政務活動に係る 人件費として(8月分)	150,000	150,000	領收証 甲第67号証の5 乙第21、22号証 乙第44～49号証	150,000	支出来であるゆえに政務活動費の入件費の 内習に該当していないから、当該支出額 は、違法支出額である。	田中議員は、株式会社サンアールホールディングスと労働者派遣契約に関する基本契約を締 結して、実際に労働者の派遣を行つて請求を行つたが(乙21、22)、田中議員 が役員をしていて会社への支出であるという理由によつて、被賃活動費から人件費とし て該当するにこれが違法などるものではない。なお、田中議員の人件費支給が違法であるこ とについては、御所、名古屋高崎裁判所金沢支那部及び最高裁判所において認められて いる(乙44～乙49)。
6	H26.9.25	時給 1,000円 実働時間 88時間	88,000	88,000	2014年9月勤務時間計算表 甲第67号証の6	88,000	田中議員は政務活動費の入件費の 内習を證すべき書面を請求に提出することは必要ではない(乙3D3巻 照)、議長に労働実態を証すべき書面をは、甲67号証の6から 甲新67号証の13とのおりである。	労働実態を證すべき書面を請求に提出することは必要ではない(乙3D3巻 照)、議長に労働実態を証すべき書面は、甲67号証の6から 甲新67号証の13とのおりである。

別表V 藤井議員の人物費

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出来証する 書面	原告主張の 違法支払額 (円)	原告の主張	被告の反論
7	H26.10.24	時給 実働時間 1,000円 148時間	148,000	148,000	2014年10月 勤務時間計算表 甲第67号証の7	148,000	田中議員は政治活動費の人件費の 内部に該当している方側実態を認める 書面を議長へ提出していないから、 当該支出額は、違法支出額である。	労働実態を正すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙3p3參 照)。議長に労働実態を正すべき書面を提出していないでも、これが外務省事 業どもによるものではない。また、労働実態を認すべき書面は、甲67号証の6から 甲67号証の13のとおりである。
8	H26.11.25	時給 実働時間 1,000円 136時間	136,000	136,000	2014年11月 勤務時間計算表 受領書 甲第67号証の8	136,000	田中議員は政治活動費の人件費の 内部に該当している方側実態を認める 書面を議長へ提出していないから、 当該支出額は、違法支出額である。	労働実態を正すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙3p3參 照)。議長に労働実態を正すべき書面を提出していないでも、これが外務省事 業どもによるものではない。また、労働実態を認すべき書面は、甲67号証の6から 甲67号証の13のとおりである。
9	H26.12.25	時給 実働時間 67時間30分	67,850	67,850	2014年12月 勤務時間計算表 受領書 甲第67号証の9	67,850	田中議員は政治活動費の人件費の 内部に該当している方側実態を認める 書面を議長へ提出していないから、 当該支出額は、違法支出額である。	労働実態を正すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙3p3參 照)。議長に労働実態を正すべき書面を提出していないでも、これが外務省事 業どもによるものではない。また、労働実態を認すべき書面は、甲67号証の6から 甲67号証の13のとおりである。
10	H27.1.23	時給 実働時間 64時間	64,600	64,600	2015年1月勤務時間計算表 受領書 甲第67号証の10	64,600	田中議員は政治活動費の人件費の 内部に該当している方側実態を認める 書面を議長へ提出していないから、 当該支出額は、違法支出額である。	労働実態を正すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙3p3參 照)。議長に労働実態を正すべき書面を提出していないでも、これが外務省事 業どもによるものではない。また、労働実態を認すべき書面は、甲67号証の6から 甲67号証の13のとおりである。
11	H27.2.25	時給 実働時間 64時間30分	64,750	64,750	2015年2月勤務時間計算表 受領書 甲第67号証の11	64,750	田中議員は政治活動費の人件費の 内部に該当している方側実態を認める 書面を議長へ提出していないから、 当該支出額は、違法支出額である。	労働実態を正すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙3p3參 照)。議長に労働実態を正すべき書面を提出していないでも、これが外務省事 業どもによるものではない。また、労働実態を認すべき書面は、甲67号証の6から 甲67号証の13のとおりである。
12	H27.3.27	時給 実働時間 62時間30分	62,750	62,750	2015年3月勤務時間計算表 受領書 甲第67号証の12	62,750	田中議員は政治活動費の人件費の 内部に該当している方側実態を認める 書面を議長へ提出していないから、 当該支出額は、違法支出額である。	労働実態を正すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙3p3參 照)。議長に労働実態を正すべき書面を提出していないでも、これが外務省事 業どもによるものではない。また、労働実態を認すべき書面は、甲67号証の6から 甲67号証の13のとおりである。
13	H27.3.31	時給 実働時間 21時間30分	21,500	21,500	2015年3月勤務時間計算表 受領書 甲第67号証の13	21,500	田中議員は政治活動費の人件費の 内部に該当している方側実態を認める 書面を議長へ提出していないから、 当該支出額は、違法支出額である。	労働実態を正すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙3p3參 照)。議長に労働実態を正すべき書面を提出していないでも、これが外務省事 業どもによるものではない。また、労働実態を認すべき書面は、甲67号証の6から 甲67号証の13のとおりである。
						1,403,450		

1	H26.4.24	4月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の1 乙第23、24号証	115,000
2	H26.5.23	5月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の2 乙第23、24号証	115,000
3	H26.6.25	6月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の3 乙第23、24号証	115,000
4	H26.7.25	7月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の4 乙第23、24号証	115,000
5	H26.8.25	8月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の5 乙第23、24号証	115,000
6	H26.9.25	9月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の6 乙第23、24号証	115,000
7	H26.10.24	10月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の7 乙第23、24号証	115,000
8	H26.11.25	11月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の8 乙第23、24号証	115,000
9	H26.12.25	12月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の9 乙第23、24号証	115,000
10	H27.1.23	1月分給与	230,000	115,000	領収証 甲第68号証の10 乙第23、24号証	115,000

別表W 室谷議員の人事費

11	H27.2.25	2月分給与	230,000	115,000	甲第68号証の11 乙第23、24号証	115,000
12	H27.3.25	3月分給与	230,000	115,000	甲第68号証の12 乙第23、24号証	115,000
						1,380,000

室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があるることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。

室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があるることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出し証する書面	原告主張の違法支出額 (円)	被告の反論
1	H26.4.30	政務活動補助として	180,000	90,000	領収証 甲第69号証の1 乙第25号証	90,000	室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があるることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。
2	H26.5.30	政務活動補助として	180,000	90,000	領収証 甲第69号証の2 乙第25号証	90,000	室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。
3	H26.6.30	政務活動補助	180,000	90,000	領収証 甲第69号証の3 乙第25号証	90,000	室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。
4	H26.7.30	政務活動補助	180,000	90,000	領収証 甲第69号証の4 乙第25号証	90,000	室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。
5	H26.8.30	政務活動補助	180,000	90,000	領収証 甲第69号証の5 乙第25号証	90,000	室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。

室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙303参照)、議長に労働実態を証すべき書面を提出していないにも、これが外的実証などなることはない。また、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第23号証及び乙第24号証のとおりである。

室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙303参照)、議長に労働実態を証すべき書面を提出していないにも、これが外的実証などなることはない。また、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第23号証及び乙第24号証のとおりである。

室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙303参照)、議長に労働実態を証すべき書面を提出していないにも、これが外的実証などなることはない。また、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第23号証及び乙第24号証のとおりである。

室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙303参照)、議長に労働実態を証すべき書面を提出していないにも、これが外的実証などなることはない。また、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第23号証及び乙第24号証のとおりである。

室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙303参照)、議長に労働実態を証すべき書面を提出していないにも、これが外的実証などなることはない。また、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第23号証及び乙第24号証のとおりである。

室谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙303参照)、議長に労働実態を証すべき書面を提出していないにも、これが外的実証などなることはない。また、当該議員者が政務活動費の入件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第23号証及び乙第24号証のとおりである。

別表X 和田内議員の人事費

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出来証する書面	原告主張の違法支出額 (円)	原告の主張
6	H26.9.30	政務活動補助	220,000	110,000	領収証 甲第69号証の6 乙第25号証	110,000	富谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。
7	H26.10.25	政務活動補助	220,000	110,000	領収証 甲第69号証の7 乙第25号証	110,000	富谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実態があること証する書面を正しくべき書面を提出していないから、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第25号証のとおりである。
8	H26.11.25	(人件費)	220,000	110,000	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第69号証の8 乙第25号証	110,000	富谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。
9	H26.12.24	(人件費)	220,000	110,000	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第69号証の9 乙第25号証	110,000	富谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。
10	H27.1.26	(人件費)	220,000	110,000	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第69号証の10 乙第25号証	110,000	富谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。
11	H27.2.24	(人件費)	220,000	110,000	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第69号証の11 乙第25号証	110,000	富谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。
12	H27.3.24	(人件費)	220,000	110,000	通 帳 政務活動費支出証明書 甲第69号証の12 乙第25号証	1,220,000	富谷議員は、2分の1段分充当支出してあるものの、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該充当支出額も違法支出額である。

被告の反論

1	H26.4.11	3月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の1 乙第26号証	領収証	100,000
2	H26.5.12	4月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の2 乙第26号証	領収証	100,000
3	H26.6.10	5月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の3 乙第26号証	領収証	100,000
4	H26.7.10	6月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の4 乙第26号証	領収証	100,000
5	H26.8.11	7月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の5 乙第26号証	領収証	100,000
6	H26.9.10	8月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の6 乙第26号証	領収証	100,000
7	H26.10.10	9月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の7 乙第26号証	領収証	100,000
8	H26.11.10	10月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の8 乙第26号証	領収証	100,000
9	H26.12.10	11月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の9 乙第26号証	領収証	100,000
10	H27.1.13	12月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の10 乙第26号証	領収証	100,000

別表Y 宮下議員の人事費

11	H27.2.10	1月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の11 乙第26号証	100,000
12	H27.3.10	2月分給与	200,000	100,000	甲第70号証の12 乙第26号証	100,000
				1,200,000		1,200,000

和田内議員は、2分の1倍分充当支出ししているものの、当該雇用者が改修活動費の人性費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該光当支出額も違法支出額である。

和田内議員は、2分の1倍分充当支出ししているものの、当該雇用者が改修活動費の人性費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該光当支出額も違法支出額である。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	被告の反論
1	H26.4.30		100,000	100,000 (H28.10.4修正)	領収証 甲第71号証の1 乙第51、52号証	100,000	宮下議員は、当該雇用者が改修活動費の人性費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していない、宮下建設株式会社へ支出しているから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
2	H26.5.29		100,000	100,000 (H28.10.4修正)	領収証 甲第71号証の2 乙第51、52号証	100,000	宮下議員は、当該雇用者が改修活動費の人性費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していない、宮下建設株式会社へ支出しているから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
3	H26.6.30		100,000	100,000 (H28.10.4修正)	領収証 甲第71号証の3 乙第51、52号証	100,000	宮下議員は、当該雇用者が改修活動費の人性費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していない、宮下建設株式会社へ支出しているから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
4	H26.7.30		100,000	100,000 (H28.10.4修正)	領収証 甲第71号証の4 乙第51、52号証	100,000	宮下議員は、当該雇用者が改修活動費の人性費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していない、宮下建設株式会社へ支出しているから、当該支出額は、全額、違法支出額である。
5	H26.8.31		100,000	100,000 (H28.10.4修正)	領収証 甲第71号証の5 乙第51、52号証	100,000	宮下議員は、当該雇用者が改修活動費の人性費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していない、宮下建設株式会社へ支出しているから、当該支出額は、全額、違法支出額である。

番号	支払日	支出内容	支出額(円)	充当額(円)	支出去証する書面	原告主張の違法支出額(円)	原告の主張	被告の反論
6	H26.9.30	(O) 領収証 100,000 甲第71号証の6 (H28.10.4修正)乙第51. 52号証	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)
7	H26.10.31	10月分政務調査費研究補助業務代 100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)
8	H26.11.28	11月分 政務調査費研究補助業務代 100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)
9	H26.12.26	12月分 政務調査費研究補助業務代 100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)
10	H27.1.30	1月分 政務調査費研究補助業務代 100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)
11	H27.2.27	2月分 政務調査費研究補助業務代 100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)
12	H27.3.31	3月分 政務調査費研究補助業務代 100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	100,000 (H28.10.4修正)	1,200,000 (O)	1,200,000 (O)	1,200,000 (O)	1,200,000 (O)

費件の議員田西表乙別

別表AA 本吉議員の人事費

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出し証する書面	原告主張の違法支岡額 (円)	振込金受取書
11	H27.2.26		200,000	100,000	甲第72号証の11 乙第28号証 乙第44～49号証	100,000	甲第72号証の11 乙第28号証 乙第44～49号証
12	H27.3.23		200,000	100,000	甲第72号証の12 乙第28号証 乙第44～49号証	100,000	甲第72号証の12 乙第28号証 乙第44～49号証

西田議員は、当該雇用者が改務活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないことと、これが外務活動費などではない、当該雇用者が改務活動費の人件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第28号証のとおりである。また、西田議員は株式会社アリババートに手帳を交付しているが、このことを理由として改務活動費を人件費に充当することが違法であるものではないと、前項、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙44～乙45)。

西田議員は、当該雇用者が改務活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないことと、これが外務活動費などではない、当該雇用者が改務活動費の人件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第28号証のとおりである。また、西田議員は株式会社アリババートに手帳を交付しているが、このことを理由として改務活動費を人件費に充当することが違法であるものではないと、前項、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙44～乙45)。

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出し証する書面	原告主張の違法支岡額 (円)	被告の反論
1	H26.4.1	バイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の1 乙第29、30号証	85,000	「バイト代」は2分の1を先に支給してあるものの、改務活動費の人事費に該当している雇用実態を証すべき書面を議長へ提出していないから、当該支岡額は、違法支岡額である。
2	H26.5.1	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の2 乙第29、30号証	85,000	「アルバイト代」は2分の1を先に支給してあるものの、改務活動費の人事費に該当している雇用実態を証すべき書面を議長へ提出していないから、当該支岡額は、違法支岡額である。
3	H26.6.1	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の3 乙第29、30号証	85,000	「アルバイト代」は2分の1を先に支給してあるものの、改務活動費の人事費に該当している雇用実態を証すべき書面を議長へ提出していないから、当該支岡額は、違法支岡額である。
4	H26.6.21	黎明だより配り代金	20,000	20,000	領收証 甲第73号証の4 乙第31～33号証 乙第61号証	20,000	「黎明だより配り代金」は、改務活動費の人事費に該当していないから、当該支岡額は、違法支岡額である。
5	H26.7.1	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の5 乙第29、30号証	85,000	「アルバイト代」は2分の1を先に支給してあるものの、改務活動費の人事費に該当している雇用実態を証すべき書面を議長へ提出していないから、当該支岡額は、違法支岡額である。

西田議員は、当該雇用者が改務活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないことと、これが外務活動費などではない、当該雇用者が改務活動費の人件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第28号証のとおりである。また、西田議員は株式会社アリババートに手帳を交付しているが、このことを理由として改務活動費を人件費に充当することが違法であるものではないと、前項、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙44～乙45)。

西田議員は、当該雇用者が改務活動費の人事費に該当する労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないことと、これが外務活動費などではない、当該雇用者が改務活動費の人件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第28号証のとおりである。また、西田議員は株式会社アリババートに手帳を交付しているが、このことを理由として改務活動費を人件費に充当することが違法であるものではないと、前項、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙44～乙45)。

西田議員は、当該雇用者が改務活動費の人事費に該当する労働実態を証すべき書面を議長へ提出していないことと、これが外務活動費などではない、当該雇用者が改務活動費の人件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第28号証のとおりである。また、西田議員は株式会社アリババートに手帳を交付しているが、このことを理由として改務活動費を人件費に充当することが違法であるものではないと、前項、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙44～乙45)。

西田議員は、当該雇用者が改務活動費の人事費に該当する労働実態を証すべき書面を議長へ提出していることと、これが外務活動費などではない、当該雇用者が改務活動費の人件費に該当する労働実態があることを証すべき書面は、乙第28号証のとおりである。また、西田議員は株式会社アリババートに手帳を交付しているが、このことを理由として改務活動費を人件費に充当することが違法であるものではないと、前項、名古屋高等裁判所金沢支那及び最高裁判所において認められている(乙44～乙45)。

6	H26.8.1	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の6 乙第29、30号証	85,000
7	H26.9.1	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の7 乙第29、30号証	85,000
8	H26.10.1	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の8 乙第29、30号証	85,000
9	H26.10.31	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の9 乙第29、30号証	85,000
10	H26.11.21	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の10 乙第29、30号証	85,000
11	H26.12.30	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の11 乙第29、30号証	85,000
12	H27.1.31	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の12 乙第29、30号証	85,000
13	H27.2.27	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の13 乙第29、30号証	85,000
14	H27.3.31	アルバイト代	170,000	85,000	領收証 甲第73号証の14 乙第29、30号証	85,000
						1,125,000

「アルバイト代」は2分の1倍分充当
支出としているものの、改修活動費の人
件費の内審に該当している雇用実態を
認する書面を議長へ提出していないか
ら、当該支出額は、違法支出額である。

雇用実態を証すべき書面を議長に提出することは必要ではない(乙3p3参考)

別表AB 費件の人事議論員善田

別表AC 中村議員の人物費

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する書面	原告主張の違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.4.25	平成26年4月分 給料	170,000	85,000	領收証 甲第75号証の1 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人物費に該当している労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1接分が当している支出額でも、全額、違法支出額である。	労働実績を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙3p3参照)、議長に労働実績を証すべき書面を提出していない。また、労働実態を証する書面は、乙第36号証のどちらである。
2	H26.5.23	平成26年5月分 給料	170,000	85,000	領收証 甲第75号証の2 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人物費に該当している労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1接分が当している支出額でも、全額、違法支出額である。	労働実績を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙3p3参照)、議長に労働実績を証すべき書面を提出していない。また、労働実態を証する書面は、乙第36号証のどちらである。
3	H26.6.25	平成26年6月分 絙料	170,000	85,000	領收証 甲第75号証の3 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人物費に該当している労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1接分が当している支出額でも、全額、違法支出額である。	労働実績を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙3p3参照)、議長に労働実績を証すべき書面を提出していない。また、労働実態を証する書面は、乙第36号証のどちらである。
4	H26.7.25	平成26年7月分 絙料	170,000	85,000	領收証 甲第75号証の4 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人物費に該当している労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1接分が当している支出額でも、全額、違法支出額である。	労働実績を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙3p3参照)、議長に労働実績を証すべき書面を提出していない。また、労働実態を証する書面は、乙第36号証のどちらである。
5	H26.8.25	平成26年8月分 絙料	170,000	85,000	領收証 甲第75号証の5 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人物費に該当している労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1接分が当している支出額でも、全額、違法支出額である。	労働実績を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙3p3参照)、議長に労働実績を証すべき書面を提出していない。また、労働実態を証する書面は、乙第36号証のどちらである。
6	H26.9.25	平成26年9月分 絡料	170,000	85,000	領收証 甲第75号証の6 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人物費に該当している労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1接分が当している支出額でも、全額、違法支出額である。	労働実績を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙3p3参照)、議長に労働実績を証すべき書面を提出していない。また、労働実態を証する書面は、乙第36号証のどちらである。
7	H26.10.24	平成26年10月分 絡料	170,000	85,000	領收証 甲第75号証の7 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人物費に該当している労働実態があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1接分が当している支出額でも、全額、違法支出額である。	労働実績を証すべき書面を議長に提出することは必要ではなく(乙3p3参照)、議長に労働実績を証すべき書面を提出しない。また、労働実態を証する書面は、乙第36号証のどちらである。

8	H26.11.25	平成26年11月分 給料	170,000	85,000	領収証 甲第75号証の8 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人件費に該当する部分を議長へ提出している支出額でも、全額、違法支出額である。
9	H26.12.25	平成26年12月分 給料	170,000	85,000	領収証 甲第75号証の9 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人件費に該当する部分を議長へ提出している支出額でも、全額、違法支出額である。
10	H27.1.23	平成27年1月分 給料	170,000	85,000	領収証 甲第75号証の10 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人件費に該当する部分を議長へ提出している支出額でも、全額、違法支出額である。
11	H27.2.25	平成27年2月分 給料	170,000	85,000	領収証 甲第75号証の11 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人件費に該当する部分を議長へ提出している支出額でも、全額、違法支出額である。
12	H27.3.25	平成27年3月分 給料	170,000	85,000	領収証 甲第75号証の12 乙第36号証	85,000	中村議員は、当該雇用者が改修活動費の人件費に該当する部分を議長へ提出している支出額でも、全額、違法支出額である。
						1,020,000	

別表AD 燃田議員の人事費

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出去証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	期日記載 無	(アルバイト代 (H26年4月分))	82,500	82,500	給与支払明細書 (平成26年4月) 改修活動費支出し証明書 甲第76号証の1 乙第37・79号証	82,500	燃田議員は、当該雇用者が改修活動費の人件費に該当する部分を議長へ提出していないから、2分の1倍分が充当している支出額でも、全額、違法支出額である。	燃田議員は、当該雇用者が改修活動費の人件費に該当する部分を議長へ提出していないから、2分の1倍分が充当している支出額でも、全額、違法支出額である。

2	期日記載 無	(アルバイト代 (H26年5月分))	82,500	82,500	給与支払明細書 (平成26年5月) 改務活動費支出證明書 甲第76号証の2 乙第37、79号証	82,500
3	期日記載 無	(アルバイト代 (H26年6月分))	97,500	97,500	給与支払明細書 (平成26年6月) 改務活動費支出證明書 甲第76号証の3 乙第37、79号証	97,500
4	期日記載 無	(アルバイト代 (H26年7月分))	90,000	90,000	給与支払明細書 (平成26年7月) 改務活動費支出證明書 甲第76号証の4 乙第37、79号証	90,000
5	期日記載 無	(アルバイト代 (H26年8月分))	82,500	82,500	給与支払明細書 (平成26年8月) 改務活動費支出證明書 甲第76号証の5 乙第37、79号証	82,500
6	期日記載 無	(アルバイト代 (H26年9月分))	82,500	82,500	給与支払明細書 (平成26年9月) 改務活動費支出證明書 甲第76号証の6 乙第37、79号証	82,500
7	期日記載 無	(アルバイト代 (H26年10月分))	90,000	90,000	給与支払明細書 (平成26年10月) 改務活動費支出證明書 甲第76号証の7 乙第37、79号証	90,000
8	期日記載 無	(アルバイト代 (H26年11月分))	75,000	75,000	給与支払明細書 (平成26年11月) 改務活動費支出證明書 甲第76号証の8 乙第37、79号証	75,000
9	期日記載 無	(アルバイト代 (H26年12月分))	82,500	82,500	給与支払明細書 (平成26年12月) 改務活動費支出證明書 甲第76号証の9 乙第37、79号証	82,500

10	期日記載 無	(アルバイト代 (H27年1月分))	82,500	82,500	給与支払明細書 (平成27年1月) 政務活動費支出証明書 甲第76号証の10 乙第37、79号証	82,500	82,500	田議員は、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実績があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1を分光当している支出額でも、全額、違法支出額である。
11	期日記載 無	(アルバイト代 (H27年2月分))	82,500	82,500	給与支払明細書 (平成27年2月) 政務活動費支出証明書 甲第76号証の11 乙第37、79号証	82,500	82,500	田議員は、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実績があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1を分光当している支出額でも、全額、違法支出額である。
12	期日記載 無	(アルバイト代 (H27年3月分))	90,000	90,000	給与支払明細書 (平成27年3月) 政務活動費支出証明書 甲第76号証の12 乙第37、79号証	90,000	90,000	田議員は、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実績があることを証する書面を議長へ提出していないから、2分の1を分光当している支出額でも、全額、違法支出額である。

別表AE 米田議員の人物費

番号	支出日	支出内容	支出額 (円)	充当額 (円)	支出を証する 書面	原告主張の 違法支出額 (円)	原告の主張	被告の反論
1	H26.4.25		70,000	70,000 (H28.3.31修正)	(O) 給与支払確認書 甲第77号証 乙第4、5号証	70,000	米田議員は、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実績があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。	米田議員から、政務活動費支報告書の修正がなされており、任意選済みである(乙4、乙5)。
2	H26.5.23		70,000	70,000 (H28.3.31修正)	(O) 給与支払確認書 甲第77号証 乙第4、5号証	70,000	米田議員は、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実績があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。	米田議員から、政務活動費支報告書の修正がなされており、任意選済みである(乙4、乙5)。
3	H26.6.25		70,000	70,000 (H28.3.31修正)	(O) 給与支払確認書 甲第77号証 乙第4、5号証	70,000	米田議員は、当該雇用者が改修活動費の人事費に該当する労働実績があることを証する書面を議長へ提出していないから、当該支出額は、全額、違法支出額である。	米田議員から、政務活動費支報告書の修正がなされており、任意選済みである(乙4、乙5)。

これは正本である。

令和2年10月19日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 小坂

